



那覇市 こども計画

こどもまんなか社会の
実現に向けて

2025(令和7)年4月～2030年(令和12)年3月



2025(令和7)年3月

那覇市

表紙裏

はじめに

はいさい ぐすーよー ちゅうがなびら。

那覇市こども計画は、「こども基本法」に基づき、少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画を包含し、本市においてこれまで実施してきた、子ども・子育て支援事業計画などこどもに関する施策を更に充実させ、また、「こどもの権利」についての施策等を統一的にすすめていくことを目的に策定しております。



本市は、これまで那覇市子ども・子育て支援事業計画により、待機児童の解消をはじめとする「子育て支援の充実」を市政運営の最重要課題に掲げ、施設の整備、公立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行の推進、保育士等の確保のための取り組みなどのほか、教育・保育の質の向上や地域子ども・子育て支援事業の拡充などを行ってきました。

一方、近年、全国的に「こどもの権利」への関心が高まり、国においては、こどもの健やかな成長、子育てに対する支援やこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うために「こども家庭庁」が設置され、また、こどもに関する施策を総合的に推進することを目的に2023（令和5）年4月「こども基本法」が施行されました。

那覇市こども計画の策定過程においては、「こどもの権利」の内容の一つである「こどもの意見表明権」の尊重の観点から、こども・若者のニーズを的確に把握するためのアンケート調査、こども会議、こどもインタビューを実施し、子育て当事者のニーズを把握するためのアンケート調査も実施しました。

さらに、学識経験者や関係機関・関係団体の代表者、教育関係者、子育て当事者、学生などから構成される「那覇市こども政策審議会」において、調査結果や計画の内容について審議していただき、那覇市こども計画（素案）に関するパブリックコメントなどを実施してきました。

このような過程を経て作成した那覇市こども計画は「安全安心で 全てのこども・若者がすこやかに成長し、住みやすく 暮らしやすく 幸せを実感できる こどもまんなか NAHA」を基本理念に掲げております。本計画に基づき、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各施策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な見地からご意見をいただいた那覇市こども政策審議会の委員や関係団体の皆様をはじめ、アンケートや市民意見募集、こども会議などにご協力いただきました市民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

いっぺー にふえーでーびる。

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 こども大綱との関係	3
4 計画の期間	3
5 計画の対象となる者	3
6 計画の策定体制	4
7 こどもまんなか社会の実現	5
8 こども大綱に沿った計画策定	6
9 SDGsとの関連	8
第2章 那覇市のこども・若者を取り巻く現状と課題	9
1 那覇市の状況	9
2 子育て環境の現状	15
3 こどもの貧困を取り巻く現状	19
4 こども・若者を取り巻く現状	26
5 ニーズ調査の結果から見える現状と課題	33
6 こども・若者の主張	50
第3章 計画の基本的な考え方	57
1 本計画における目指すまちの姿	57
2 基本理念	57
3 基本理念に込めた思い	58
4 計画の数値目標	59
第4章 こども施策に関する重要施策	60
1 ライフステージを通じた重要施策	60
2 ライフステージ別の取組	66
3 子育て当事者への支援に関する取組	70
4 こども・若者の社会参画・意見反映	71
5 こども施策の共通の基盤となる取組	72
第5章 こども施策の進捗状況を検証するための指標	73
1 ライフステージを通じた重要施策に関する指標	73
2 ライフステージ別の取組に関する指標	76
3 子育て当事者への取組に関する指標	79

第6章 子ども・子育て支援事業計画（第3期）	81
1 教育・保育提供区域の設定	81
2 量の見込みの算出方法と認定区分	81
3 将来人口推計	81
4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	83
5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	102
6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保	102
第7章 次世代育成支援対策としての関連施策(行動計画)	103
1 こどもの健全育成にむけた児童館の活用の推進	103
2 母子生活支援施設における児童の福祉の増進	106
3 こども家庭センターなはの設置	107
第8章 計画の進行管理	109
1 計画の推進に向けて	109
2 計画の中間見直し及び次期計画の改訂について	110
資料編	111
1 那覇市こども政策審議会規則	111
2 那覇市こども政策審議会委員名簿	114
3 那覇市こども計画策定経過	115
4 パブリックコメントの実施結果	116
5 那覇市子育て支援ロードマップ	117

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、こどもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であることを理由に、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、国は2012（平成24）年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

また、2018（平成30）年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後のこどもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、2019（令和元）年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、子ども・子育てに関する法制度を整備しているところです。

さらに、2023（令和5）年4月に、国において、日本国憲法及び子どもの権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すため、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されるとともに、「こども家庭庁」が発足されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現が目指されており、行政をはじめ、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。

また、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として今後3年間における少子化対策への集中的な取組が位置付けられたほか、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」が発足し、2026（令和8）年度からの本格的な施行開始に向けて準備が進められています。

本市においては、これまで国や沖縄県の動向を踏まえながら「那覇市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という）を2020（令和2）年3月に策定し、「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA」を目指し、様々な子育て支援施策に取り組んできました。

前計画が2024（令和6）年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本市の状況や前計画の進捗状況を踏まえ、新たに「那覇市子ども計画」（以下「本計画」という）を策定し、切れ目のない子ども・子育て支援の充実を進めていくとともに、本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めます。

2 計画の法的根拠と位置づけ

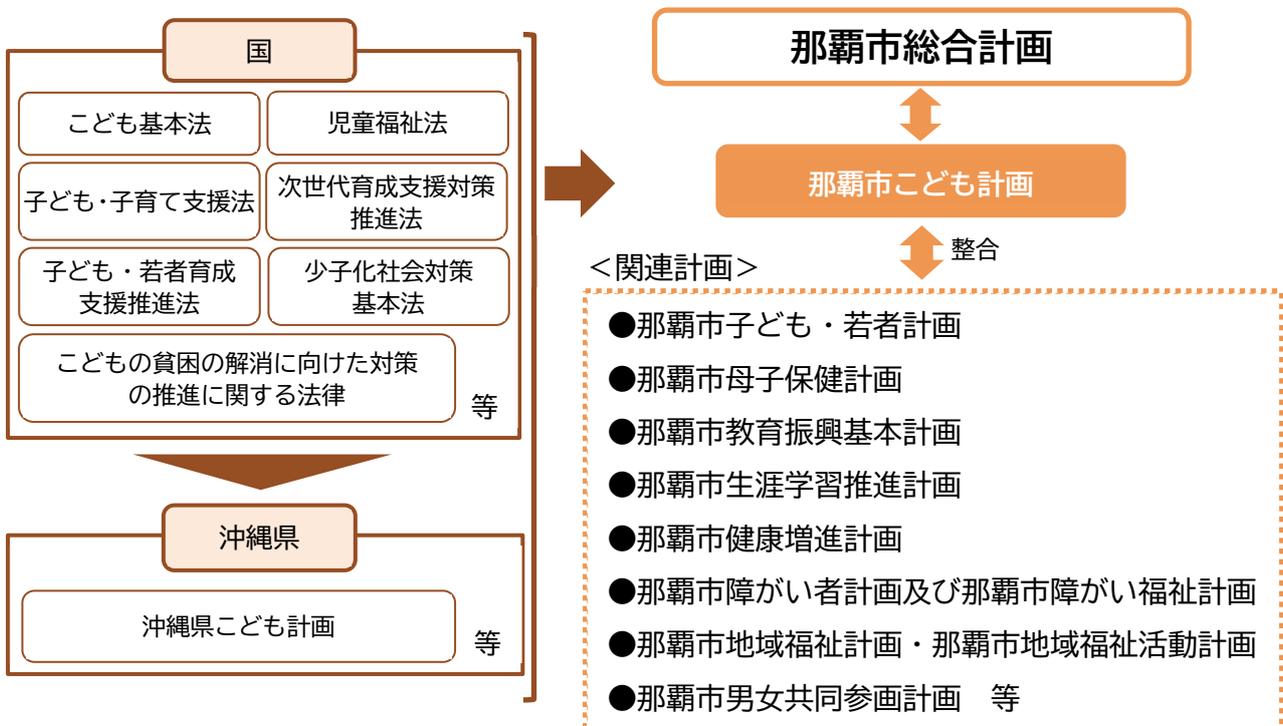
こども基本法第10条第2項において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

また、こども基本法第10条第5項では、こども計画を既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成できることとされています。

- ❖ 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画
- ❖ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画
- ❖ その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

本市では、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法に係る市町村行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「少子化対策計画」を一体のものとして作成することにより、こども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、市民にとって一層分かりやすいものとするを旨とし、本計画を策定します。

また、市の最上位計画である「総合計画」をはじめ、「地域福祉計画」、「障がい者計画」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定します。



3 こども大綱との関係

市町村こども計画は、こども基本法第10条第1項及び第2項において、国が策定する「こども大綱」を勘案して定めることとされています。

国の「こども大綱」は、こども基本法第9条第3項において、下記に挙げる事項を含むものでなければならないため、本計画もこども大綱を勘案し策定します。

- ❖ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ❖ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ❖ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項

4 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5か年とします。計画最終年度である2029（令和11）年度には計画の達成状況の確認と見直しを行うこととし、必要に応じ計画期間中の見直しも行うこととします。

2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度	2024年度 R6年度	2025年度 R7年度	2026年度 R8年度	2027年度 R9年度	2028年度 R10年度	2029年度 R11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画									
					那覇市こども計画				

5 計画の対象となる者

本計画の対象とするこども・若者の年齢は、必要な施策ごとに対象者を定めることとします。

なお、本計画におけるこども・若者の範囲は、0歳から概ね30歳未満とし、「乳幼児期（0歳から5歳）」、「学童期（6歳から12歳）」、「思春期（13歳から18歳）」、「青年期（19歳から29歳）」と区分しますが、施策によっては「ポスト青年期（30歳から39歳）」の者も対象とします。

6 計画の策定体制

(1) 那覇市子ども政策審議会による審議

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。

そのため、学識経験者や、関係機関・関係団体の代表者、教育関係者、子育ての当事者、学生などから構成される「那覇市子ども政策審議会」において、関係団体からのヒアリング等も踏まえ、市の子どもや若者の支援における課題や方向性を検討し、地域の実情にあった子どもや若者、その他の支援施策が展開できるよう議論を重ねました。

(2) 那覇市子ども計画検討会議及び那覇市子ども・子育て支援事業計画策定検討チームの設置

那覇市子ども政策審議会とともに、庁内においても計画を策定するための那覇市子ども計画検討会議及び那覇市子ども・子育て支援事業計画策定検討チームを設置し、子どもみらい部及び関係各課の職員において計画の内容について協議を行ってきました。

(3) アンケート等の実施

本計画の策定にあたっては、子どもや若者、子育て当事者等の状況やニーズを的確に把握し、より実効性ある計画とするため、「子ども・子育て支援ニーズ調査」、「子どもの生活状況調査」、「子ども計画のための意識調査」の3つの調査を実施しました。また、保育園、幼稚園、子ども園などの市内全事業所に対するアンケート調査を実施するとともに、回答をいただいた事業所のうち20箇所を対象にヒアリング調査を行いました。

(4) 子ども・若者、子育て当事者からの意見聴取・意見募集

本計画の策定にあたっては、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向け、子どもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、誰一人取り残さず、全ての子どもの健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められています。子ども政策決定過程において、本計画の対象となる子ども・若者、子育て当事者等の意見を幅広く取り入れるため、各種ニーズ調査をはじめ、子ども会議、子どもインタビュー、市のホームページを用いた意見募集など、意見聴取の取組や意見募集を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

実施期間：2025(令和7)年2月4日から2025(令和7)年3月3日

7 こどもまんなか社会の実現

(1) こどもまんなか社会の実現

本計画は、「こども大綱」を勘案し、本市における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、具体的には以下のことを指します。

(2) 全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ❖ 心身ともに健やかに成長することができます。
- ❖ 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができます。
- ❖ 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができます。
- ❖ 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができます。
- ❖ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができます。
- ❖ 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できます。
- ❖ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができます。
- ❖ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができます。
- ❖ 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができます。

(3) 20代、30代を中心とする若い世代が

- ❖ 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができます。
- ❖ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができます。
- ❖ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができます。
- ❖ 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができます。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができます。

8 こども大綱に沿った計画策定

(1) こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱をこども施策の基本的な方針としています。本計画においても、以下の6つをこども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) ライフステージを通じた重要施策

施策を進めるにあたっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要です。本計画においても、次の重要事項に取り組めます。

- ① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ③ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ④ こどもの貧困対策
- ⑤ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- ⑥ 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援
- ⑦ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(3) ライフステージ別の取組

こどもの誕生前から幼児期まで	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ●こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生（充実）等 ●居場所づくり ●小児医療体制、心身の健康等についての情報提供 ●成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ●いじめ防止 ●不登校のこどもへの支援 ●校則の見直し ●体罰や不適切な指導の防止 ●高校中退後の支援
青年期	<ul style="list-style-type: none"> ●結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ●悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(4) 子育て当事者への支援に関する取組

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが重要です。本計画においても、次の重要事項に取り組みます。

- ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ② 地域子育て支援、家庭教育支援
- ③ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ④ ひとり親家庭への支援

9 SDGsとの関連

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015 (平成 27) 年9月の国連サミットで、国連加盟国 193 か国全ての国の合意により採択されたもので、2030 (令和 12) 年までに持続可能でより良い世界を目指すため、貧困撲滅、自然環境、経済成長、不平等の解消などの 17 の目標 (ゴール) と、169 の具体的な活動 (ターゲット) により構成されています。

SDGs は、先進国・途上国共通の目標であり、「誰一人取り残さない」という理念の下、全ての国において、行政、企業、教育機関などのあらゆるステークホルダー (関係者) が役割を重視し、経済、社会、環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意された普遍的なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

本市においても、関連する以下の 11 の開発目標について、本計画の各施策を推進していきます。

 1 貧困をなくそう	 2 飢餓をゼロに
 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに
 5 ジェンダー平等を実現しよう	 8 働きがいも経済成長も
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 10 人や国の不平等をなくそう
 11 住み続けられるまちづくりを	 16 平和と公正をすべての人に
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 那覇市のこども・若者を取り巻く現状と課題

1 那覇市の状況

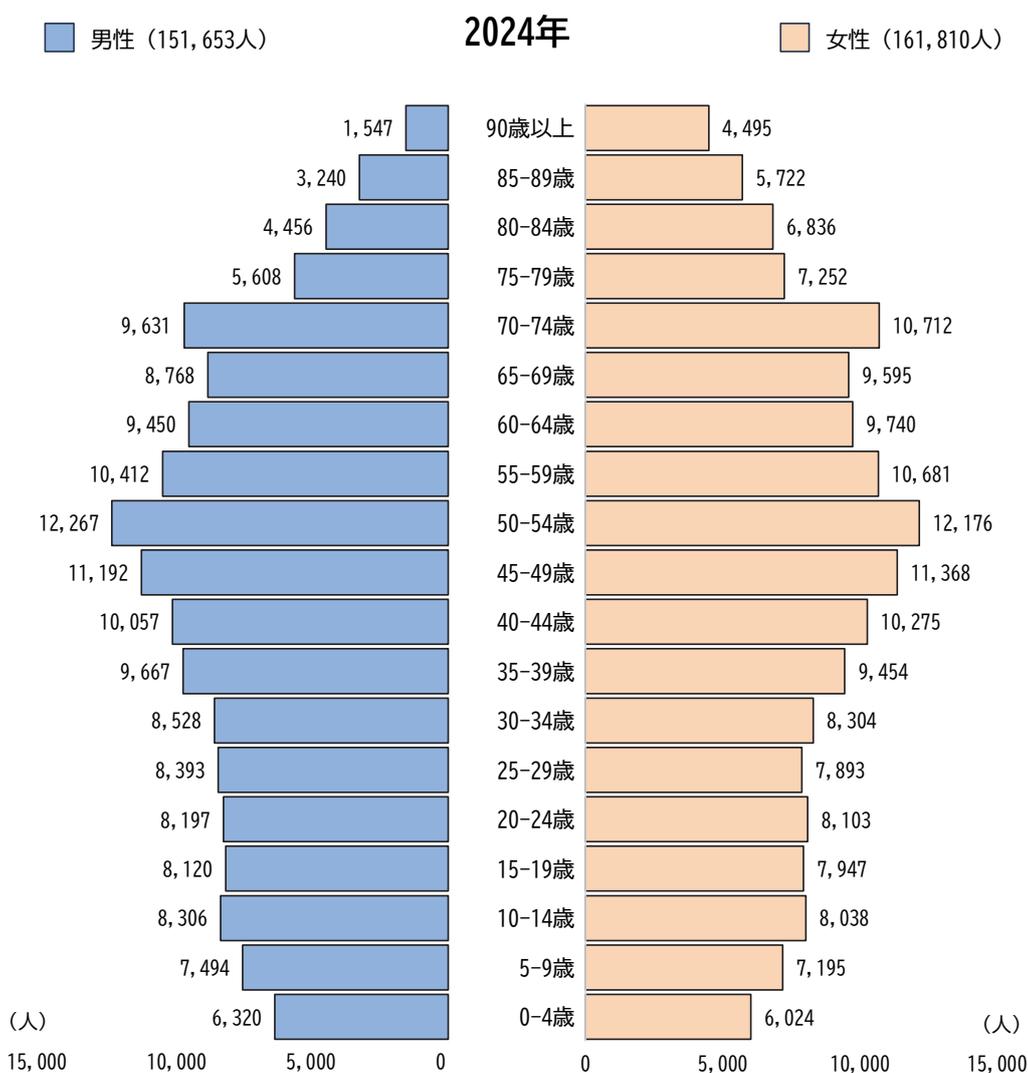
人口や世帯の状況

(1) 人口ピラミッド

本市の総人口は、2024（令和6）年4月1日時点で313,463人となっています。

人口ピラミッドをみると、「団塊ジュニア世代」と呼ばれる45歳から49歳、50歳から54歳の人口が最も多くなっており、4歳以下の人口が「団塊ジュニア世代」と比べて約半分と少なくなっています。

図表1 人口ピラミッド

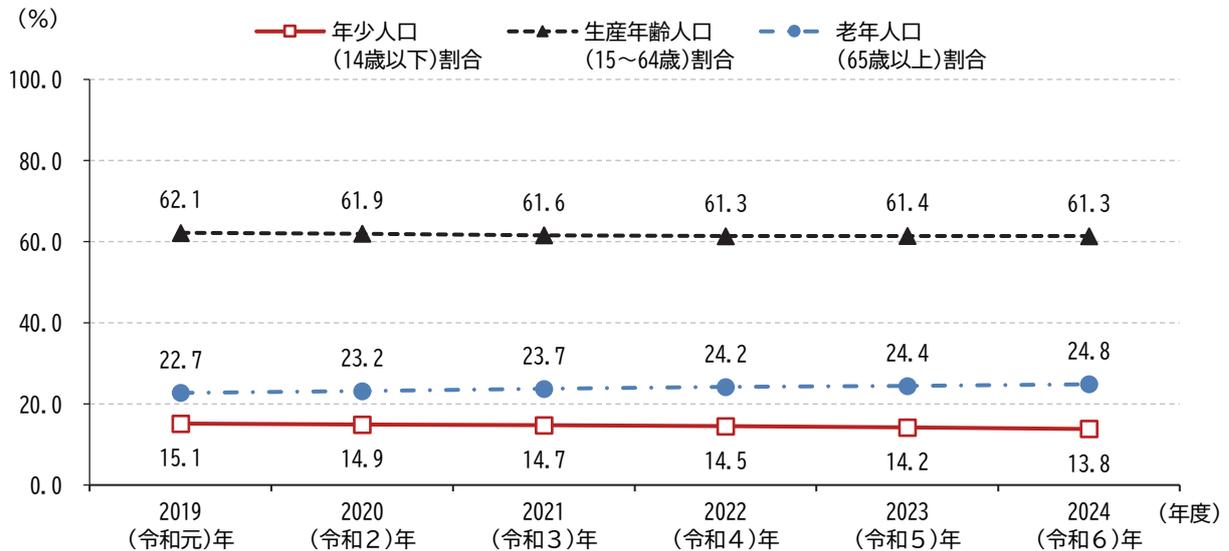
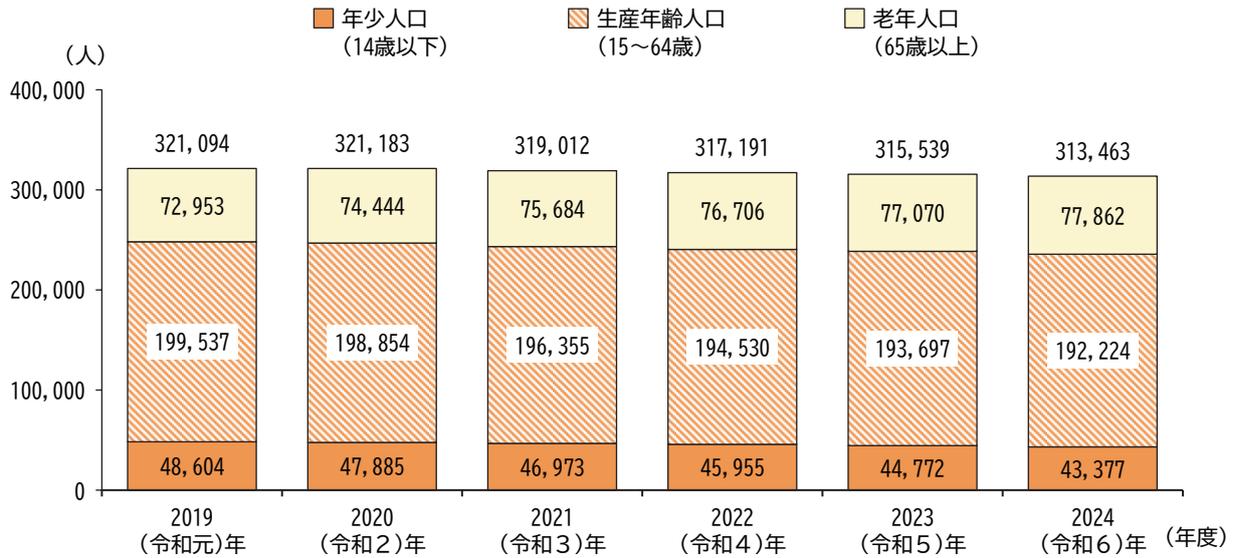


資料：住民基本台帳（2024（令和6）年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、2020（令和2）年度以降、減少が続いており、特に年少人口（14歳以下）の減少幅が大きく、年齢3区分別人口全体に占める割合が2019（令和元）年度から2024（令和6）年度までに1.3ポイント減少しています。

図表2 年齢3区分別人口

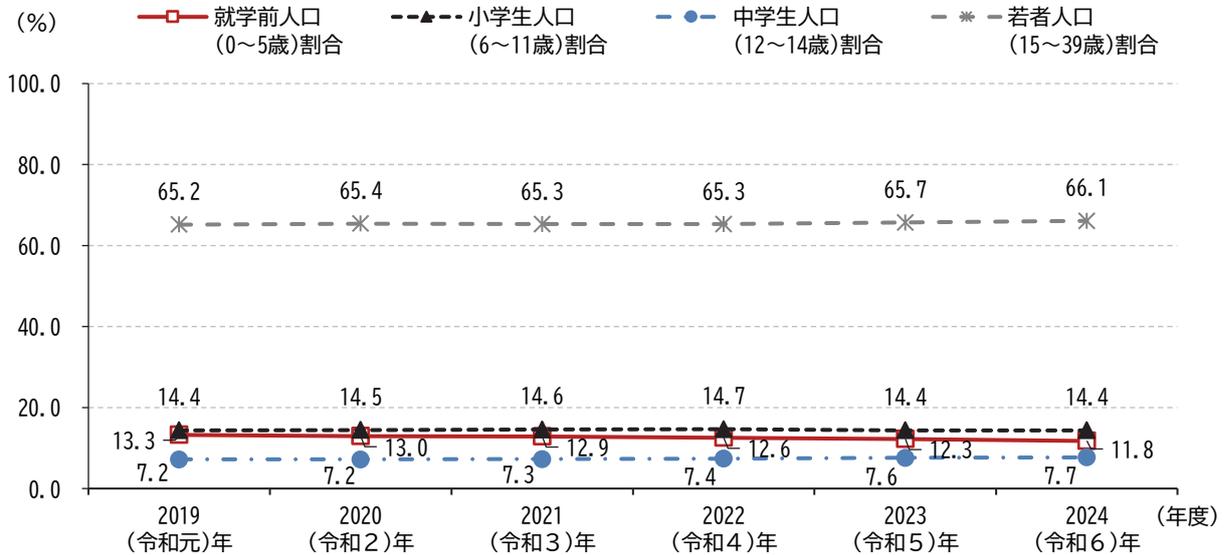
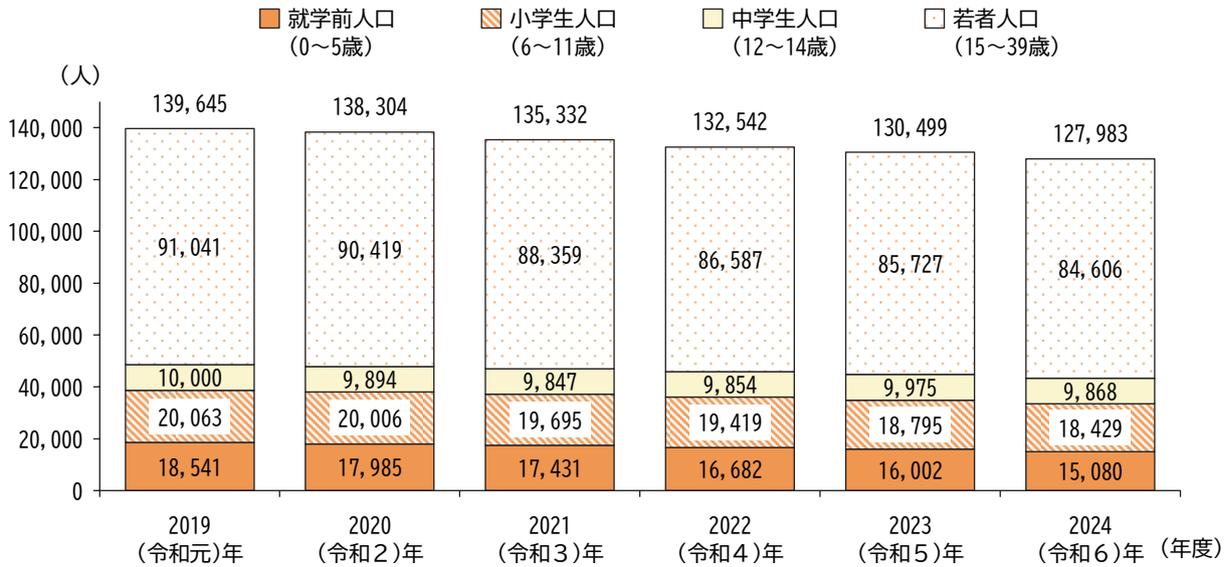


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) こども・若者人口の推移

本市の子ども・若者人口は、2019（令和元）年度以降、減少が続いており、特に就学前（0～5歳）人口の減少幅が大きく、子ども・若者人口全体に占める割合が2024（令和6）年度までに1.5ポイント減少しています。

図表3 子ども・若者人口



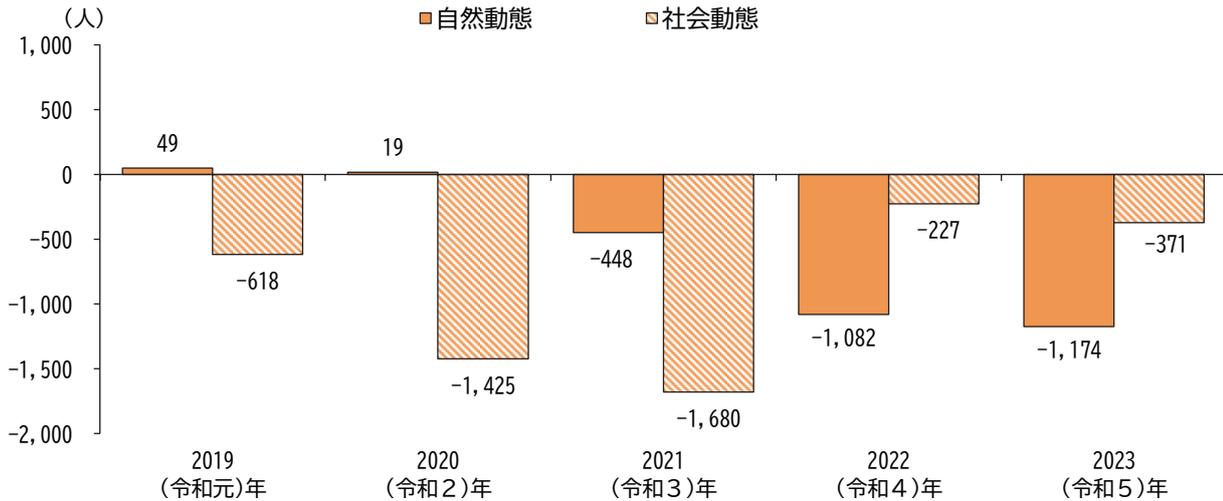
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 人口動態

本市の自然動態は、2021（令和3）年以降、死亡数が出生数を上回る状態が続いており、その減少幅が拡大傾向となっています。

また、社会動態は、2019（令和元）年以降、転出が転入を上回る状態が続いており、2021（令和3）年まではその減少幅が拡大傾向となっていました。直近の2年間はその減少幅が縮小傾向となっています。

図表4 人口動態

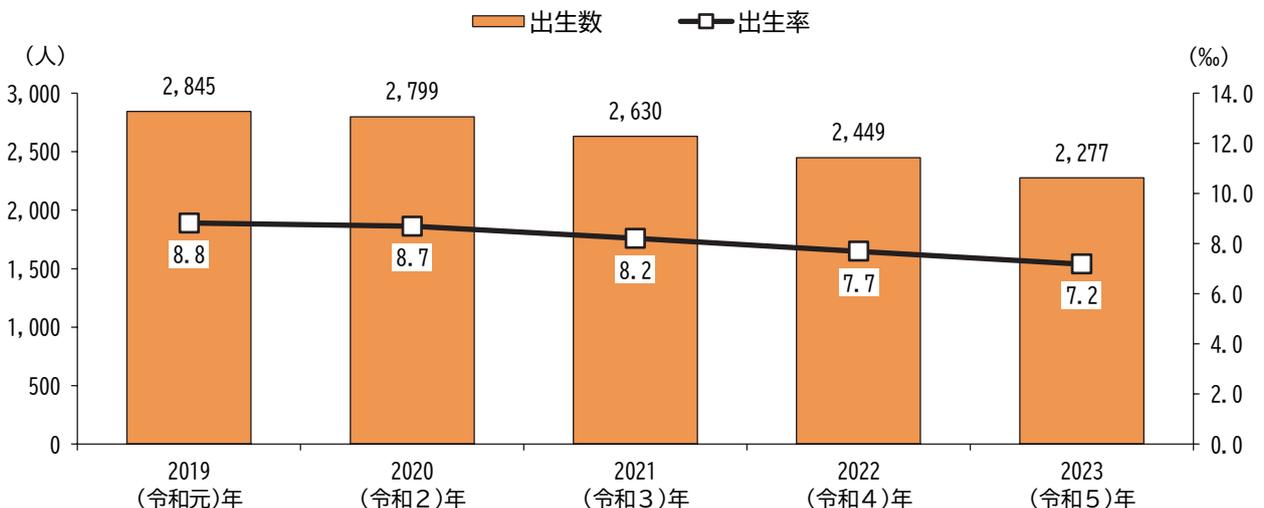


資料：那覇市統計書（各年1月1日～12月31日）

(5) 出生数の推移

本市の出生数及び出生率^{*1}は、2019（令和元）年以降、減少が続いており、2023（令和5）年の出生数は2,277人、出生率は7.2%となっています。

図表5 出生数



資料：那覇市統計書（出生数／各年1月1日～12月31日）、住民基本台帳（人口／各年1月1日）

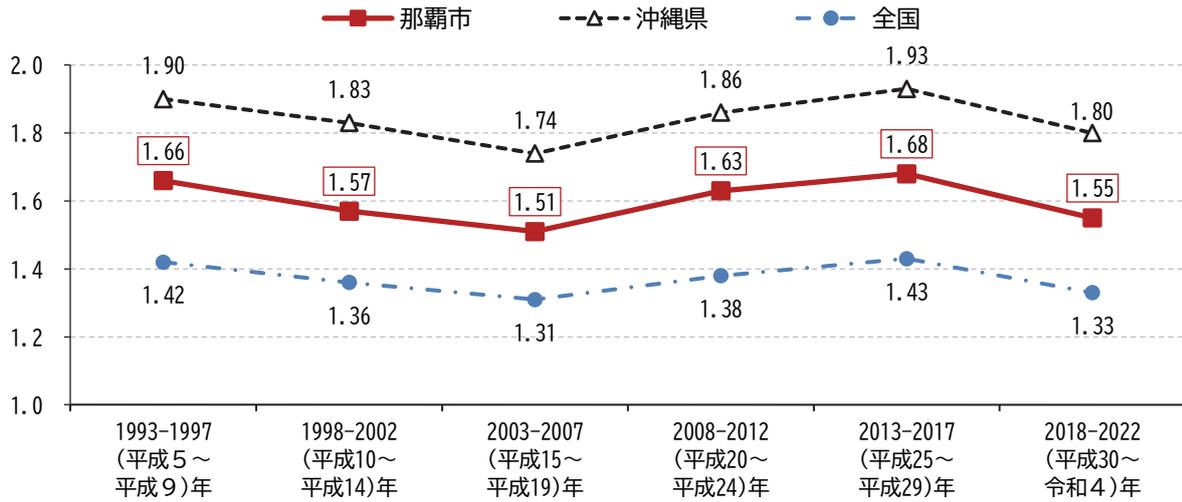
*1 「出生率」とは、出生数を人口で割った値（人口1,000人に対する出生数の割合）

(6) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率*2は、1993（平成5）年以降、1.5 から 1.7 の間で推移しており、2018-2022（平成30～令和4）年は1.55 となっています。

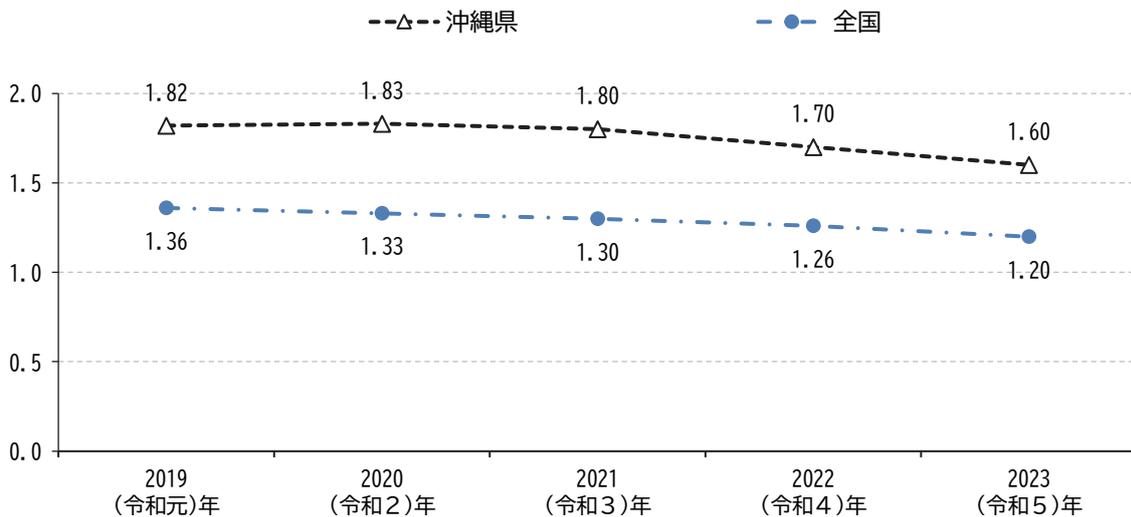
また、本市の合計特殊出生率は沖縄県より低く、全国より高い水準で推移しており、5年毎の傾向は、沖縄県や全国と同様の動きをしています。

図表6 合計特殊出生率（5年）



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

図表7 合計特殊出生率（各年）



資料：人口動態調査、那覇市統計書（出生数／各年1月1日～12月31日）

*2 「合計特殊出生率」とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産むことができるこどもの数の平均

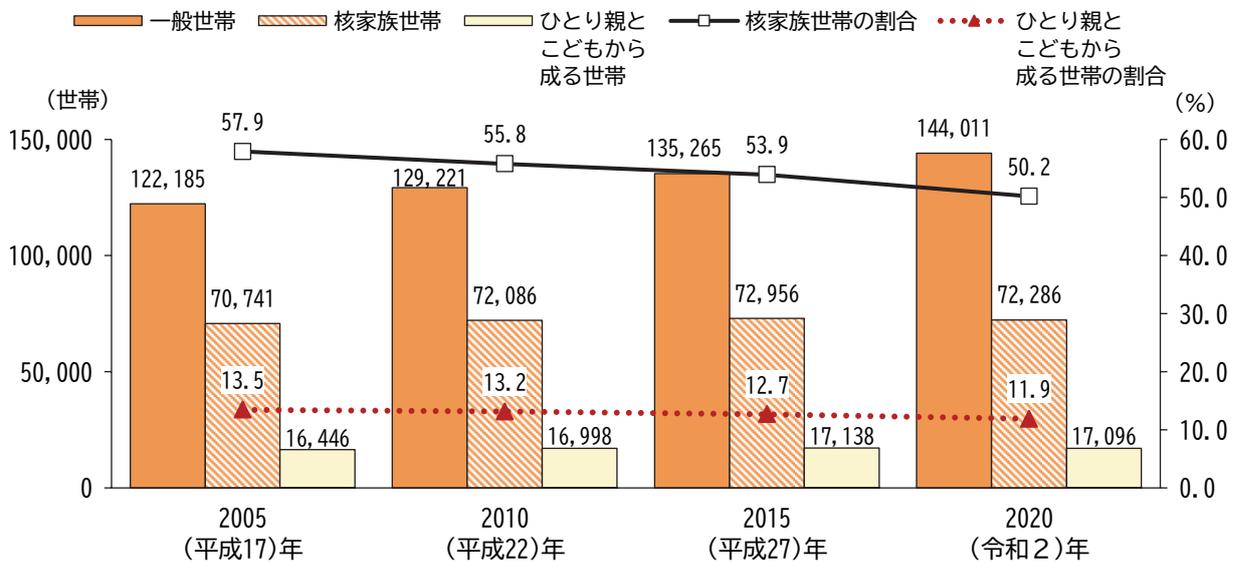
(7) 世帯の状況

本市の一般世帯数は、2005（平成 17）年以降、増加が続いており、2020（令和 2）年には 144,011 世帯となっています。

核家族世帯数とひとり親とこどもから成る世帯数は、2015（平成 27）年まで増加が続いていましたが、2020（令和 2）年は減少に転じており、同年の世帯総数に占める核家族世帯の割合は 50.2%、ひとり親とこどもから成る世帯は 11.9%となっています。

単独世帯数及び世帯割合は増加が続いており、沖縄県と比較すると、本市の単独世帯の割合が 5.9 ポイント高くなっています。

図表 8 核家族世帯とひとり親とこどもから成る世帯の状況



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

図表 9 家族類型別の状況

単位：世帯数（世帯）、世帯人員（人）

	2005(平成17年)		2010(平成22年)		2015(平成27年)		2020(令和2年)		2020(令和2年)	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	沖縄県	%
一般世帯	122,185	100	129,221	100	135,265	100	144,011	100	613,294	100
一般世帯人員	307,070	-	310,901	-	312,318	-	309,717	-	1,430,169	-
親族のみの一般世帯	81,100	66.4	81,623	63.2	81,595	60.3	79,761	55.4	374,684	61.1
核家族世帯	70,741	57.9	72,086	55.8	72,956	53.9	72,286	50.2	338,232	55.2
夫婦のみの世帯	16,062	13.1	17,474	13.5	19,452	14.4	21,137	14.7	96,510	15.7
夫婦とこどもから成る世帯	38,233	31.3	37,614	29.1	36,366	26.9	34,053	23.6	167,439	27.3
6歳未満の世帯員のいる世帯	12,023	9.8	11,784	9.1	11,505	8.5	10,386	7.2	54,933	9.0
女親(男親)とこどもから成る世帯	16,446	13.5	16,998	13.2	17,138	12.7	17,096	11.9	74,283	12.1
6歳未満の世帯員のいる世帯	1,298	1.1	1,214	0.9	1,229	0.9	1,167	0.8	6,199	1.0
核家族以外の世帯	10,359	8.5	9,537	7.4	8,639	6.4	7,475	5.2	36,452	5.9
非親族を含む世帯	1,105	0.9	1,609	1.2	1,562	1.2	1,552	1.1	7,940	1.3
単独世帯	39,980	32.7	45,895	35.5	51,519	38.1	62,298	43.3	229,602	37.4
※世帯総数のうち3世代世帯	5,812	4.8	5,377	4.2	4,718	3.5	3,665	2.5	19,797	3.2
※世帯総数のうち母子世帯	3,631	3.0	2,991	2.3	3,060	2.3	2,721	1.9	13,575	2.2
6歳未満の世帯員のいる母子世帯	773	0.6	577	0.4	610	0.5	530	0.4	3,040	0.5
※世帯総数のうち父子世帯	363	0.3	290	0.2	314	0.2	266	0.2	1,651	0.3
6歳未満の世帯員のいる父子世帯	32	0.0	33	0.0	29	0.0	18	0.0	174	0.0

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

2 子育て環境の現状

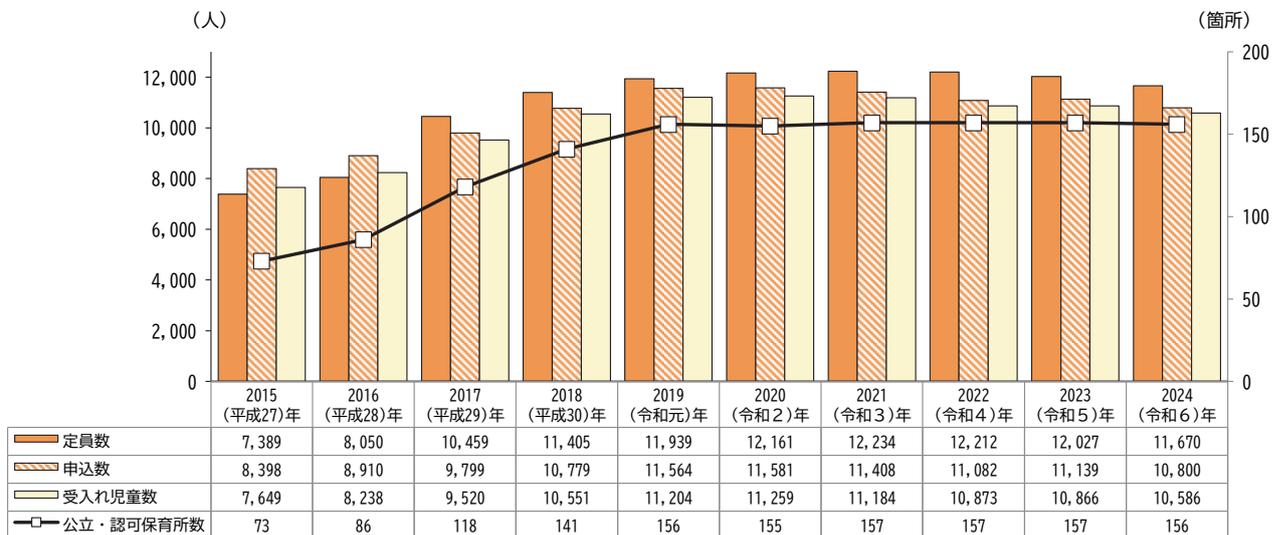
保育所の整備と待機児童の状況

(1) 保育所の整備状況

本市の公立・認可保育所等の施設数及び定員数は、近年減少傾向となっており、2024（令和6）年は施設数が156箇所、定員が11,670人となっています。申込数、受け入れ児童数も減少傾向となっていますが、2017（平成29）年以降は申込数を上回る定員数を確保しています。

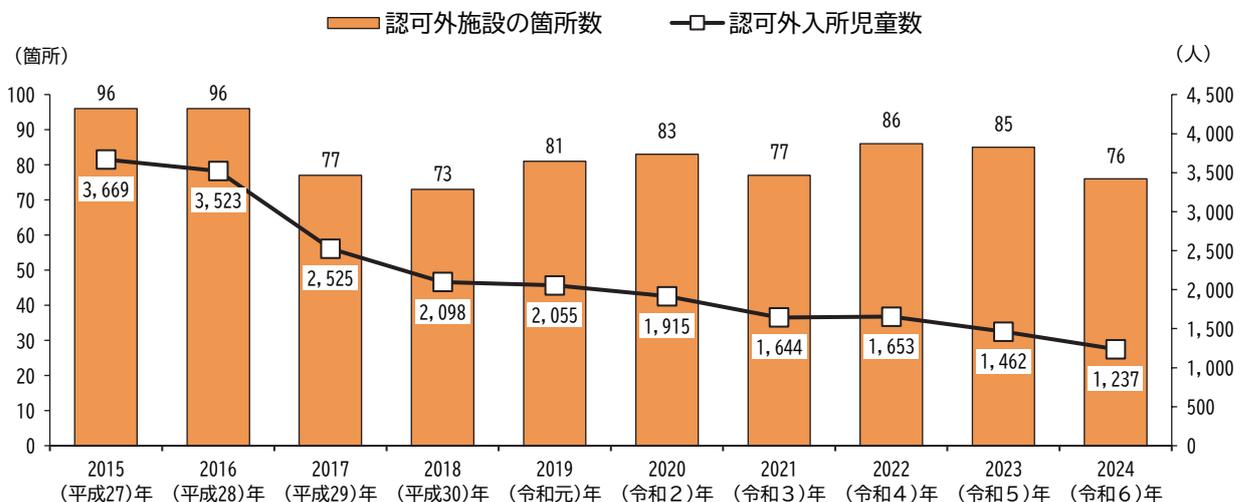
認可外の施設数及び入所児童数をみると、2016（平成28）年以降、減少傾向となっており、2024（令和6）年は施設数が76箇所、入所児童数が1,237人となっています。

図表10 公立・認可保育所等の受け入れ状況(認定こども園、小規模保育事業等を含む)



資料：こども政策課

図表11 認可外施設の受け入れ状況



※認可外入所児童数には、他市町村からの入所児童を含む

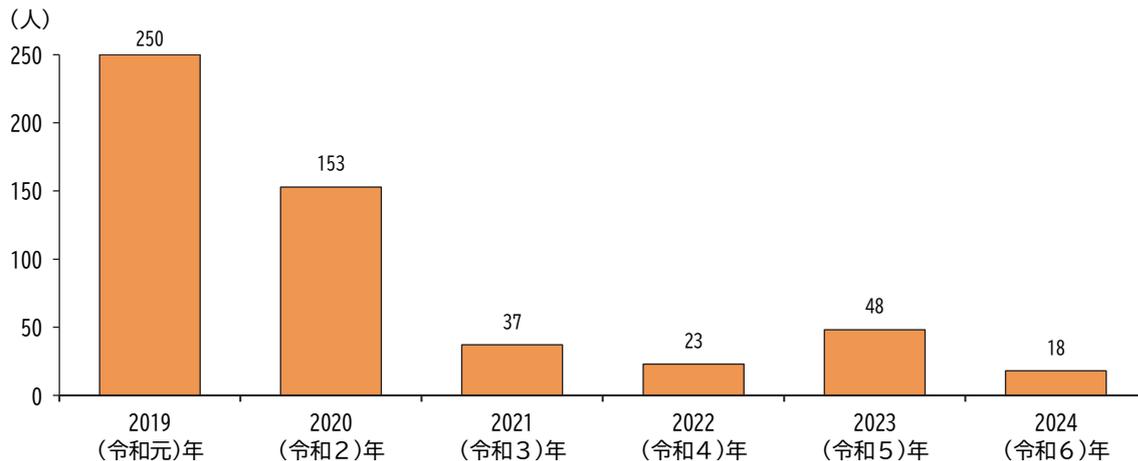
資料：こども政策課

(2) 待機児童の推移

本市の待機児童数は、2019（令和元）年以降、概ね減少が続いており、2024（令和6）年4月1日現在で18人、前年と比較し30人の減少となっています。

沖縄県内の市町村と比較すると、待機児童数が多い傾向となっています。

図表12 那覇市の待機児童数の推移



沖縄県内市町村ごとの待機児童数

単位：人

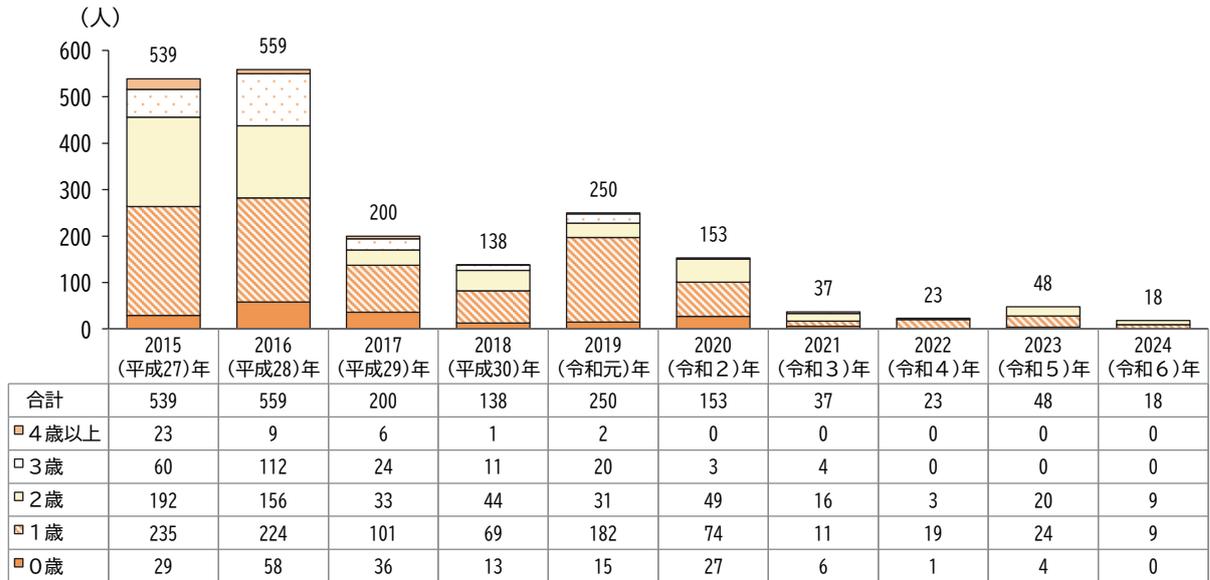
市区町村名	待機児童数						市区町村名	待機児童数					
	R元	R2	R3	R4	R5	R6		R元	R2	R3	R4	R5	R6
1 那覇市	250	153	37	23	48	18	22 嘉手納町	37	5	5	16	7	0
2 宜野湾市	71	46	35	33	32	35	23 北谷町	40	38	1	2	23	38
3 石垣市	55	35	0	0	0	0	24 北中城村	48	78	4	14	8	14
4 浦添市	85	7	19	31	29	35	25 中城村	15	0	1	1	0	19
5 名護市	45	82	65	52	56	27	26 西原町	68	63	48	31	19	10
6 糸満市	54	26	12	67	35	15	27 与那原町	59	42	8	5	13	7
7 沖縄市	198	100	46	15	29	32	28 南風原町	208	194	40	16	10	0
8 豊見城市	89	139	76	6	29	19	29 渡嘉敷村	0	0	0	1	0	0
9 うるま市	75	66	29	7	2	0	30 座間味村	0	0	0	4	3	2
10 宮古島市	12	9	2	0	0	0	31 粟国村	0	0	0	0	0	0
11 南城市	145	110	45	64	9	16	32 渡名喜村	0	0	0	0	0	0
12 国頭村	1	0	0	0	0	0	33 南大東村	0	0	0	0	0	0
13 大宜味村	0	1	0	2	2	2	34 北大東村	0	0	0	0	0	2
14 東村	0	0	0	0	0	0	35 伊平屋村	0	0	0	0	7	0
15 今帰仁村	0	0	0	0	1	0	36 伊是名村	0	0	0	0	0	0
16 本部町	0	0	0	0	0	0	37 久米島町	0	10	2	3	13	4
17 恩納村	20	4	0	0	1	1	38 八重瀬町	92	100	80	5	1	1
18 宜野座村	0	0	0	0	0	0	39 多良間村	0	0	0	0	0	0
19 金武町	0	0	0	0	0	0	40 竹富町	0	0	0	0	1	0
20 伊江村	0	9	0	0	0	0	41 与那国町	0	0	0	0	0	13
21 読谷村	35	48	9	41	33	46	合計	1,702	1,365	564	439	411	356

資料：沖縄県 市町村別の待機児童数の推移（2024（令和6）年4月1日現在）

(3) 待機児童の内訳

本市の待機児童の内訳をみると、過去 10 年間の間において、1 歳児の待機児童数が最も多い傾向となっていますが、近年では、解消傾向となっています。また、近年では、3 歳児と 4 歳児の待機児童なしの状態が続いています。

図表 13 保育所入所待機児童数の推移

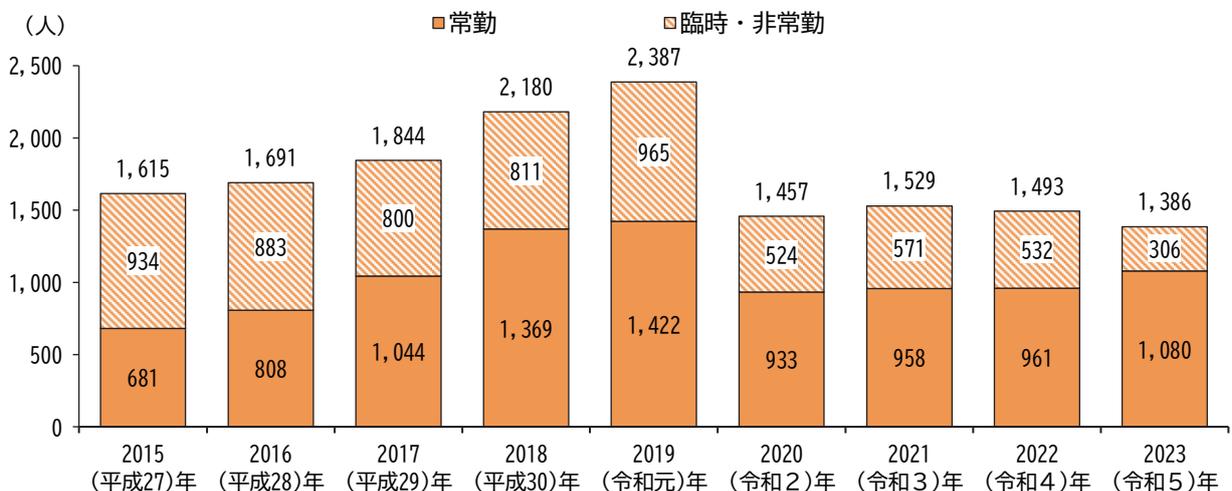


資料：こども政策課（各年4月1日）

(4) 保育士確保の状況

本市の保育士数（常勤と臨時・非常勤含む）は、2019（平成 31）年まで増加を続けていましたが、2020（令和 2）年に大きく減少し、それ以降は増減があるもののほぼ横ばいとなっています。

図表 14 保育士数の推移



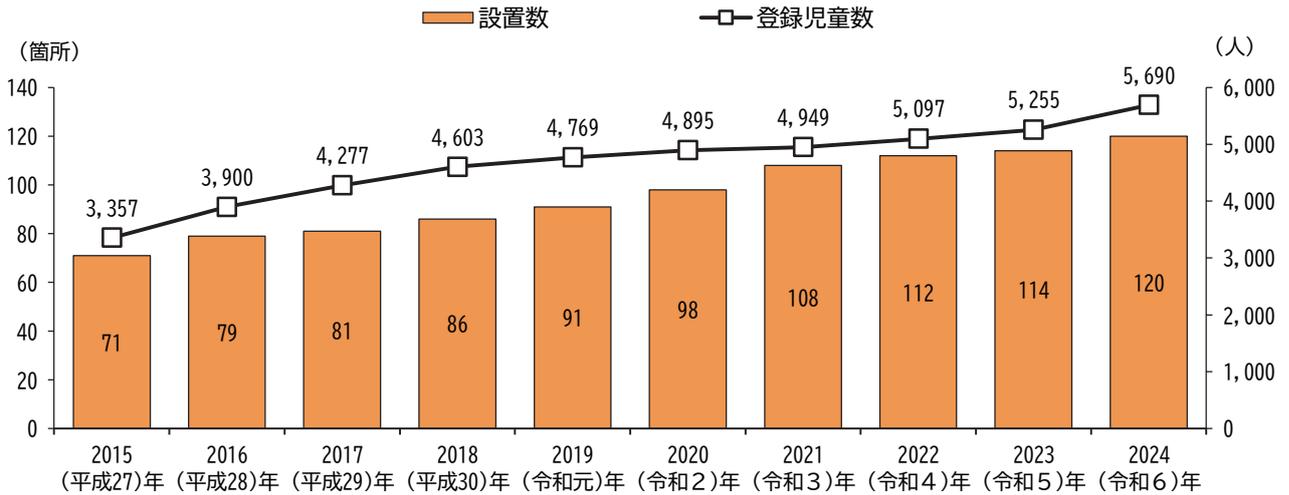
資料：こどもみらい課（各年4月1日）

放課後児童クラブ待機児童の状況

(1) 放課後児童クラブの設置数及び登録児童数

本市の放課後児童クラブの設置数及び登録児童数は、2015（平成27）年以降、増加し続けており、2024（令和6）年は設置数が120箇所、登録児童数が5,690人となっています。

図表15 放課後児童クラブの設置数及び登録児童数

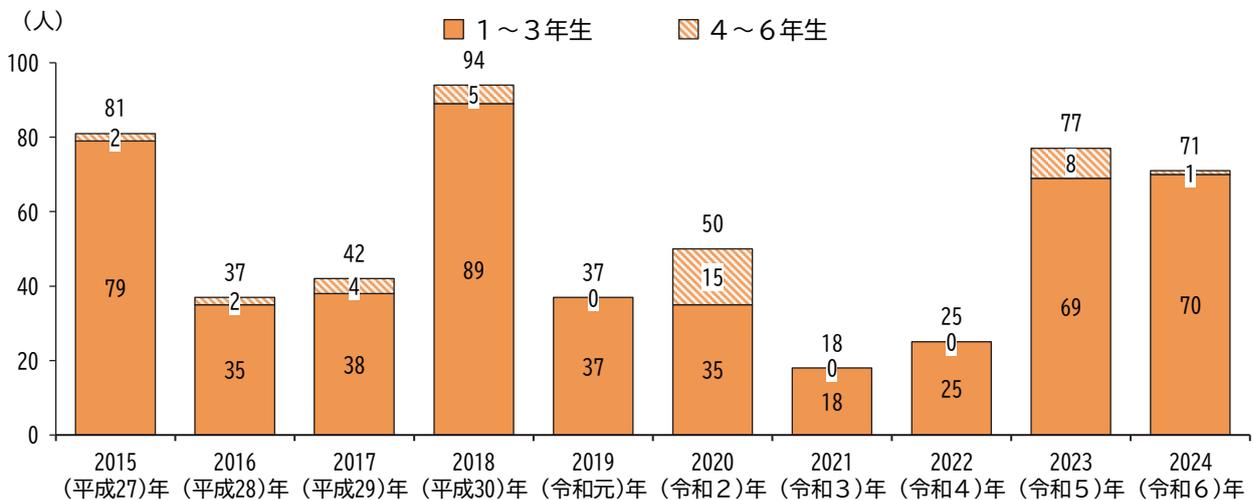


資料：こども政策課

(2) 放課後児童クラブ待機児童数の推移

本市の放課後児童クラブ待機児童の内訳をみると、過去10年間の間において、小学校低学年（小学1～3年生）の待機児童数が多くなっています。

図表16 放課後児童クラブの待機児童の推移



資料：こども政策課

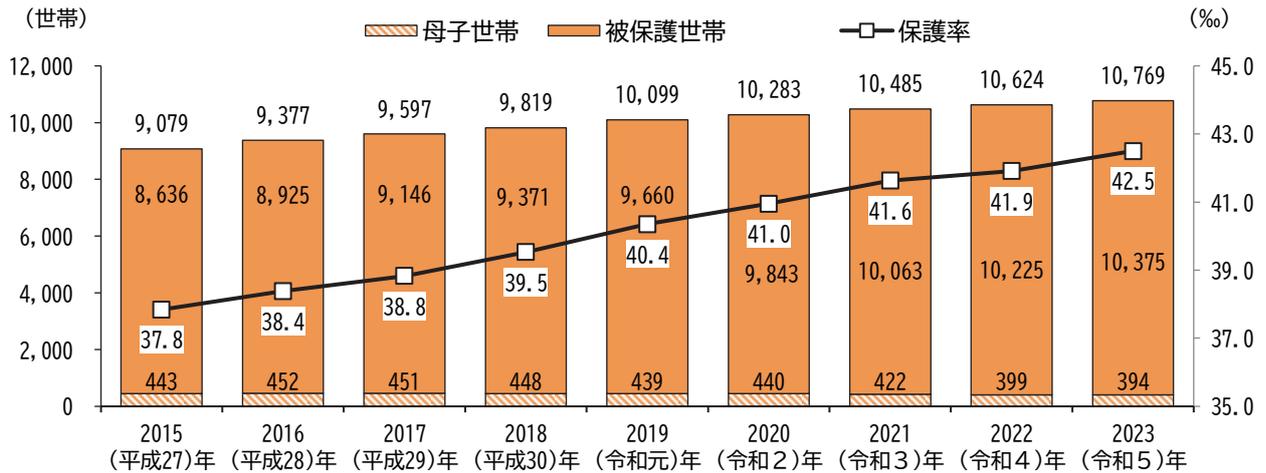
3 こどもの貧困を取り巻く現状

要保護世帯の状況

(1) 生活保護世帯と生活保護率の推移

本市の生活保護世帯及び生活保護率*³は、2015（平成27）年以降、増加が続いており、2023（令和5）年の生活保護世帯は10,769世帯、生活保護率は42.5%となっています。

図表17 生活保護世帯と生活保護率の推移



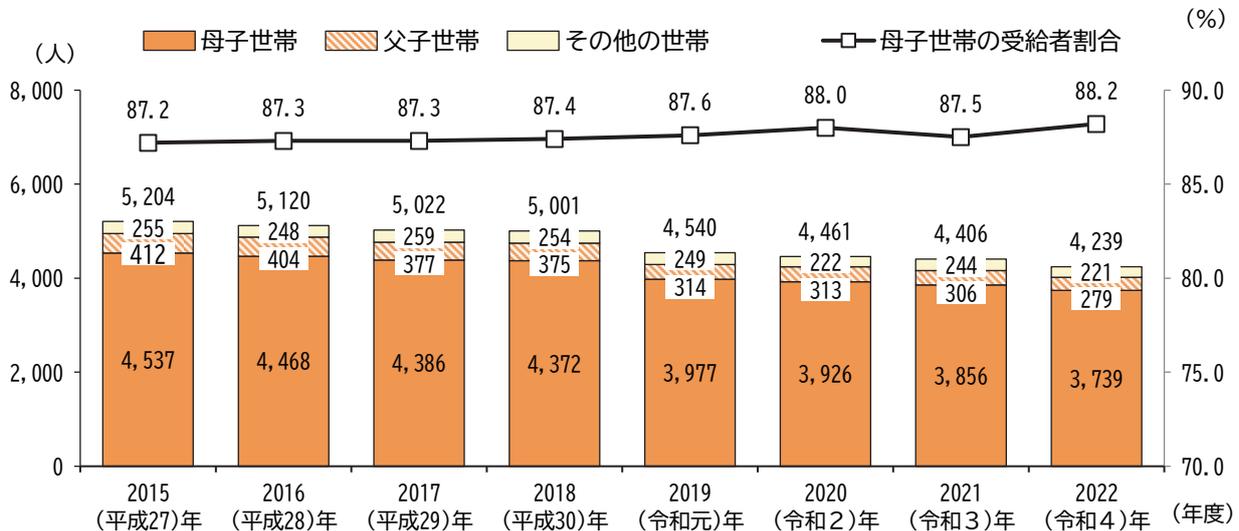
資料：統計那覇 福祉管理部保護管理課

*³ 「生活保護率」とは、1か月で保護した人数を各年10月1日の総務省推定人口で割った値（人口1,000人に対する全国47都道府県の比率）

(2) 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数は、2015（平成27）年度以降、減少が続いており、2022（令和4）年度の受給者数は4,239人となっています。母子世帯の受給者数が全体の9割弱を占めています。

図表18 児童扶養手当受給者数の推移

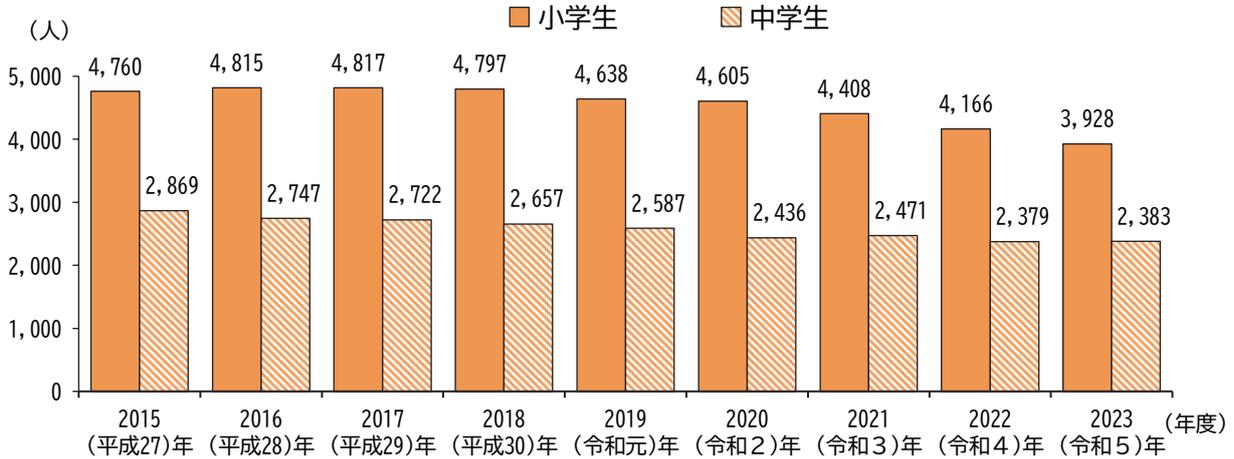


資料：福祉行政報告例（各年3月31日）

(3) 就学援助を受けた児童生徒の推移

本市の就学援助を受けた児童生徒数は、2017（平成29）年度以降、小中学生ともに減少が続いており、2023（令和5）年度の就学援助を受けた児童生徒数の合計は6,311人となっています。

図表19 就学援助を受けた児童生徒の推移

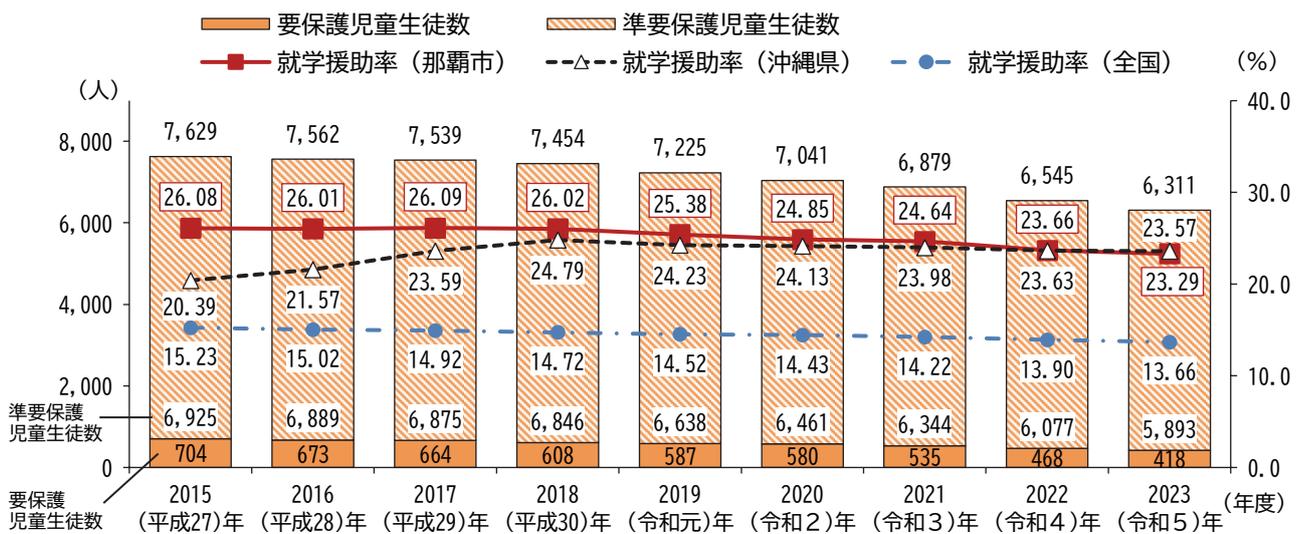


資料：那覇市の教育

(4) 要保護及び準要保護児童生徒数と就学援助率の推移

本市の就学援助率は、2023（令和5）年度時点で23.29%となっており、沖縄県と同水準、全国より9.63ポイント高くなっています。

図表20 要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率



資料：文部科学省 就学援助実施状況調査、那覇市の教育

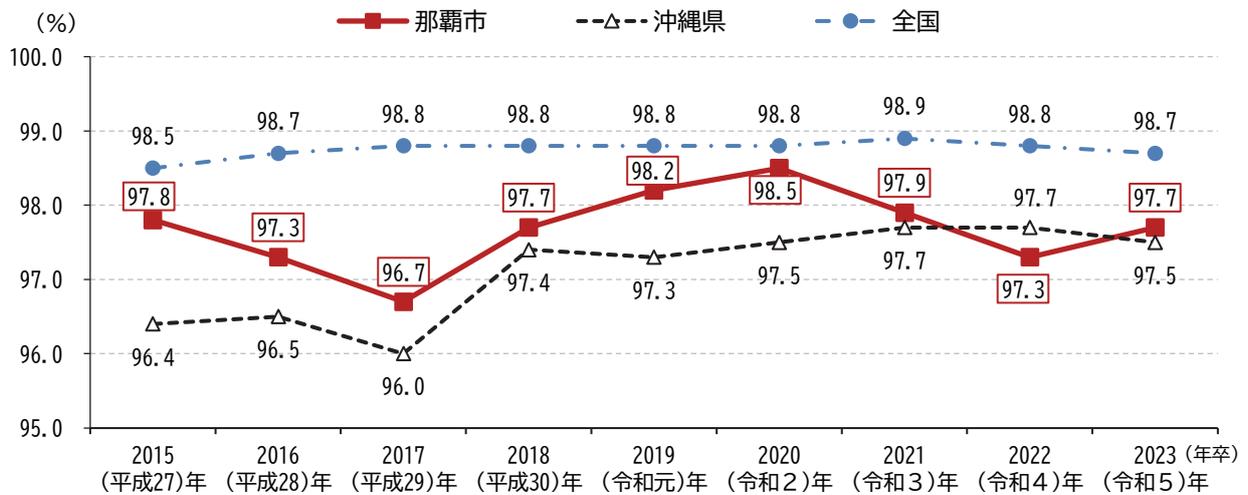
※那覇市の就学援助率は、被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む

進学状況

(1) 進学率の推移

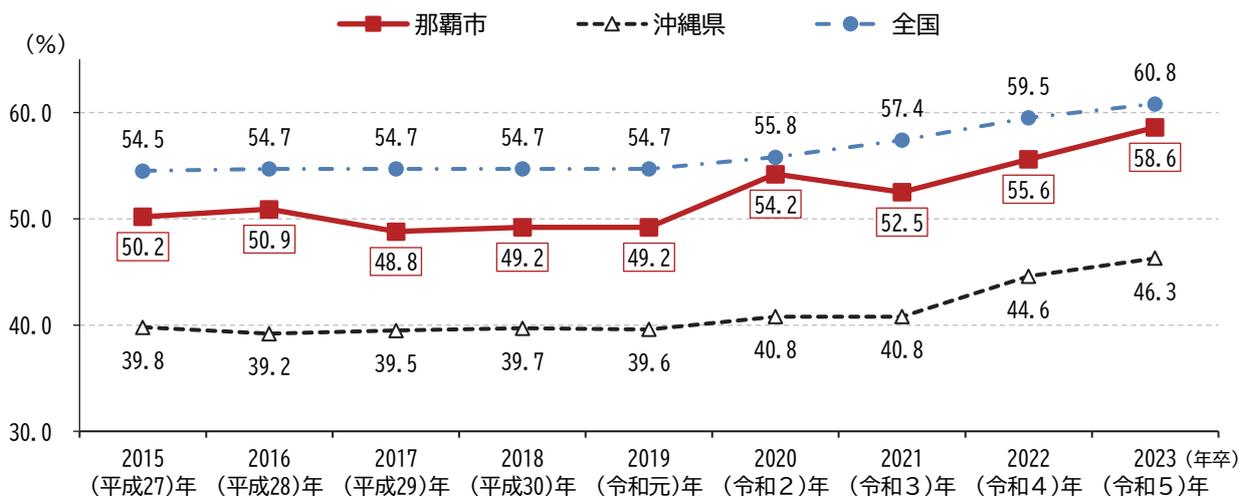
本市の進学率は、2015（平成27）年以降、増減を繰り返し、2023（令和5）年の高等学校等進学率は97.7%、大学等進学率は58.6%となっています。2023（令和5）年の本市の高等学校等進学率は、沖縄県と同水準、全国より1ポイント低くなっています。また、大学等進学率は、沖縄県より12.3ポイント高く、全国より2.2ポイント低くなっています。

図表 21 高等学校等進学率



資料：学校基本調査、那覇市統計書（各年3月31日）

図表 22 大学等進学率

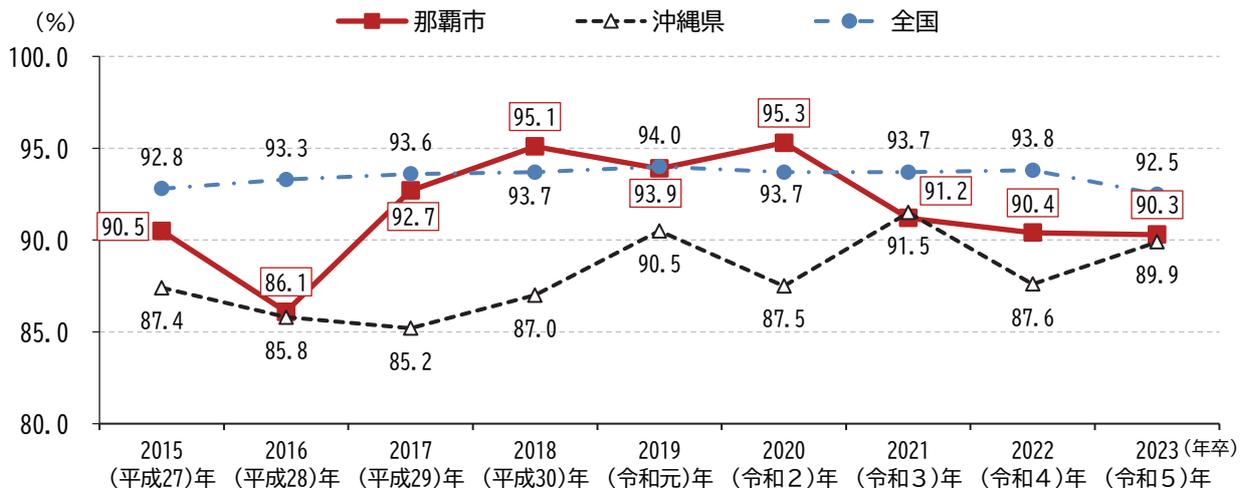


資料：学校基本調査、那覇市統計書（各年3月31日）

(2) 生活保護世帯のこどもの進学率の推移

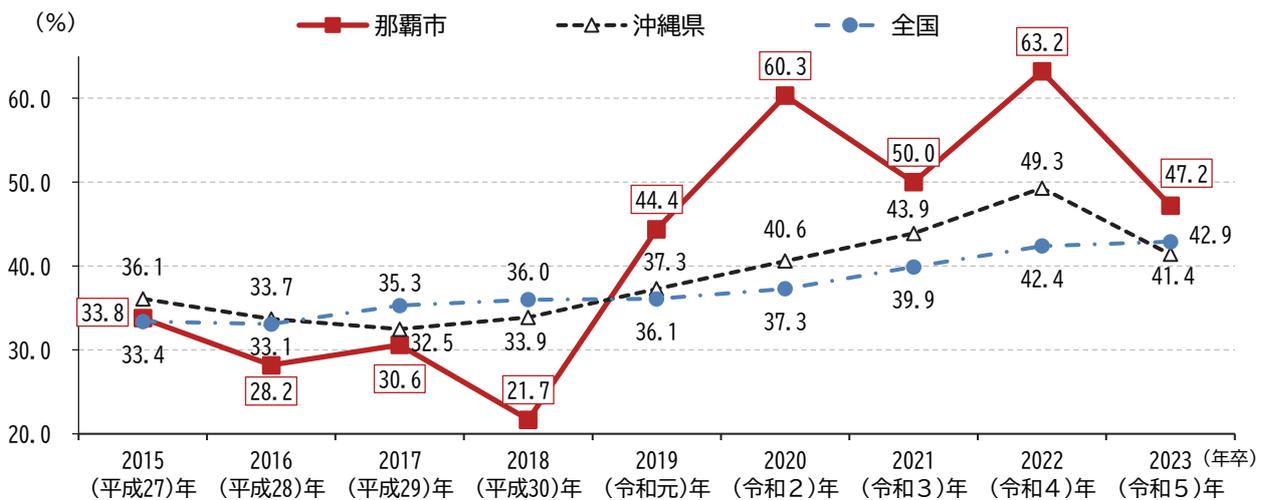
本市の生活保護世帯に属するこどもの進学率は、2015（平成27）年以降、減少と増加を繰り返し、2023（令和5）年の生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率は90.3%、大学等進学率は47.2%となっています。2023（令和5）年の本市の高等学校等進学率は、沖縄県と同水準、全国より2.2ポイント低くなっており、大学等進学率は、沖縄県より5.8ポイント高く、全国より4.3ポイント高くなっています。

図表23 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率



資料：就労支援等調査、保護課（各年3月31日）

図表24 生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率



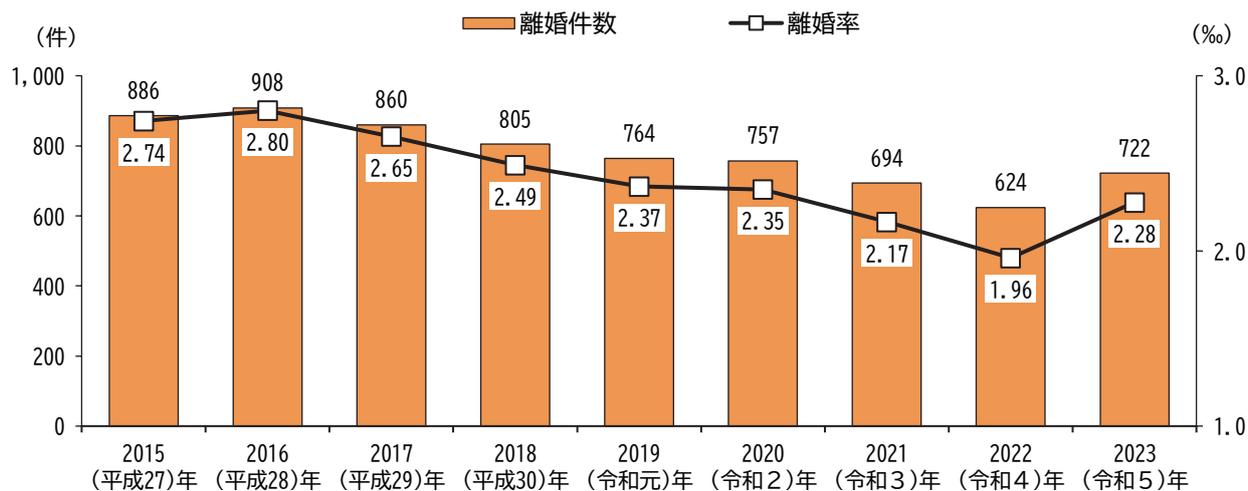
資料：就労支援等調査、保護課（各年3月31日）

養育環境

(1) 離婚の状況

本市の離婚件数と離婚率*4は、2016（平成28）年以降、減少が続いていましたが、2023（令和5）年には増加に転じ、離婚件数は722件、離婚率は2.28%となっています。また、2015（平成27）年と比較すると、離婚件数は164件、離婚率は0.46ポイント減少しています。

図表25 離婚件数と離婚率



資料：那覇市統計書 市民文化部ハイサイ市民課（各年1月1日～12月31日）

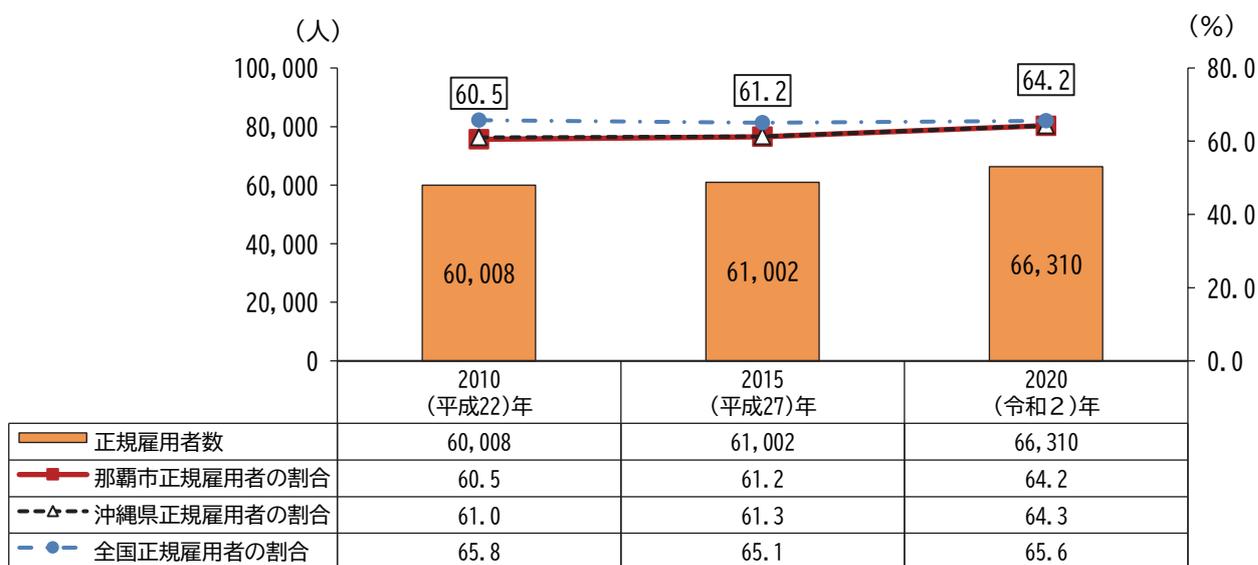
*4 「離婚率」とは、年間の離婚件数を人口で割った値（人口1,000人に対する離婚件数の割合）

就労等の状況

(1) 正規雇用者の状況

本市の正規雇用者数と正規雇用者の割合*5は、2010（平成22）年以降、増加が続いており、2020（令和2）年の正規雇用者数は66,310人、正規雇用者の割合は64.2%となっています。また、本市の正規雇用者の割合は、沖縄県と同水準、全国よりやや低い水準で推移しています。

図表 26 正規雇用者数と正規雇用者の割合



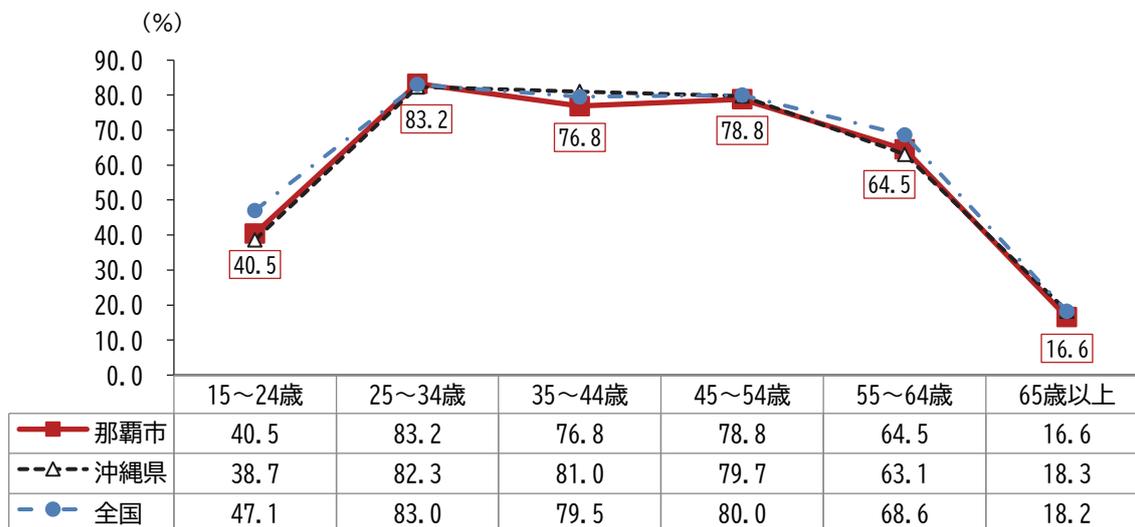
資料：国勢調査（各年10月1日）

*5 「正規雇用者の割合」とは、15歳以上の正規職員・従業員を雇用者で割った値

(2) 女性の年齢別就業率

本市の女性の年齢別就業率は、25～34歳で83.2%と最も高くなっています。また、沖縄県や全国と同水準となっています。

図表 27 女性の年齢別就業率



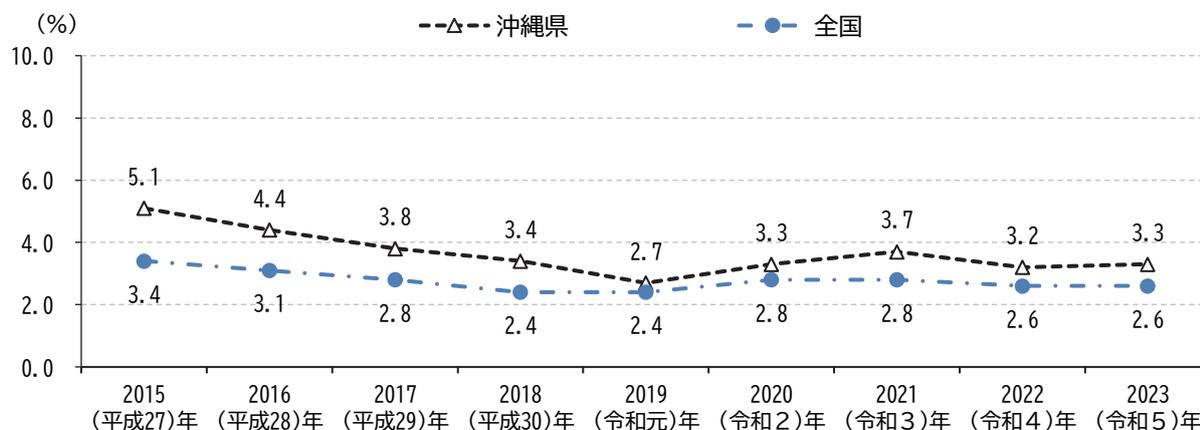
資料：2022（令和4）年就業構造基本調査（10月1日）

(3) 完全失業率

完全失業率に関する本市の統計情報はないため、沖縄県と全国を記載します。

沖縄県の完全失業率は、2015（平成27）年に5.1%、2023（令和5）年に3.3%、低下傾向となっています。沖縄県の完全失業率は全国より高い水準となっています。

図表 28 完全失業率



資料：労働力調査（総務省、沖縄県企画部）

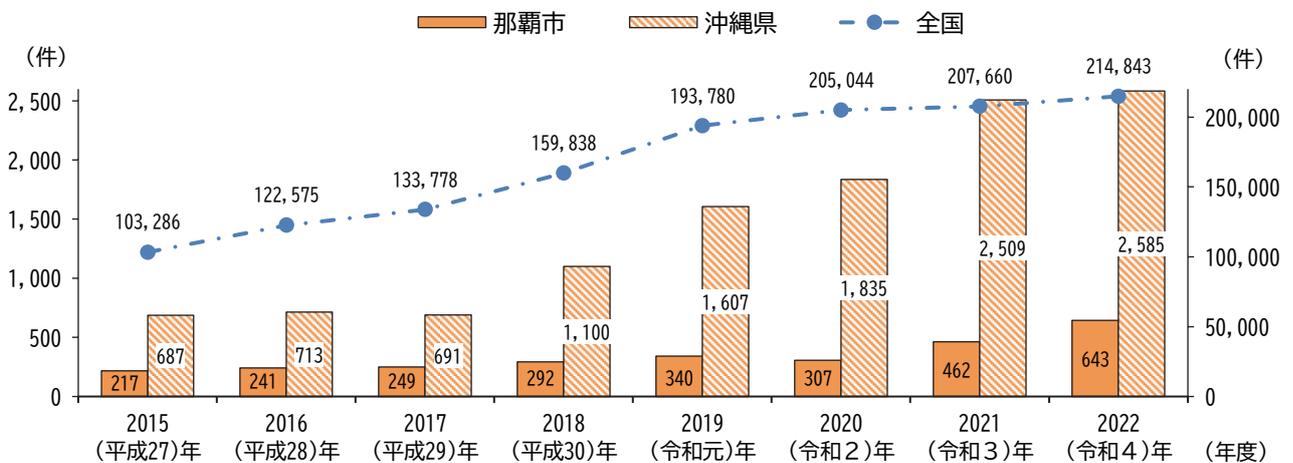
4 こども・若者を取り巻く現状

困難を抱えるこども・若者の状況

(1) 児童虐待相談対応件数

本市の児童虐待相談対応件数は、2015（平成27）年度以降、増加傾向となっており、2022（令和4）年度の児童虐待相談対応件数は643件となっています。また、2022（令和4）年度と2015（平成27）年度の児童虐待相談対応件数を比較すると、本市で約3.0倍、沖縄県で約3.8倍、全国で約2.1倍となっています。

図表29 児童虐待相談対応件数



資料：福祉行政報告例（厚生労働省）

(2) 不登校児童生徒数の推移

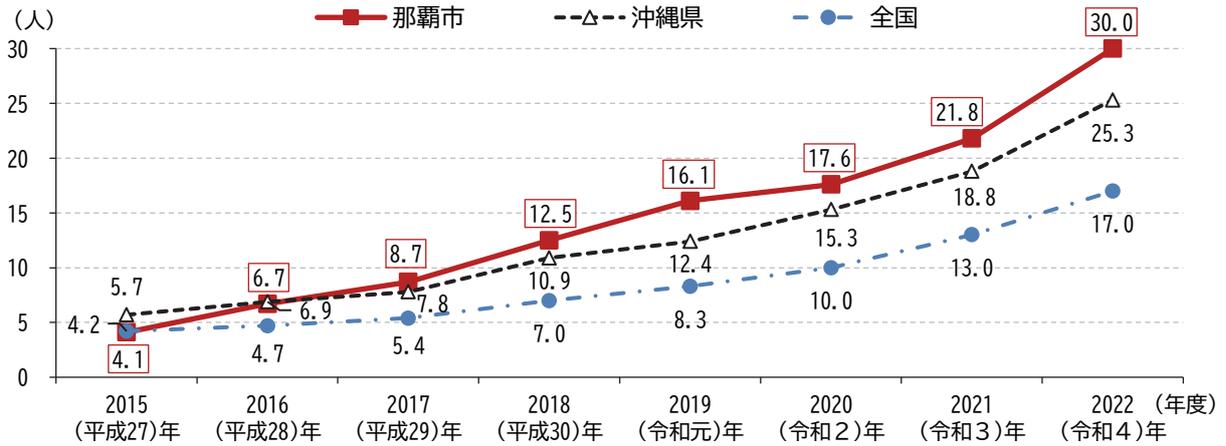
本市の児童千人当たりの不登校児童生徒（小学校・中学校）は、2015（平成27）年度以降、ともに増加傾向となっています。また、沖縄県や全国と比較すると、高い水準で推移し、2022（令和4）年度の児童千人当たりの不登校児童生徒（小学校）は、全国の約1.8倍、児童千人当たりの不登校児童生徒（中学校）は、全国の約1.4倍となっています。

不登校児童生徒数（国公立立高等学校）に関する本市の統計情報はないため、沖縄県と全国を記載します。

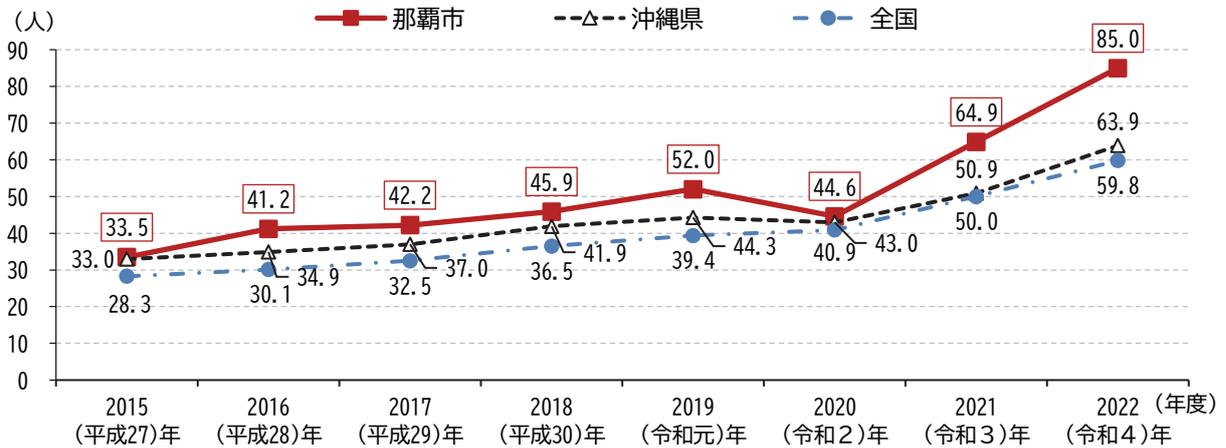
沖縄県と全国の児童千人当たりの不登校児童生徒数（国公立立高等学校）は、2015（平成27）年度以降、ともに増減を繰り返しており、沖縄県の児童千人当たりの不登校児童生徒数（国公立立高等学校）は、全国と比較すると常に高い水準で推移しています。

また、2015（平成27）年度以降の沖縄県や全国の小学校、中学校、国公立立高等学校の児童千人当たりの不登校児童生徒数を比較すると、中学校が高い水準となっています。

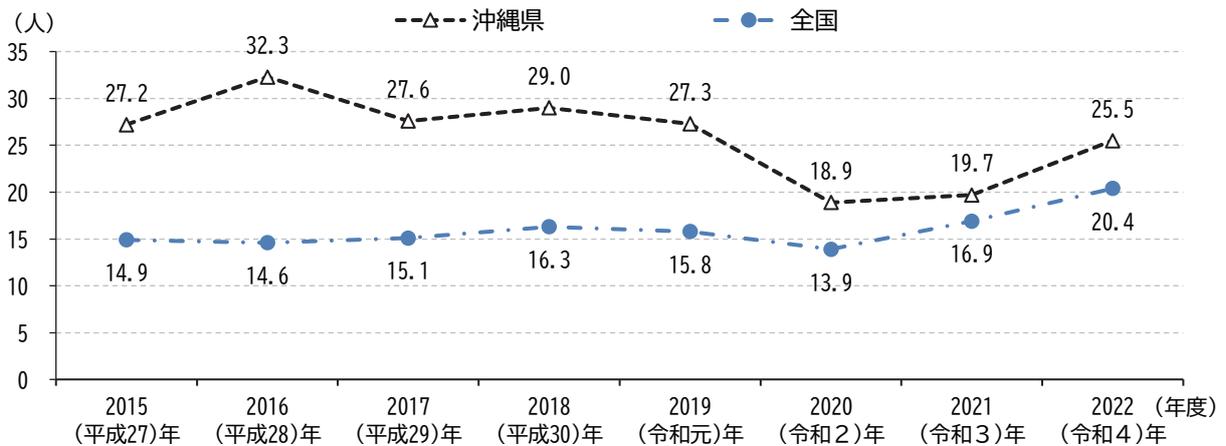
図表 30 児童千人当たりの不登校児童数（小学校）



図表 31 生徒千人当たりの不登校生徒数（中学校）



図表 32 生徒千人当たりの不登校生徒数（国公立高等学校）



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

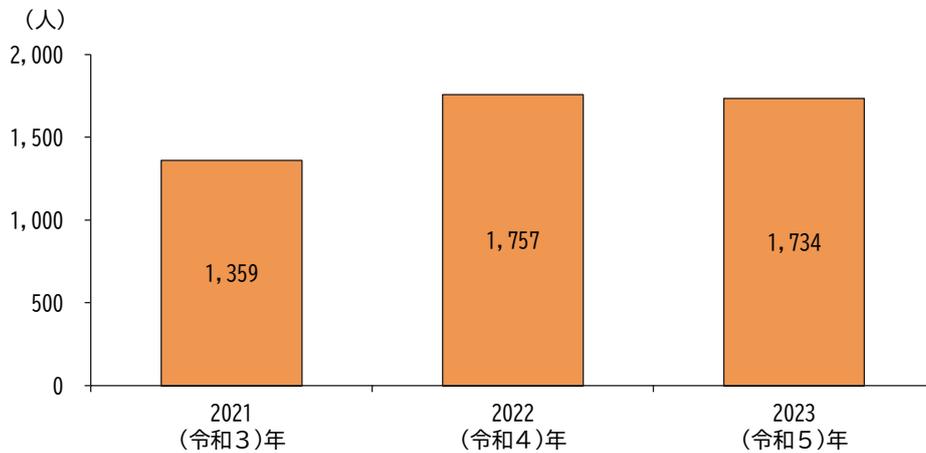
(3) ひきこもり者の状況

本市のひきこもり者数推計値は、2021（令和3）年 1,359 人、2022（令和4）年 1,757 人、2023（令和5）年 1,734 人となっています。2021（令和3）年度から、那覇市保健所地域保健課にて、ひきこもりに関する相談を受けています。

また、沖縄県の子ども・若者総合相談センター（子ども若者みらい相談プラザ sorae）では、ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に関する様々な相談に対応し、困難を有するこども・若者の個別の状況に応じて適切な支援機関につなぐ役割を担うほか、必要な助言や情報提供を行っています。

2019（平成31）年度以降、不登校に関する相談割合が高い状況が続き、2023（令和5）年度では、38.4%となっています。ニートやひきこもりに関する相談割合は、1割弱となっています。

図表 33 ひきこもり者数推計値（15歳～39歳まで）

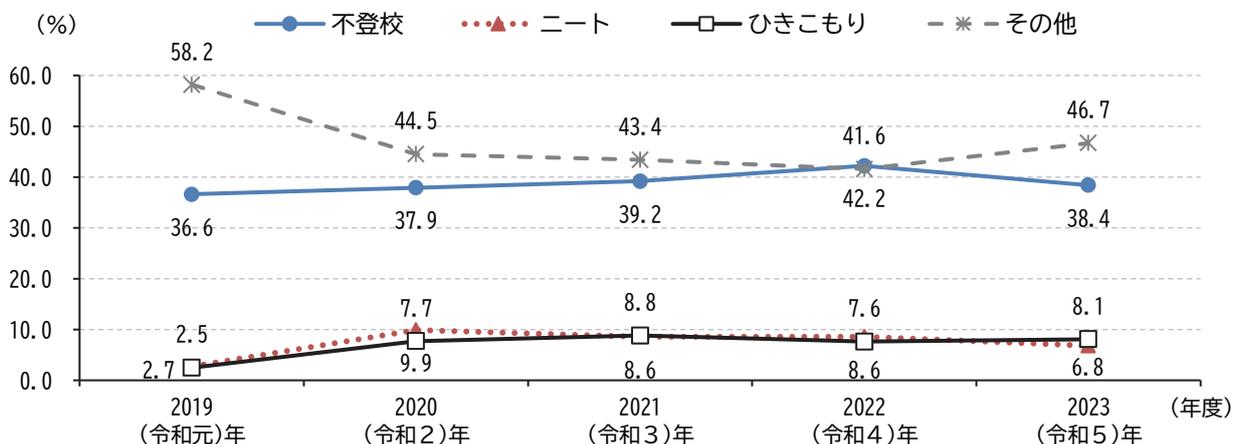


資料：地域保健課

※2021（令和3）年は、「H27 若者の生活に関する調査」の推計値より算出

※2022（令和4）・2023（令和5）年は、「R4 こども・若者の意識と生活に関する調査」の推計値より算出

図表 34 sorae 相談者の主訴内容（沖縄県）



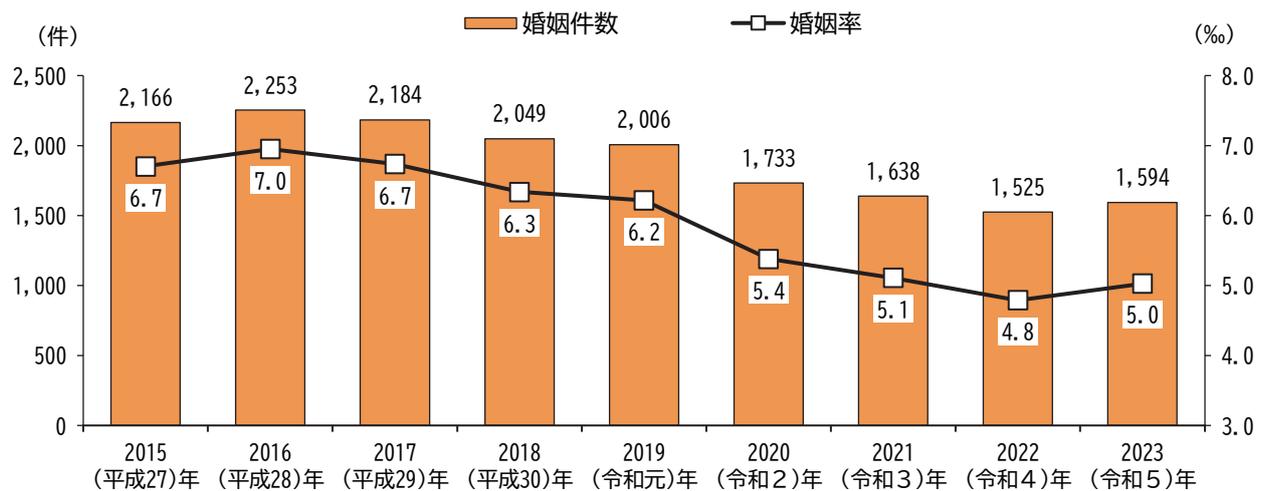
資料：子ども若者みらい相談プラザ sorae 業務実績報告書

婚姻の状況

(1) 婚姻件数と婚姻率の推移

本市の婚姻件数と婚姻率*⁶は、2016（平成27）年をピークに減少を続けていましたが、2023（令和5）年に若干増加し、婚姻件数は1,594件、婚姻率は5.0%となっています。また、2015（平成27）年と比較すると、婚姻件数は572件、婚姻率は1.7ポイント減少しています。

図表 35 婚姻件数と婚姻率



資料：那覇市統計書 市民文化部 ハイサイ市民課（婚姻件数／各年1月1日～12月31日）

* 6 「婚姻率」とは、年間の婚姻件数を人口で割った値（人口1,000人に対する婚姻件数の割合）

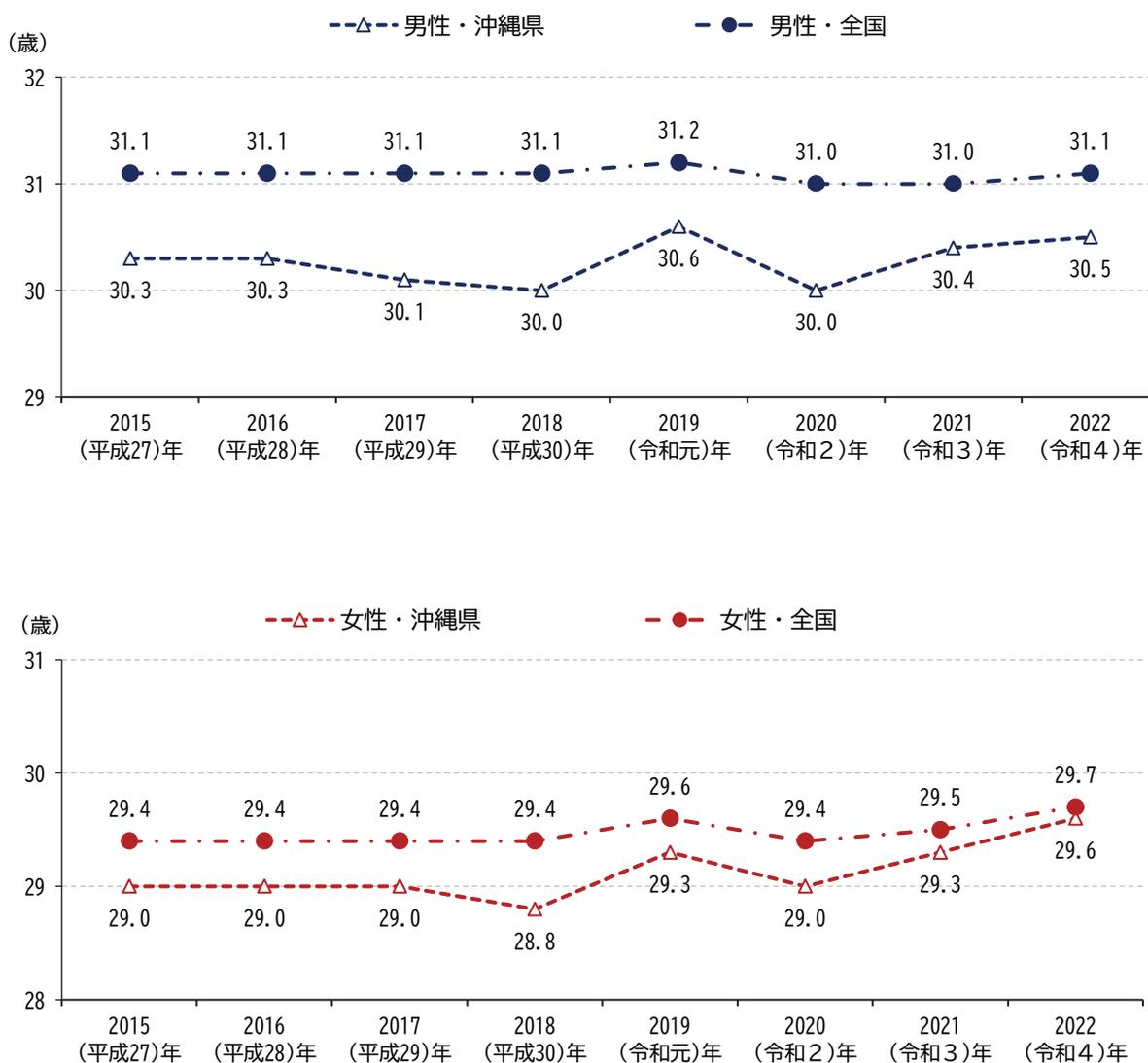
(2) 初婚年齢の推移

初婚年齢に関する本市の統計情報はないため、沖縄県と全国を記載します。

沖縄県の男性の平均初婚年齢は、2015（平成27）年以降、概ね30歳で推移しており、全国より1歳低くなっています。

また、沖縄県の女性の平均初婚年齢は、2015（平成27）年以降、概ね29歳で推移しており、全国と同水準で推移しています。

図表36 平均初婚年齢の推移

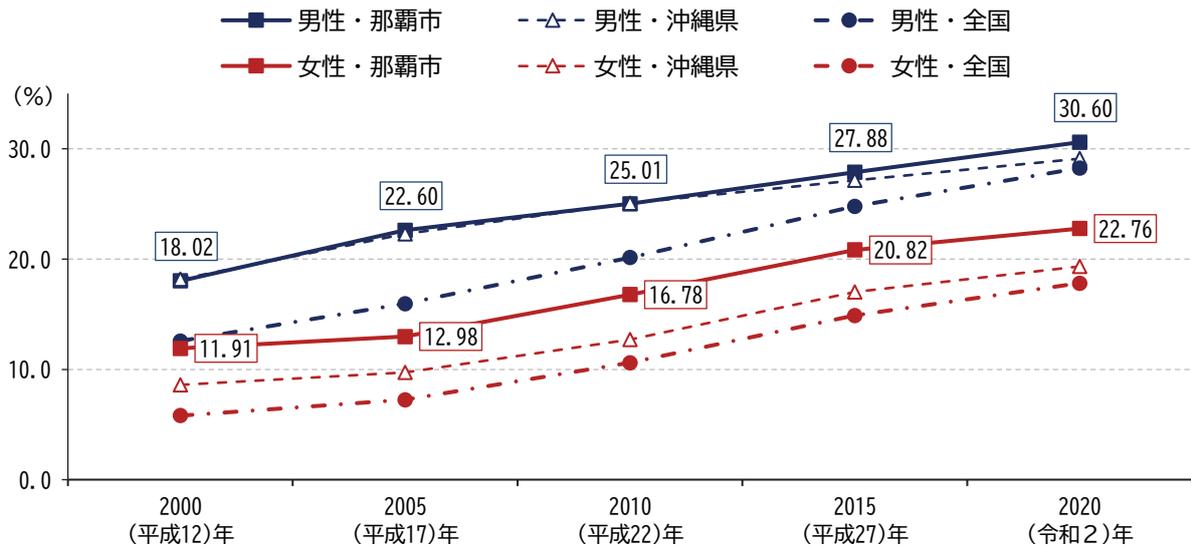


資料：人口動態調査

(3) 生涯未婚率の推移

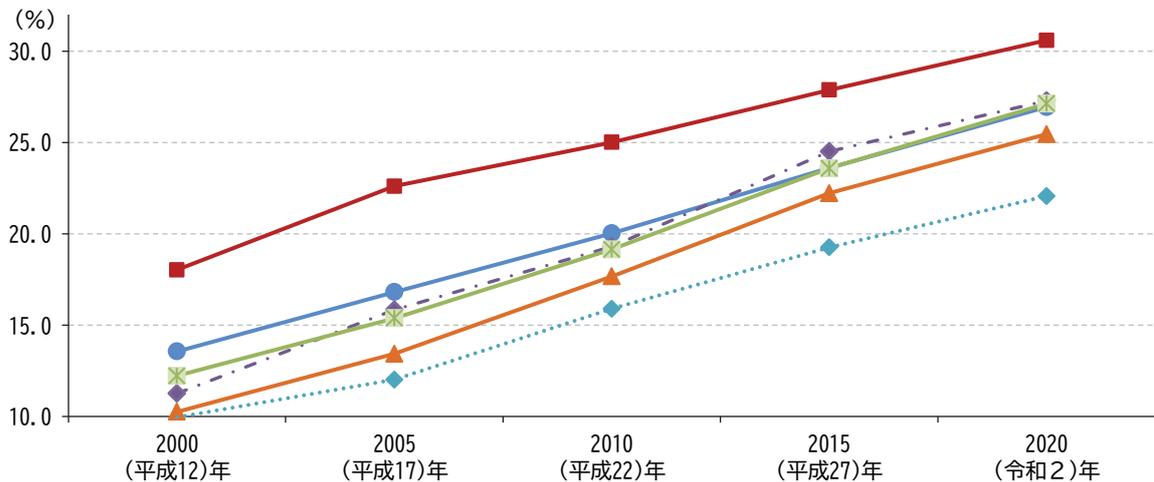
本市の生涯未婚率は、2000（平成12）年以降、上昇しており、2020（令和2）年の男性未婚率は30.60%、女性未婚率は22.76%となっています。沖縄県や全国と比較し、高い水準となっています。また、人口規模が20～50万人かつ年齢階層別人口の割合が類似している上位5自治体と比較しても、男女ともに高い水準となっています。

図表 37 生涯未婚率の推移



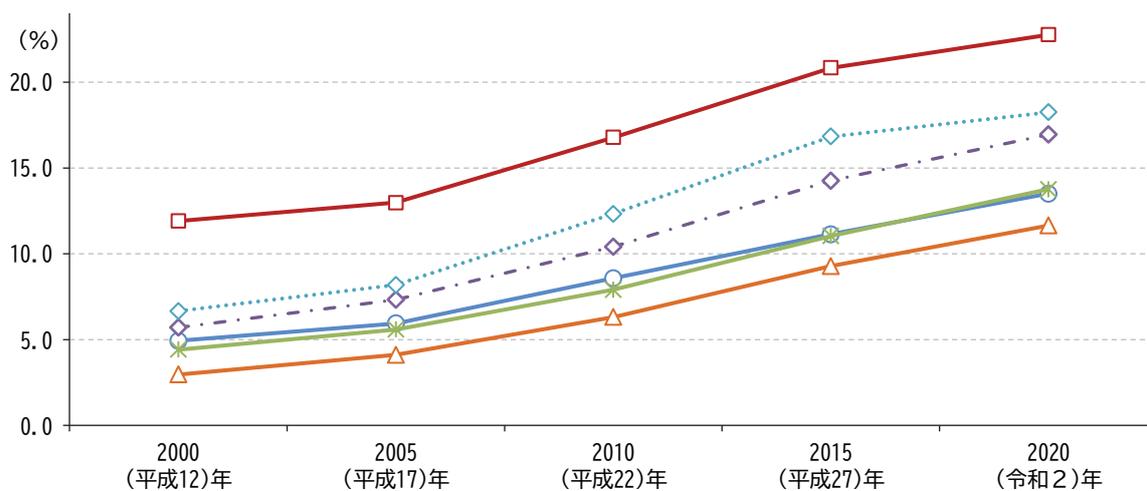
資料：国勢調査（各年10月1日）

図表 38 男性の生涯未婚率の推移（類似自治体との比較）



男性	人口	2000 (平成12年)	2005 (平成17年)	2010 (平成22年)	2015 (平成27年)	2020 (令和2年)
■ 那覇市	約32万人	18.02	22.60	25.01	27.88	30.60
▲ 愛知県岡崎市	約38万人	10.26	13.43	17.66	22.22	25.45
● 群馬県伊勢崎市	約21万人	13.56	16.81	20.03	23.61	26.94
◆ 茨城県水戸市	約27万人	11.25	15.84	19.30	24.50	27.29
✕ 愛知県豊橋市	約37万人	12.23	15.37	19.14	23.59	27.12
◇ 大阪府吹田市	約37万人	9.96	12.02	15.90	19.26	22.06

図表 39 女性の生涯未婚率の推移（類似自治体との比較）



女性	人口	2000 (平成12)年	2005 (平成17)年	2010 (平成22)年	2015 (平成27)年	2020 (令和2)年
—□— 那覇市	約32万人	11.91	12.98	16.78	20.82	22.76
—△— 愛知県岡崎市	約38万人	2.97	4.11	6.31	9.27	11.64
—○— 群馬県伊勢崎市	約21万人	4.93	5.94	8.56	11.13	13.49
-◇- 茨城県水戸市	約27万人	5.70	7.31	10.41	14.26	16.95
—*— 愛知県豊橋市	約37万人	4.42	5.59	7.90	11.03	13.75
.....◇..... 大阪府吹田市	約37万人	6.66	8.18	12.32	16.83	18.25

資料：国勢調査（各年10月1日）

愛知県岡崎市：平成18年に市町村合併 それ以前の値は岡崎市を表記
 群馬県伊勢崎市：平成17年に市町村合併 それ以前の値は伊勢崎市を表記
 茨城県水戸市：平成17年に市町村合併 それ以前の値は水戸市を表記

5 ニーズ調査の結果から見える現状と課題

調査の概要

(1) 子ども・子育てニーズ調査概要

本計画策定にあたる基礎資料として、子育て家庭の生活実態、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

■調査の実施概要

	概要
①調査地域	那覇市全域
②調査期間	2024（令和6）年2月5日から2024（令和6）年2月29日
③調査対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市内在住の未就園児童のうち無作為抽出した2,000人の児童保護者 ・那覇市内在住の就園児童の保護者全員 ・那覇市内在住の小学生児童の保護者全員
④調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童家庭は、14,338件のうち、12,338件については、市内の教育・保育施設を通じて配布・回収を行い、2,000件については、郵送による配布・回収を行いました。 ・小学生児童家庭は市内の小学校を通じて配布回収を行いました。

■回収状況

	配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
全体	32,699	4,695	14.4
就学前児童保護者	14,338	2,632	18.4
小学生児童保護者	18,361	2,063	11.2

(2) 子どもの生活状況調査概要

子育て家庭の日ごろの生活や子育ての実態を把握することで那覇市におけるこどもの貧困対策のあり方を考えるとともに、安心して子育てをするために必要な取組を検討し、本計画を策定するための基礎資料とすることを目的とした調査を実施しました。

■調査の実施概要

	概要
①調査地域	那覇市全域
②調査期間	2024（令和6）年2月13日から2024（令和6）年3月8日
③調査対象者	那覇市内の全小学校と全中学校に通う児童、生徒とその保護者
④調査方法	学校を通じてアンケート案内文を配布し、Webアンケートによる回収を行いました。

■回収状況

	配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
児童・生徒全体	27,099	2,062	7.6
小学生児童	18,361	1,438	7.8
中学生生徒	8,738	624	7.1
保護者全体	27,099	2,676	9.9
小学生児童の保護者	18,361	2,152	11.7
中学生生徒の保護者	8,738	524	6.0

(3) こども計画のための意識調査概要

こどもや若者が抱える不安や悩み、将来に関する考え、市へのニーズなどを把握することで那覇市におけるこどもや若者の生活に関わる市の取組などの方向性や施策のあり方を検討し、本計画を策定するための基礎資料とすることを目的とした調査を実施しました。

■調査の実施概要

	概要
①調査地域	那覇市全域
②調査期間	2024（令和6）年2月16日から2024（令和6）年3月8日
③調査対象者	2024（令和6）年2月1日現在、市内在住の15歳から39歳の市民の中から無作為に抽出した6,000人
④調査方法	アンケート案内文を郵送で配布し、Webアンケートによる回収を行いました。

■回収状況

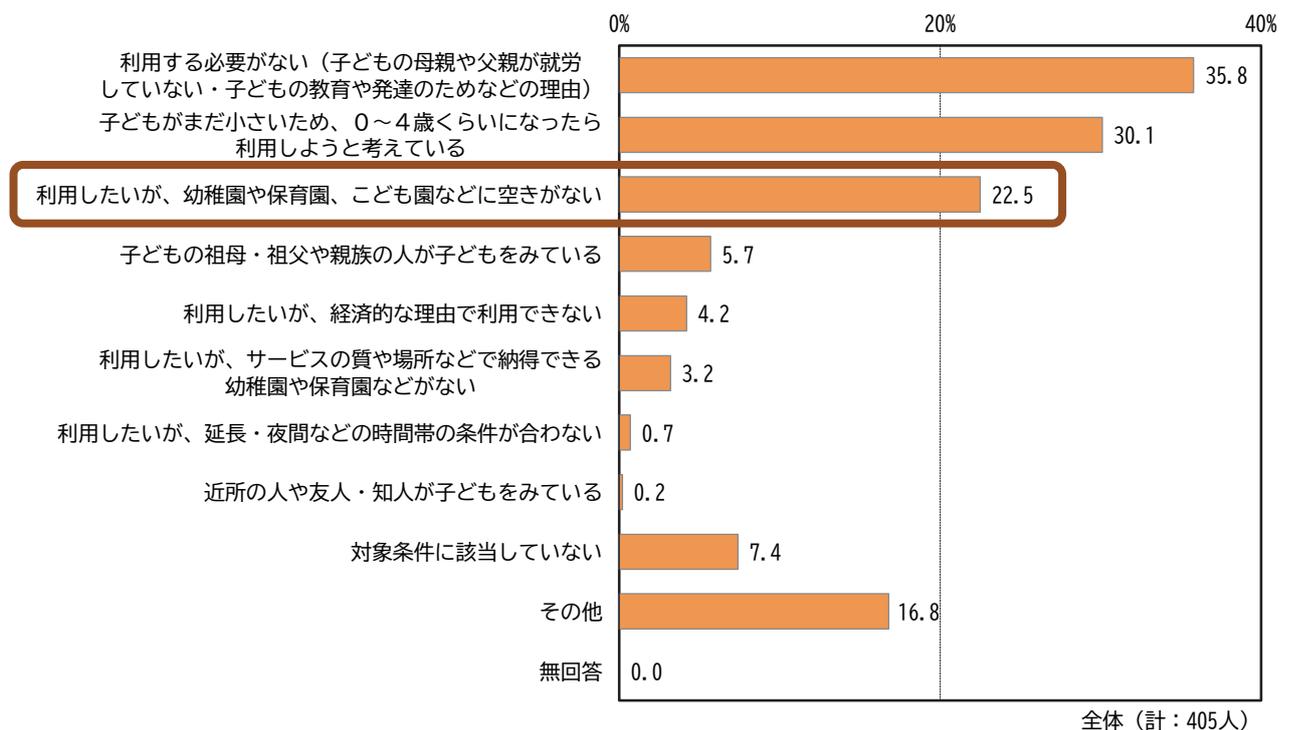
	配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
15歳～39歳の市民	6,000	908	15.1

子育て環境の現状と課題

(1) 待機児童の数

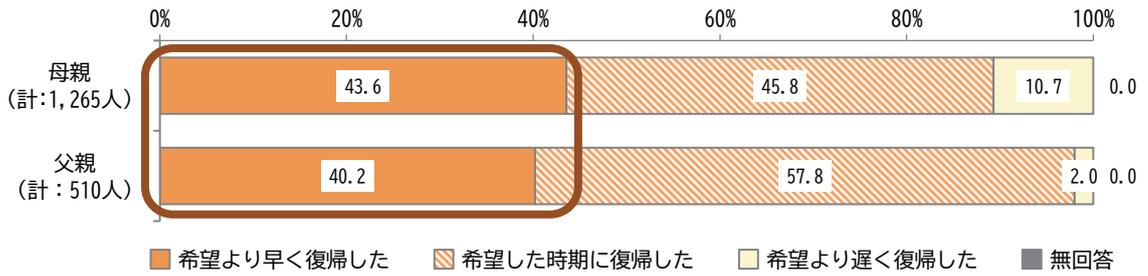
2024（令和6）年2月に実施した「子ども・子育てニーズ調査（就学前児童家庭）」で、「平日に、幼稚園や保育所、こども園などのこどもを預かる施設やサービスを利用していない」と回答した人に利用していない理由を尋ねたところ、「利用したいが、幼稚園や保育園、こども園などに空きがない」と回答した人の割合が22.5%となっています。

表面化している待機児童の数は減少しつつあるものの、まだまだ潜在的ニーズが高い状況であり、注視していく必要があると考えます。

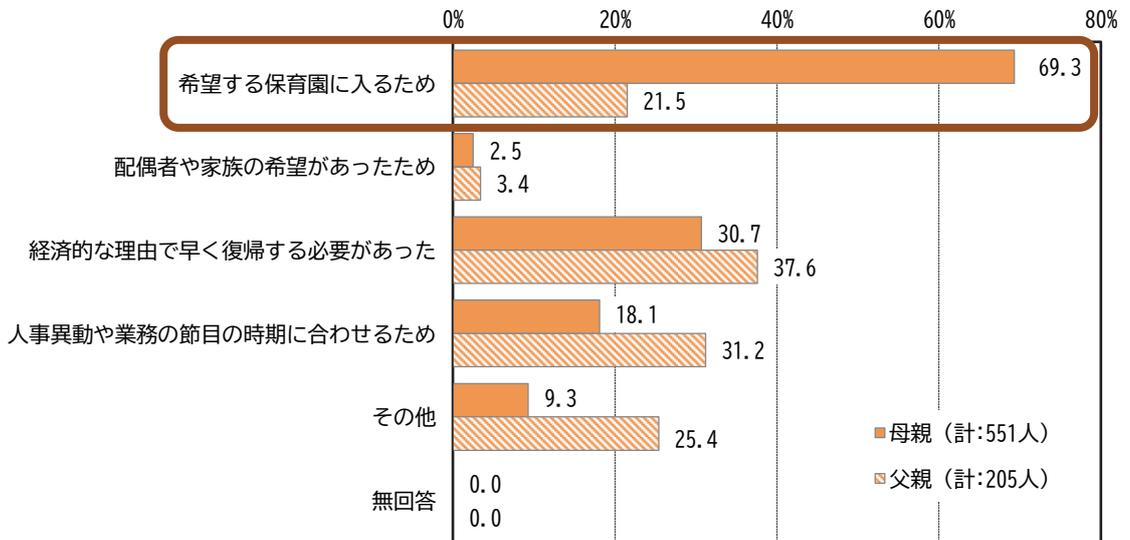


また、「育児休業取得後に職場に復帰した」と回答した人に「希望の時期に職場復帰しましたか」と尋ねたところ、「希望より早く復帰した」と回答した母親の割合が43.6%、父親の割合が40.2%となっています。続いて、「希望より早く復帰した」と回答した人に「希望の時期に職場復帰しなかった理由」を尋ねたところ、「希望する保育園に入るため」と回答した母親の割合が69.3%、父親の割合が21.5%となっています。希望する園にこどもを入園させるため、保護者は希望している時期より早く職場復帰をしており、仮に、希望通りに職場復帰をした場合、現在の待機児童の数や潜在的ニーズが更に増えることを考慮し、注視していく必要があると考えます。

■ 職場復帰の時期



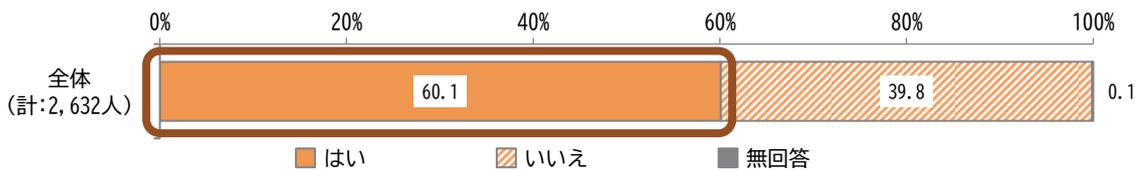
■ 希望より早く復帰した理由



(2) 送迎サービス

2024（令和6）年2月に実施した「子ども・子育てニーズ調査（就学前児童家庭）」で、「近隣に入所可能な保育施設がなく、自宅から遠距離にある保育施設入所を可能にするためバス等を活用した送迎サービスがある場合、利用を希望しますか」と尋ねたところ、「はい」と回答した人の割合が60.1%となっています。

待機児童解消の取組はもちろんのこと、子育て家庭のニーズに柔軟に対応できるよう、新しい取組が必要であると考えます。



(3) 保護者の就業率

2018（平成30）年度及び2023（令和5）年度のニーズ調査の結果より就労環境を比較すると、両親ともにフルタイムの世帯が全体で7.75ポイント上昇しています。こどもの年齢別で見ると、0歳児を持つ専業主婦（主夫）世帯では4.85ポイント下降、0歳児を持ち父親がフルタイム、母親がパートの世帯では3.43ポイント下降しています。

核家族世帯が増加している中で、両親ともにフルタイムの世帯も増えており、子育て当事者の負担は益々増えていっている状況です。子育て当事者の負担を軽減できるよう、子育て世帯への訪問相談や訪問支援等、サポート体制拡充の必要があると考えます。

■就労環境（現在の家庭類型）の比較

	(世帯)				(世帯)			
	2018（平成30）年度ニーズ調査				2023（令和5）年度ニーズ調査			
	0歳	1～2歳	3～5歳	総計	0歳	1～2歳	3～5歳	総計
ひとり親家庭	20	55	156	231	23	42	115	180
フルタイム×フルタイム	244	357	609	1,210	314	356	727	1,397
フルタイム×パート	89	179	394	662	82	153	396	631
専業主婦（主夫）	99	124	273	496	86	77	194	357
パート×パート	1	4	0	5	2	3	9	14
無業×無業	1	2	8	11	0	2	5	7
総計	454	721	1,440	2,615	507	633	1,446	2,586

	(%)				(%)			
	0歳	1～2歳	3～5歳	総計	0歳	1～2歳	3～5歳	総計
ひとり親家庭	4.41	7.63	10.83	8.83	4.54	6.64	7.95	6.96
フルタイム×フルタイム	53.74	49.51	42.29	46.27	61.93	56.24	50.28	54.02
フルタイム×パート	19.60	24.83	27.36	25.32	16.17	24.17	27.39	24.40
専業主婦（主夫）	21.81	17.20	18.96	18.97	16.96	12.16	13.42	13.81
パート×パート	0.22	0.55	0.00	0.19	0.39	0.47	0.62	0.54
無業×無業	0.22	0.28	0.56	0.42	0.00	0.32	0.35	0.27
総計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(4) 母親中心の育児環境

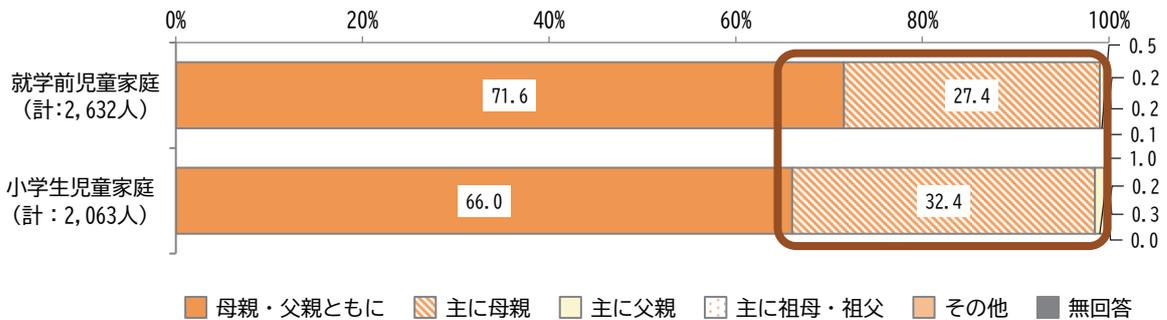
2024（令和6）年2月に実施した「子ども・子育てニーズ調査（就学前・小学生児童家庭）」で、「対象のお子さんの子育てや教育は、主にどなたがおこなっていますか」と尋ねたところ、「母親・父親ともに」行っていると回答した人の割合が概ね7割となっています。

一方で、約3割の家庭では母親中心の子育て状況にあります。

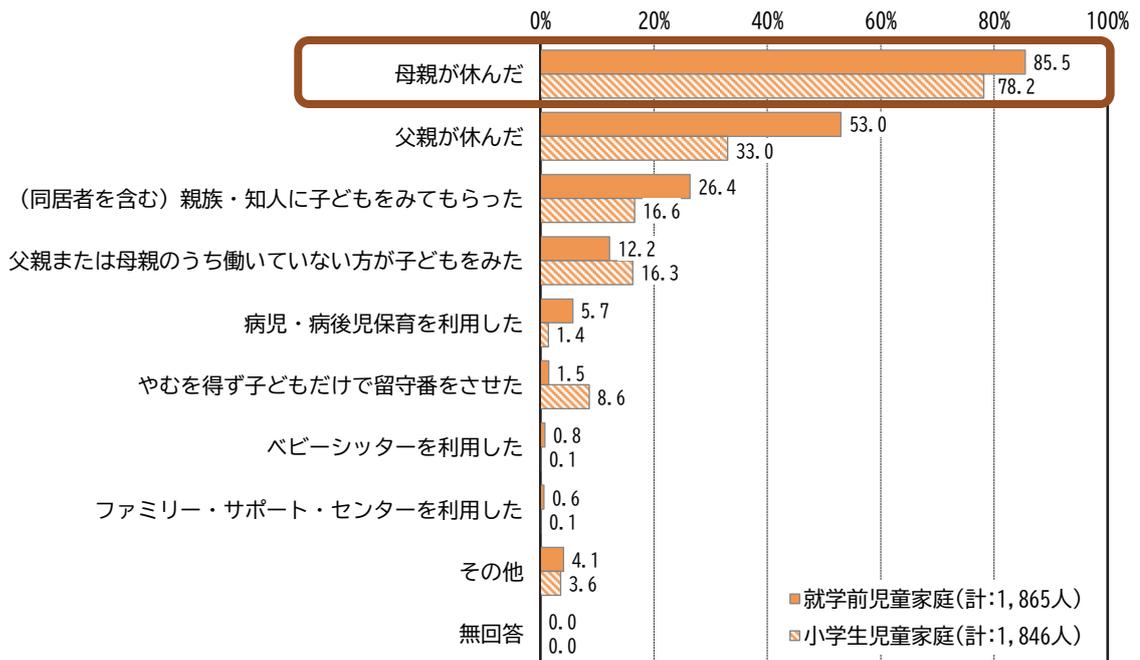
また、「この1年で、お子さんが病気やけがで幼稚園や保育園などを利用できなかった場合の対処方法」について尋ねたところ「母親が休んだ」と回答した人の割合が85.5%となっています。

「育児の中心は母親」という性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の醸成を防ぐことが、固定的性別役割分担意識の解消につながるため、意識啓発等に努める必要があると考えます。

■主に子育て・教育を行っている方



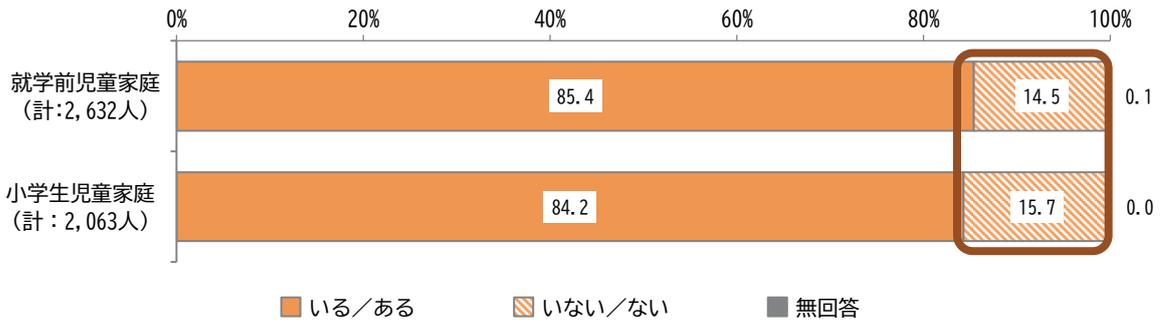
■病気になったときの対応



(5) 気軽に相談できる人や場所の有無

2024（令和6）年2月に実施した「子ども・子育てニーズ調査（就学前・小学生児童家庭）」で、「お子さんの子育てや教育について、気軽に相談できる人または場所はありますか」と尋ねたところ「いない／ない」と回答した人の割合が約 15.0%となっています。

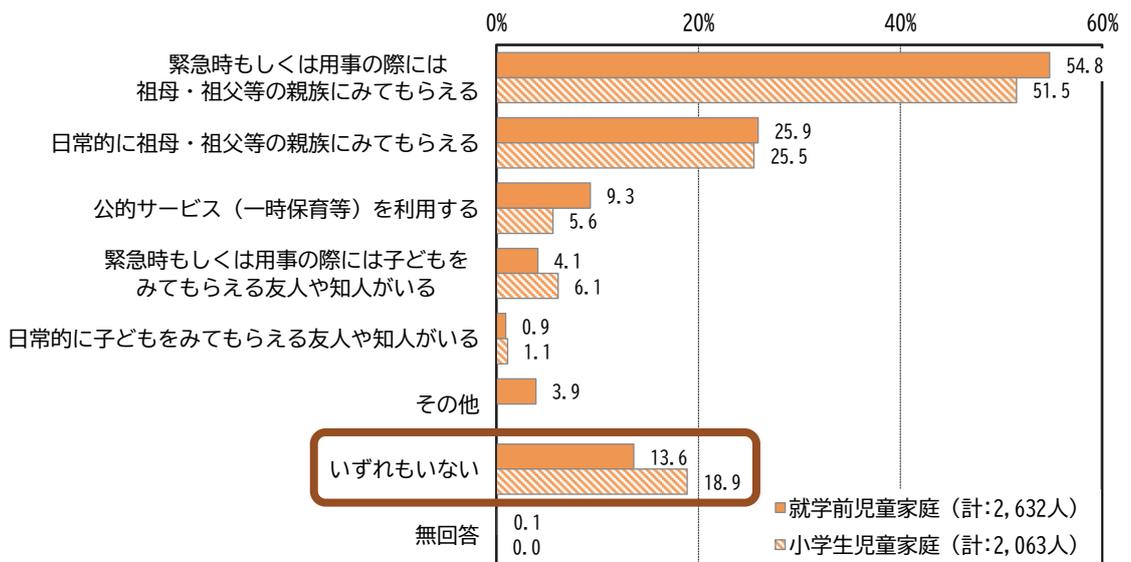
日頃から気軽に相談できる人や気軽に相談できる場所への繋ぎの支援が必要であると考えます。



(6) こどもの面倒を見られないときの対応

2024（令和6）年2月に実施した「子ども・子育てニーズ調査（就学前・小学生児童家庭）」で、「保護者がお子さんの面倒を見られないときに、お子さんの面倒はどなたにみてもらえますか」と尋ねたところ、「いずれもない」と回答した人の割合が就学前児童家庭では 13.6%、小学生児童家庭では 18.9%となっています。

一時保育などの公共サービスの周知徹底に努める必要があると考えます。



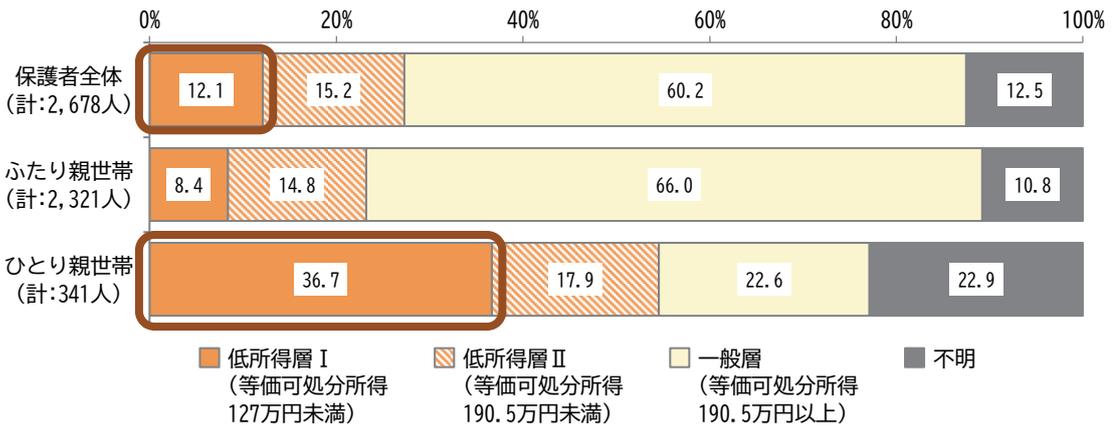
こどもの貧困の現状と課題

(1) 困窮家庭の状況

「相対的貧困」の考え方は経済的困窮のみに着目しているために、必ずしも貧困の実態を十分に捉えられていないと考え、経済的理由により必要な「食料」や「衣服」が購入できなかったり「公共料金」の支払いができなかったりした世帯を含めて本市独自に「生活困難世帯」*7と定義し分析軸に加えました。また、特に困窮世帯が多いと言われている「ひとり親世帯」についても本市の独自指標として分析軸に加え、生活困窮の状況についてより多面的な把握に努めました。

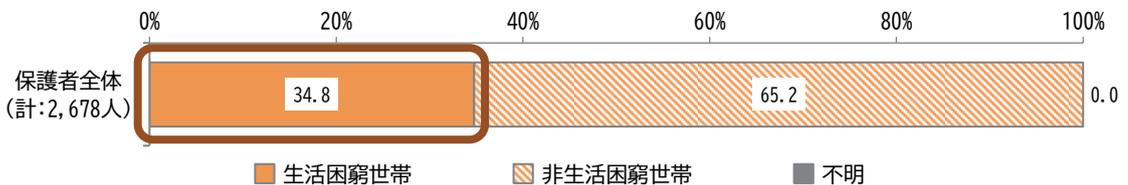
2024（令和6）年2月に実施した「子どもの生活状況調査（保護者票）」において所得状況をみると、相対的貧困（低所得層Ⅰ）の割合は12.1%、ひとり親世帯の相対的貧困の割合は36.7%と高い水準になっています。生活困窮世帯の割合は34.8%、ひとり親世帯の割合は12.7%となっています。

【所得区分（相対的貧困）】

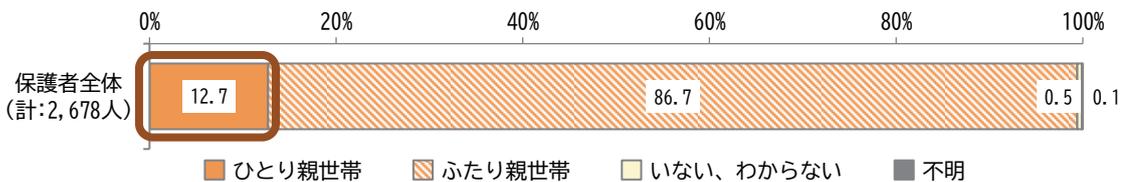


※沖縄県の貧困線をベースにし、低所得層Ⅰを相対的貧困家庭と定義しています。
 ※世帯収入と生計を共にしている人数を用いて等価可処分所得を算出しています。

【生活困窮世帯】



【ひとり親世帯】

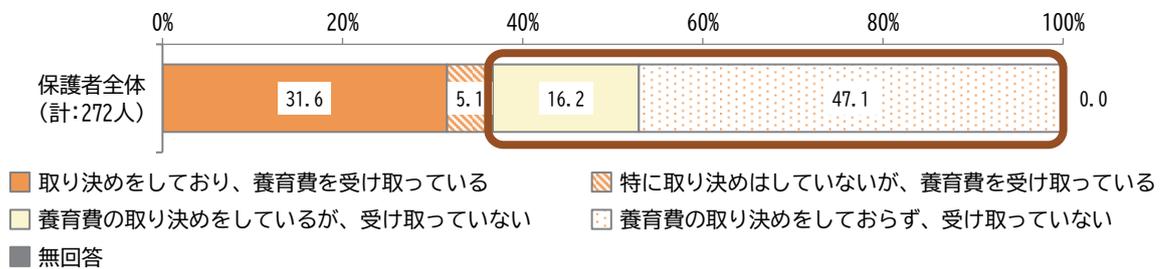


*7 「生活困窮世帯」とは、剥奪指標（必要な「食料」や「衣服」が購入できない、「電気料金」や「ガス料金」などの公共料金の支払いができない）の1つ以上に該当した場合を指す。

(2) 養育費の受け取り状況

2024（令和6）年2月に実施した「子どもの生活状況調査（保護者票）」において、お子さんと同居し、生計を同一にしている方の婚姻状況について、「離婚している」と回答した人に「離婚相手とこどもの養育費の取り決めをしていますか」と尋ねたところ、「養育費を受け取っている（「取り決めをしており、養育費を受け取っている」＋「特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている）」と回答した人の割合が36.7%、一方で、「養育費を受け取っていない（「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」＋「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない）」と回答した人の割合が63.3%となっています。

希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるため、養育費の取り決め等に関する重要性や相談に関する支援等が必要であると考えます。



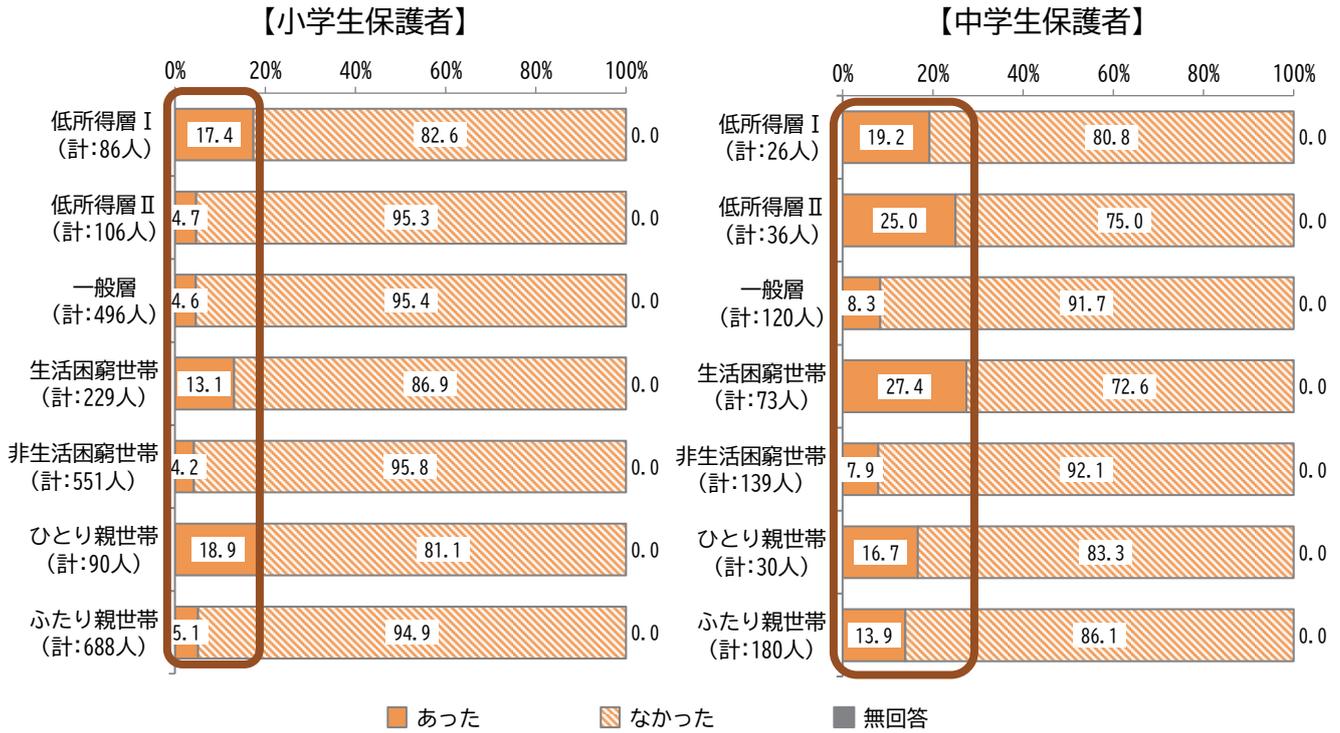
(3) 病院や歯医者を受診状況

2024（令和6）年2月に実施した「子どもの生活状況調査（保護者票）」において、「過去1年間に、お子さんを病院や歯医者で受診させた方が良かったと思ったが、実際には受診させなかったことがありましたか」と尋ねたところ、低所得層Ⅰ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で「受診させなかった経験があった」と回答した人の割合が高くなっています。

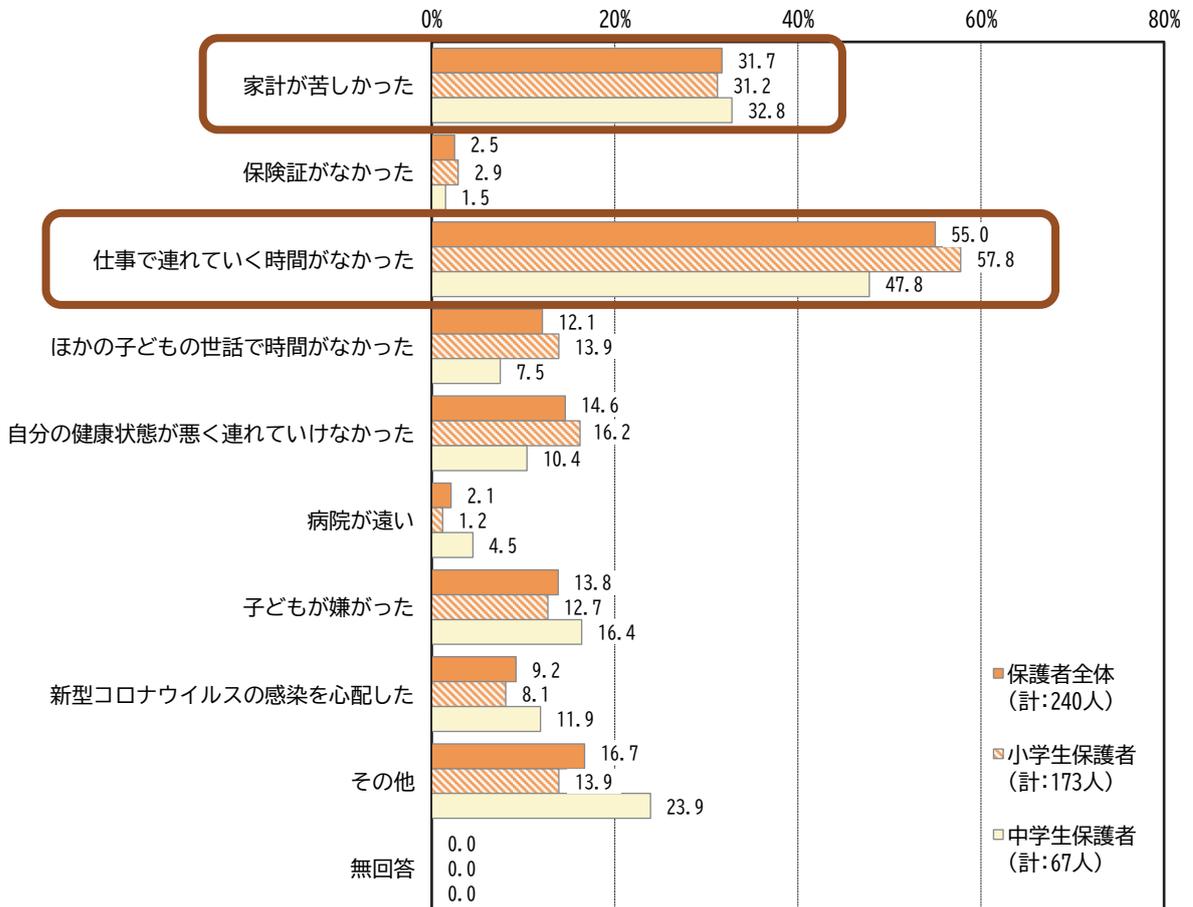
さらに、「お子さんを病院や歯医者で受診させた方が良かったと思ったが、実際には受診させなかった経験があった人」に受診させなかった理由を尋ねたところ、「仕事で連れていく時間がなかった」と回答した人の割合が最も高く、次いで、「家計が苦しかった」と回答した人の割合も高くなっています。

こどもの健康を守るためにも、子育て世帯への緊急時サポート体制の整備や家庭の経済状況による健康格差の縮小のための取組が必要であると考えます。

■病院や歯医者を受診させなかった経験



■病院や歯医者を受診させなかった理由



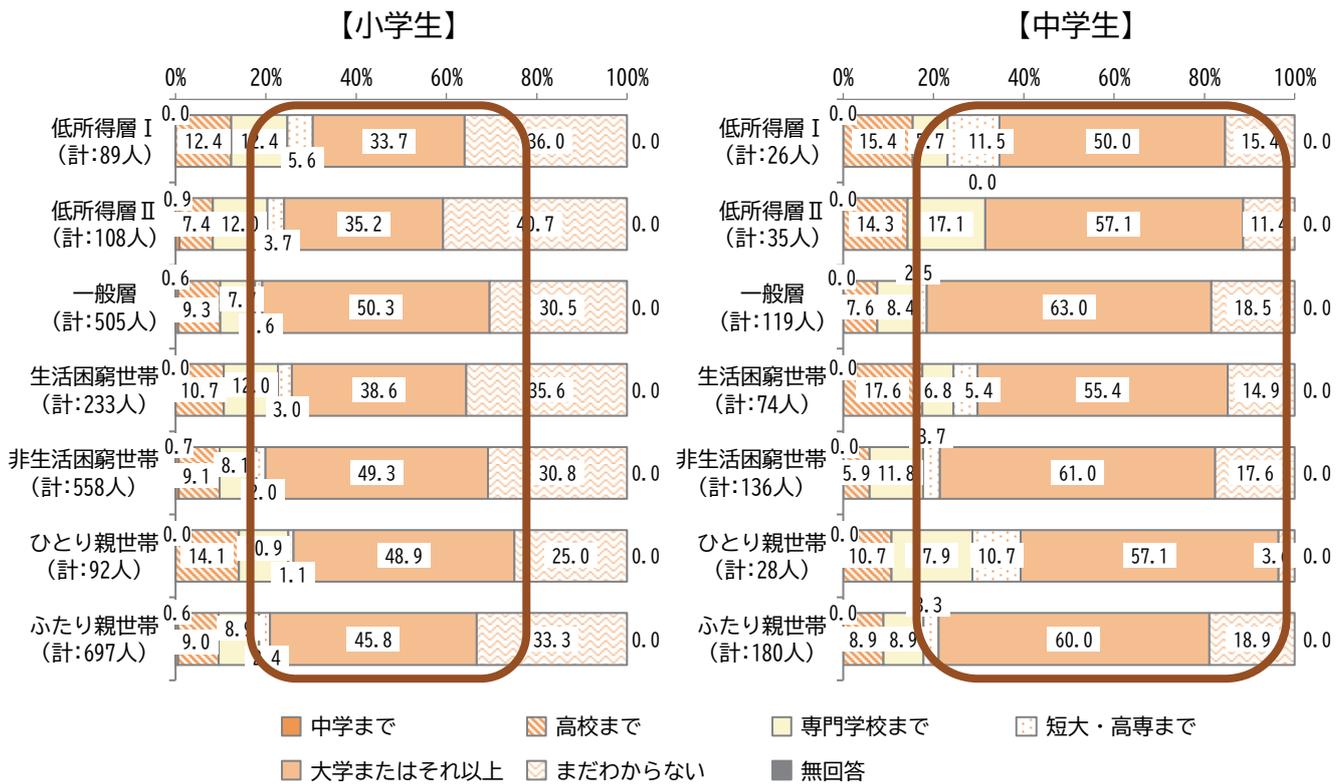
(4) 大学進学への希望

2024（令和6）年2月に実施した「子どもの生活状況調査（こども票）」において、「あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか」と尋ねたところ、「大学またはそれ以上」と回答した児童生徒の割合が高くなっていますが、低所得層Ⅰ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で低い傾向となっています。

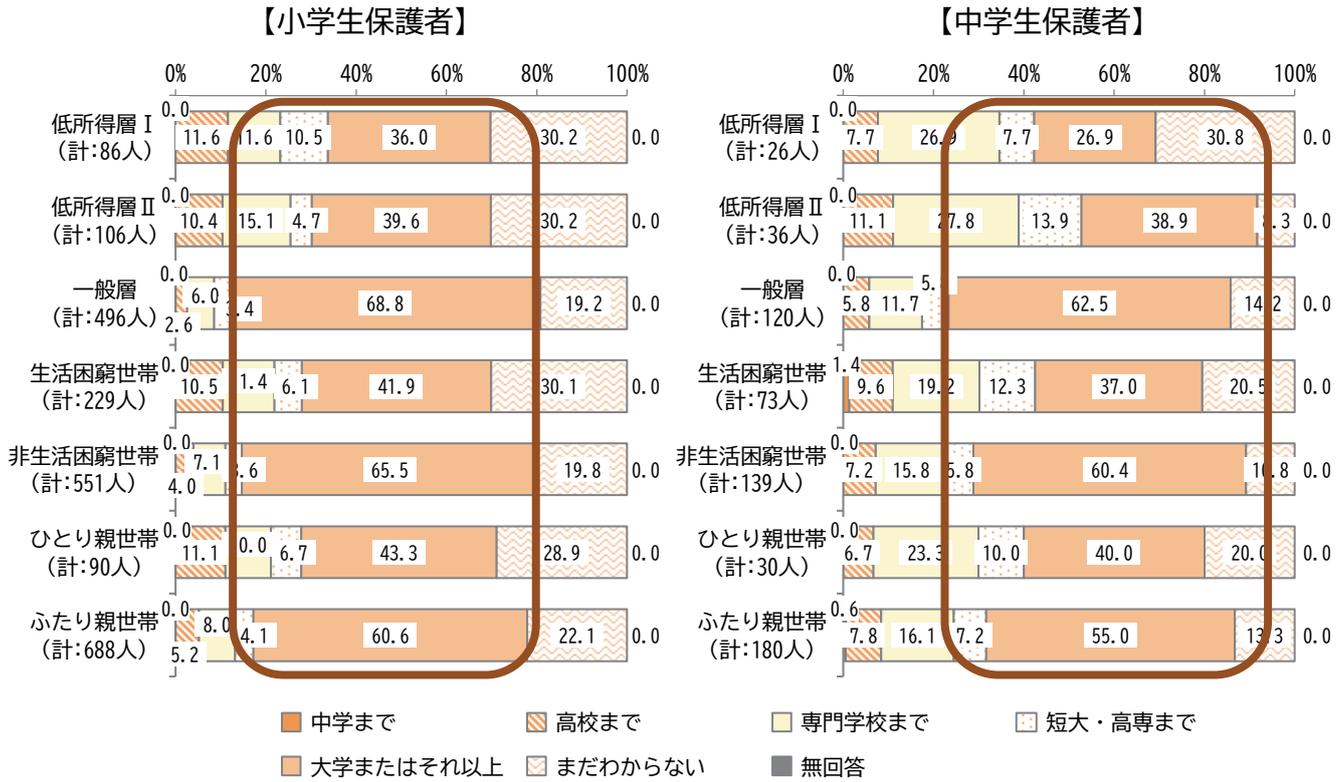
また、「子どもの生活状況調査（保護者票）」において、「お子さんは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか」と尋ねたところ、低所得層Ⅰ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で「大学またはそれ以上」と回答した人の割合が低くなっています。続いて、お子さんの進学先のイメージができている人に「その進学先を選んだ理由」について尋ねたところ、「お子さんがそう希望しているから」、「一般的な進路だと思うから」や「お子さんの学力から考えて」と回答した人の割合が高くなっていますが、「家庭の経済的な状況から考えて」と回答した人の割合が低所得層Ⅰ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で高くなっています。

こどもの学習機会や学習意欲の向上のためにも、家庭の経済状況による教育格差の是正のための取組が必要であると考えます。

■ 進学先の希望（こども）



■ 現実的に見た進学先（保護者）



■ 進学先を選んだ理由（保護者）

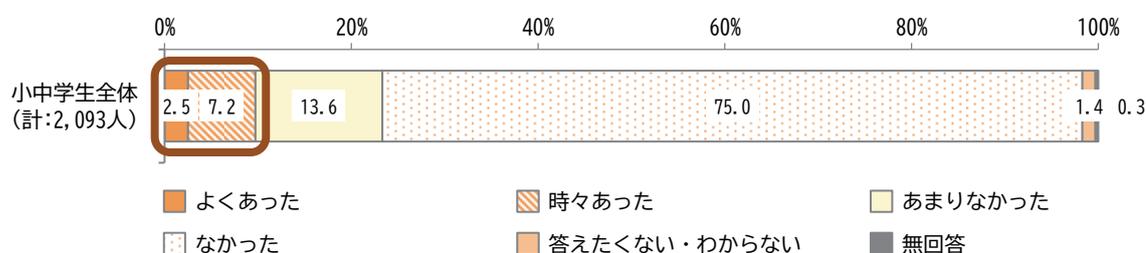
小学生保護者 (%)	望お	思一	らお	況家	そ	特	無	中学生保護者 (%)	望お	思一	らお	況家	そ	特	無
	おし	う一	らお	況家	そ	特	無		望お	思一	らお	況家	そ	特	無
低所得層Ⅰ (計:60人)	36.7	20.0	33.3	13.3	1.7	16.7	0.0	低所得層Ⅰ (計:18人)	66.7	16.7	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0
低所得層Ⅱ (計:74人)	27.0	37.8	33.8	4.1	10.8	9.5	0.0	低所得層Ⅱ (計:33人)	66.7	18.2	33.3	6.1	3.0	6.1	0.0
一般層 (計:401人)	36.4	42.4	31.2	10.7	4.0	8.5	0.0	一般層 (計:103人)	57.3	31.1	37.9	4.9	2.9	4.9	0.0
生活困窮世帯 (計:160人)	32.5	31.3	26.3	11.3	10.0	9.4	0.0	生活困窮世帯 (計:58人)	63.8	10.3	29.3	10.3	1.7	1.7	0.0
非生活困窮世帯 (計:442人)	35.5	41.9	33.7	8.6	4.5	9.3	0.0	非生活困窮世帯 (計:124人)	56.5	31.5	37.1	4.0	5.6	8.1	0.0
ひとり親世帯 (計:64人)	34.4	25.0	18.8	12.5	10.9	18.8	0.0	ひとり親世帯 (計:24人)	58.3	16.7	20.8	12.5	4.2	12.5	0.0
ふたり親世帯 (計:536人)	34.5	40.9	33.4	9.0	5.4	8.2	0.0	ふたり親世帯 (計:156人)	59.0	26.3	36.5	5.1	4.5	5.1	0.0

(5) ヤングケアラーの状況

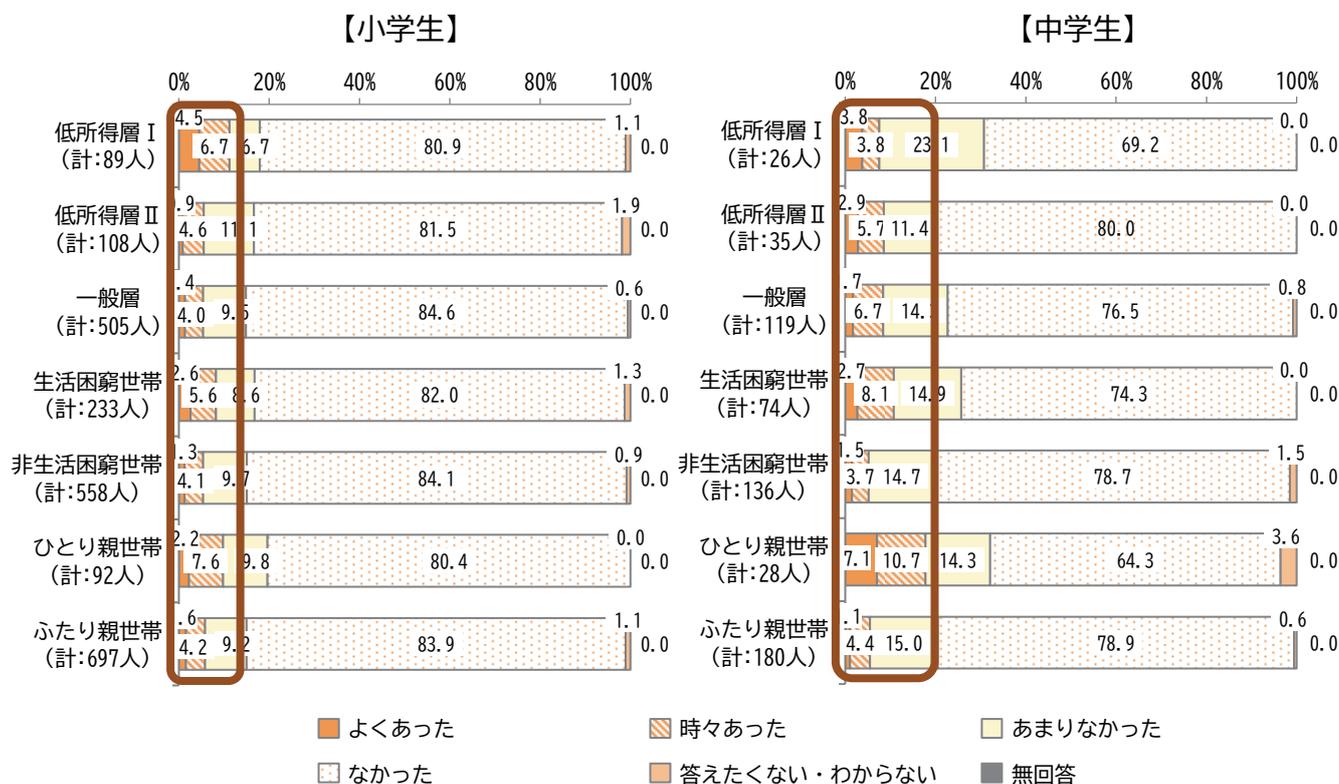
2024（令和6）年2月に実施した「子どもの生活状況調査（こども票）」において、「家事や家族の世話で勉強する時間がとれなかったことがあるか」と尋ねたところ、「あった（「よくあった」＋「ときどきあった」）」と回答した児童生徒が9.7%となっており、10人に1人はヤングケアラーの可能性がります。さらに、困窮分類でみると、低所得層Ⅰ、生活困窮世帯、ひとり親世帯で「あった（「よくあった」＋「ときどきあった」）」と回答した児童生徒の割合が高い傾向となっています。

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーについては、早期に発見し、適切な支援につなげるため、関係機関と連携し、家庭の状況等に応じた必要な支援に取り組む必要があると考えます。

■家事や家族の世話で勉強する時間がとれなかった経験（こども）



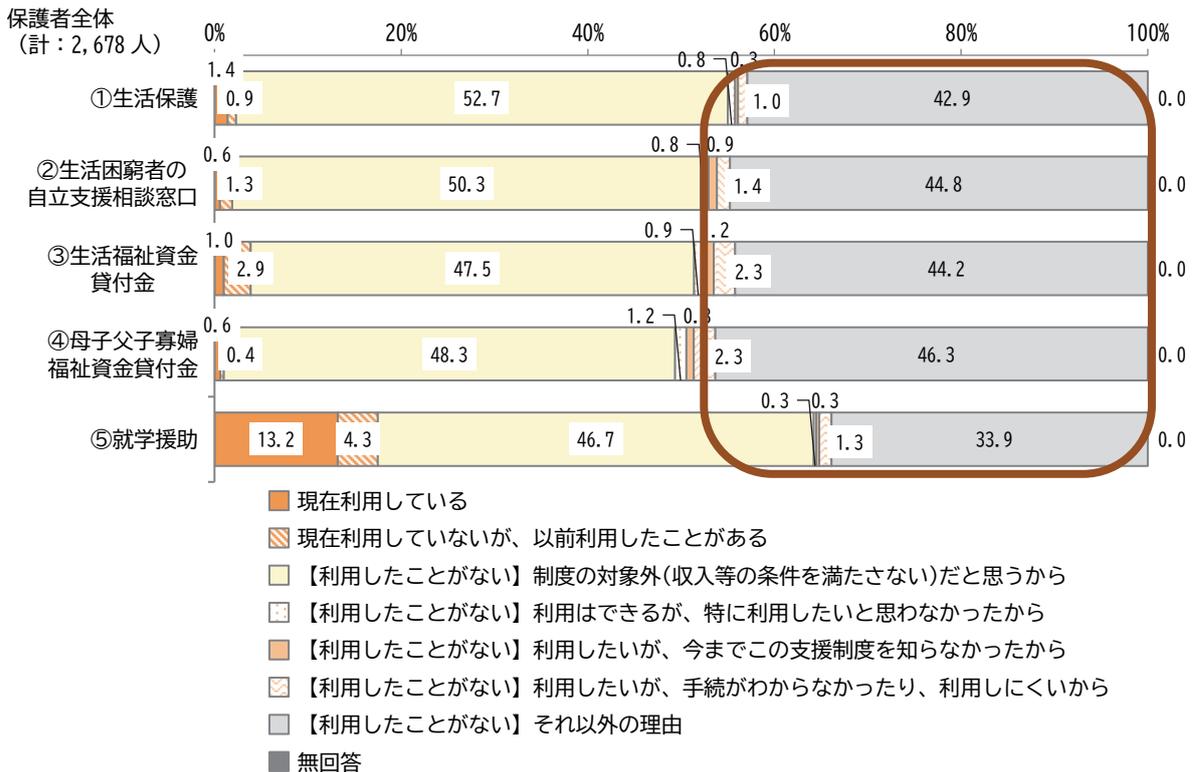
■家事や家族の世話で勉強する時間がとれなかった経験（困窮分類）



(6) 支援制度の利用状況

2024（令和6）年2月に実施した「子どもの生活状況調査（保護者票）」において、「あなたのご家庭では、支援制度をこれまでに利用したことがありますか」と尋ねたところ、「【利用したことがない】それ以外の理由」と回答した人の割合が高くなっています。

今後、具体的な理由を明らかにする必要がありますが、支援制度への抵抗感払拭や待ちの姿勢でなく支援が必要な人を早期に把握し、問題解決を図っていく必要があると考えます。



こども・若者を取り巻く現状と課題

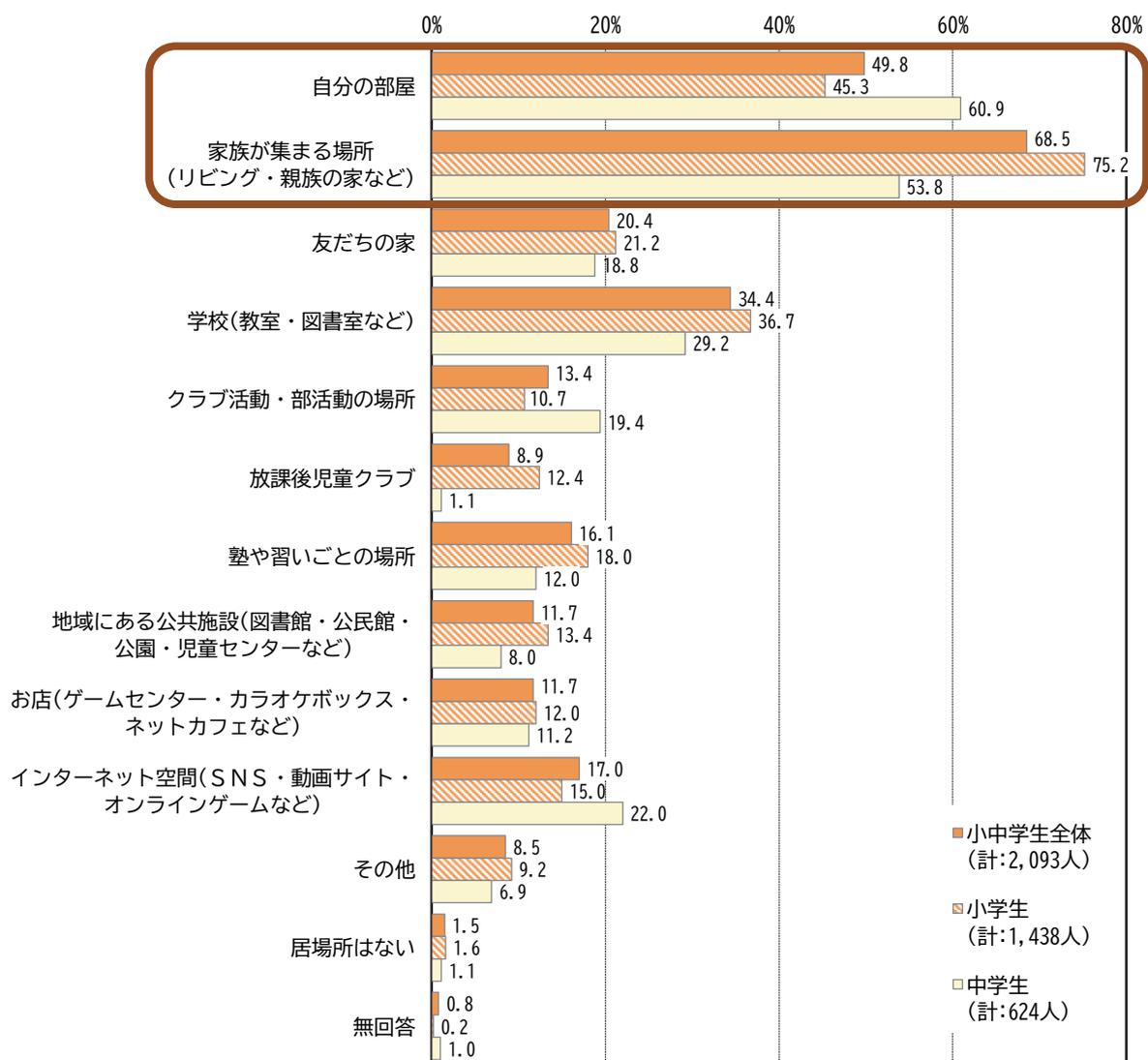
(1) 居場所について

2024（令和6）年2月に実施した「子どもの生活状況調査（こども票）」において、「あなたは、安心できる場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所）がありますか」と尋ねたところ、「家族が集まる場所（リビング・親族の家など）」や「自分の部屋」と回答した児童生徒の割合が高くなっています。

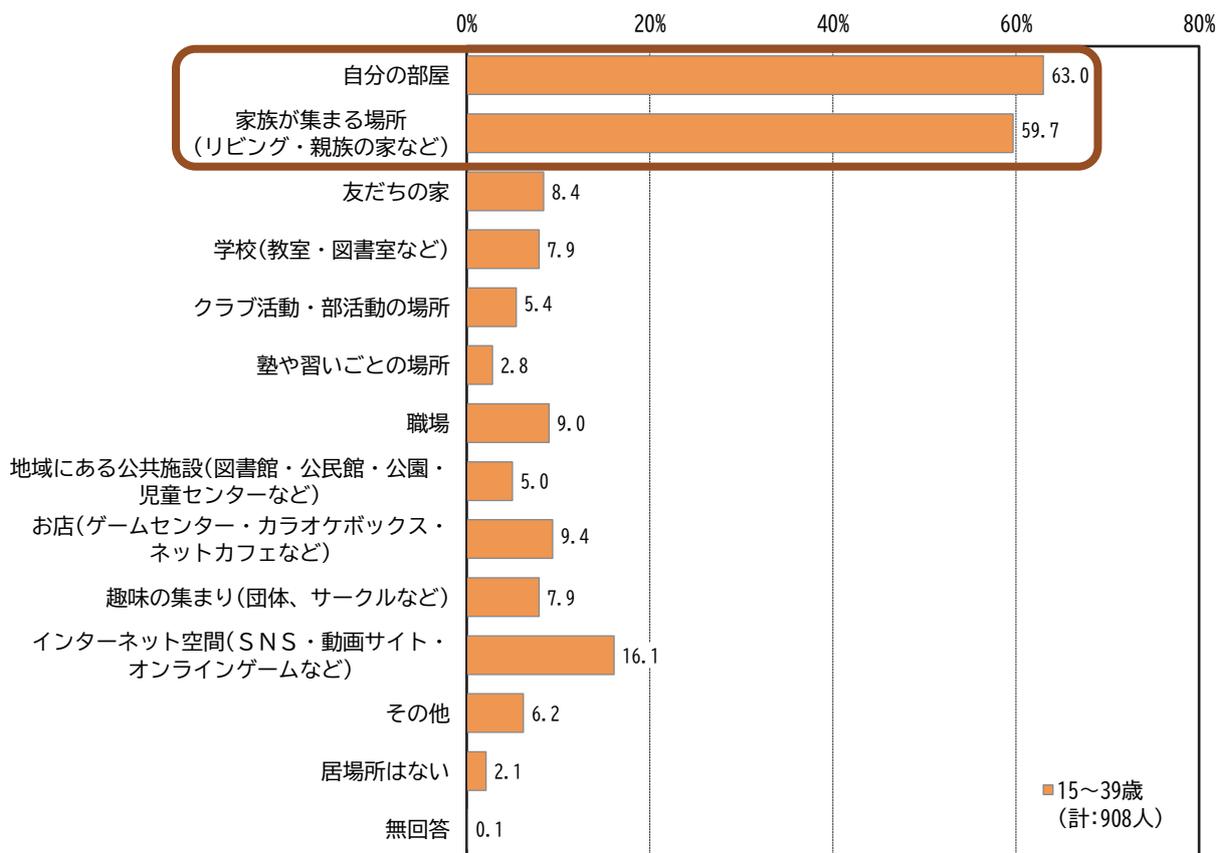
また、「こども計画のための意識調査」において、「あなたは、安心できる場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所）がありますか」と尋ねたところ、「自分の部屋」や「家族が集まる場所（リビング・親族の家など）」と回答した若者の割合が高くなっています。

こども・若者が自分らしく安心して過ごせるよう、また、幸せな状態で成長していけるよう、「こどもの居場所づくり」に取り組む必要があると考えます。

■安心できる場所（こども）



■安心できる場所（若者）



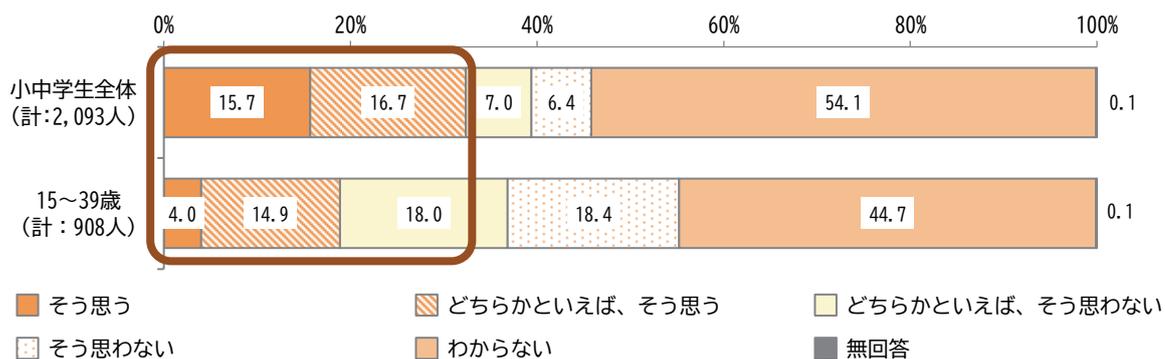
(2) こどもの意見聴取

2024（令和6）年2月に実施した「子どもの生活状況調査（子ども票）」において、「子ども政策に関して意見を聞いてもらえているか」尋ねたところ、「そう思う（そう思う+どちらかといえば、そう思う）」と回答した児童生徒の割合が32.4%となっています。

また、「子ども計画のための意識調査」において、「子ども政策に関して意見を聞いてもらえているか」尋ねたところ、「そう思う（そう思う+どちらかといえば、そう思う）」と回答した若者の割合が18.9%となっています。

アンケート調査の実施、また、子ども計画策定に向けたこどもの意見聴取（子ども会議）の開催が、調査結果に繋がっていると考えられます。更に多くの子どもたちに意見表明できる機会を提供し、政策検討に関わっている実感を持てるよう、意見聴取の方法を模索し、子ども・若者の意見をしっかりと政策へ反映し、子ども・若者へのフィードバックをすることが必要であると考えます。

意見聴取（子ども）



6 こども・若者の主張

那覇市こども会議

(1) こどもの居場所について

2024（令和6）年8月に実施した「那覇市こども会議」において、「こどもの居場所」をテーマにこどもの考えや想いを聴きました。みんなでいる場所に対し、1人でいる場所、楽しく遊べる場所に対し、静かな場所など、相反する意見などもありました。

こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する必要があると考えます。

こどもの居場所	理由
スポーツができる場所・楽しく遊べる場所	親に「買って」といっても買えない親ややりたいスポーツができない。自分の家にはないものを買いたい
のびのびと学べる場所	好きな時に読書をしたり、実験をやったり、質問したりできる場所がほしいから
自由にできる場所 遊べる場所	大人やこどもが自由に意見を言えたり、行動をせいげんされない ・ゆうぐがあって、だれでも楽しめる ・那覇市には、今遊べる所が少ないから遊べる所をふやしたい (例 大きい公園、プール、遊園地、ゲームセンター)
みんなですごせる場所	安心して楽しくすごせる
1人になれる場所	・安心して自分がしたいことができる ・勉強をしたいときがあったり、落ち着きたいときがある
安心できる場所	いやな思いをしている人がまだたくさんいる
静かな場所	・今、那覇市はわいわいにぎわっているから静かな明るい場所がひつようだからです。ひつような場所は静かな図書館と、個室をふやして静かに勉強できる場所がひつようだ ・しずかだと勉強できるし安心できる
1人で落ち着ける場所	どうしても一人で考えて、悩みたい時間や日がある
誰かを気にせず、思いっきり遊べる場所	問題を気にせず、遊びたい
こどもだけの居場所	大人の保護の元、ぎこちなく遊ぶのは苦手だ (大人にせいげんされるんじゃないかって全力であそぶこと)
みんなで遊べる所	近くにみんなで遊べる所がなく、1人になる人もいる
研究できる場所	昔のことや現代のことを調べると、勉強になる
スポーツができるところ	楽しくて好きだしとくになりいたい

こどもの居場所	理由
しゅ味が合う人だけのサークル	ひまつぶしにもなり、今は、SNSでしかつづられていない
不登校や同じなやみがある人が集まる場所	同じなやみや原因でこんなことになってしまった人たちどうして話した方が、かいけつさくも見つけやすいと思った
1人でいられる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・お勉強に集中して取り組みたいや、1人でいたいと思った時に、まわりにはそういう所がありません。あるとしても遠かったりし、あまりかんたんに、行けないからです。 ・自分のバランスをとるために大切だなと思った
楽しい場所	好きなことができるし、楽しい思い出を思い出す
いつでも、安心して、遊べる場所	コミュニケーションや、人とのやり取りがとれたり、気持ちをありのまま伝えることができるし、リラックスできるし、嫌なことを忘れられる

※こどもたちが回答したままの表現となっております。

こ ども 会 議 の 様 子



(2) 全てのこどもたちが意見を言える社会の実現について

2024（令和6）年8月に実施した「那覇市こども会議」において、「全てのこどもたちが意見を言える社会」をテーマにこどもの考えや想いを聴きました。「伝える相手」「募集の仕方」「環境面」「伝える手段」など、様々な意見がありました。

こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備に取り組み、こども・若者の意見を表明する権利について広く周知啓発するとともに、こども施策に関する十分な情報提供が必要です。

また、様々な状況にあって声が聴かれにくいこどもや若者、低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くもてないこどもや若者も、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫が必要であると考えます。

カテゴリー		詳細内容
人	友達	友達に言う、友達と一緒に伝える、友達と一緒に意見をかく、一人だと恥ずかしい、他の人（親しい人）にかわりて言ってもらう、自分の意見をくわしく伝える、身近な話からスタートしてちょっとずつ聞いていく
	先生	三者面談・個人面談、学童の先生に言う
	親	親に言ってもらう
	第三者	見ず知らずの人に言う、政治家に直接言う、地域の人、お年寄り、言いやすい人にきいてもらう、同じ意見をもつ人の集まり
募集の仕方	学校	学校で手紙を配る、紙のアンケートをくばり送ってもらう、掲示板、意見箱
	学校以外	ラジオ、ニュース、ポスター、新聞
	聞き込み	駅でこどもに聞く、商店街でこどもに聞き込み
環境	安心できる場所	1対1だときんちょうするからワイワイしている所（学校、公園など）、知っている場所、否定されない環境を作る、家族がまわりにいる安心できる空間、グループを作って話す
	静かな場所	個室・相談室、相手と自分が1対1の空間
やり方	SNS	学校の掲示板、インターネット、相談窓口、zoomビデオ会議、SNS、メール
	機械	AI、チャット GPT、モールス信号、テレビのアンケート、匿名のチャットや電話など
	アンケート	学校のタブレット、学校の授業でアンケート、目安箱、先生がいない時に名前なしで意見をきく、おうちでスマホでアンケート
	不自由な人への伝え方	文字でつたえる、点字を使ってつたえる、外国語を使ってつたえる、画像やイラストでつたえる、音声でつたえる
	投票	出ている意見の中から投票

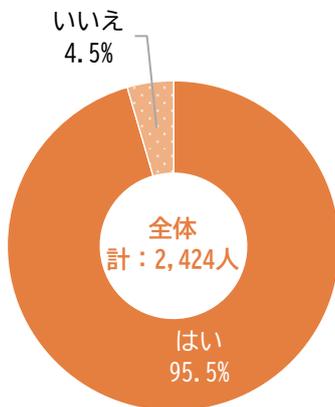
那覇市子ども・若者意見募集

(1) 就学前児童の意見

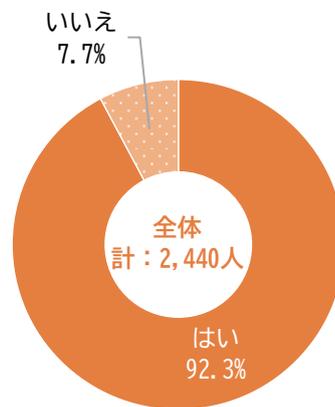
2024（令和6）年8月に実施した「那覇市子ども・若者意見募集」において、3歳～5歳児を対象に自己肯定感に関連する4つの質問をしたところ、自己肯定感が高いと思われる児童が多くなります。

子ども・若者は保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・社会参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体です。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからにとって最善の利益を図り、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会で後押しする必要があります。

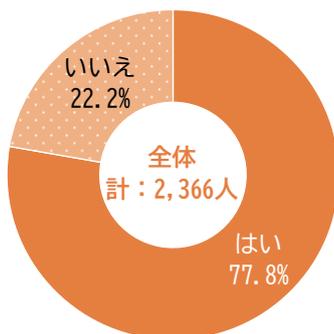
●自分の事は好きですか？



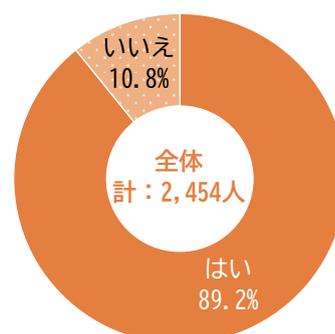
●大きくなったら何になりたいですか？*8



●自分のいい所はどんなところですか？*9



●おうちの人から良く褒められますか？



*8 なりたいものが答えられた場合を「はい」に集計

*9 自分のいい所を答えられた場合を「はい」に集計

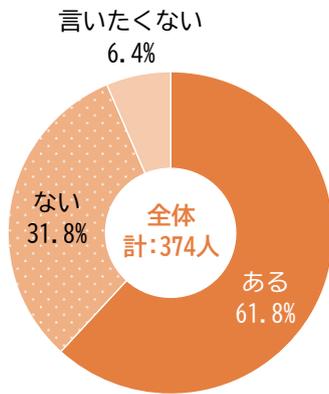
(2) こども食堂・児童館利用者の意見

2024（令和6）年8月に実施した「那覇市こども・若者意見募集」において、「学校に行きたくないと思ったことがありますか」と尋ねたところ、「ある」と回答した児童生徒の割合が61.8%、「学校で嫌なことをされたことがありますか」と尋ねたところ、「ある」と回答した児童生徒の割合が38.0%となっています。

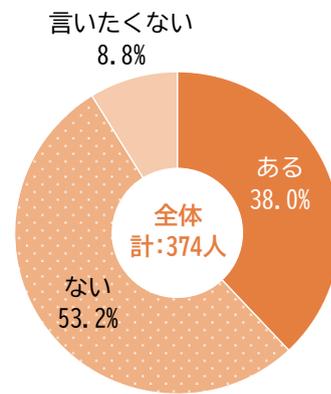
また、「悩みなどを相談したいと思ったことはありますか」と尋ねたところ、「ある」と回答した児童生徒の割合が29.4%、「困っていることはありますか」と尋ねたところ「ある」と回答した児童生徒の割合が18.2%となっています。

こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校づくり、また、多様な相談先、相談窓口の確保に努める必要があると考えます。

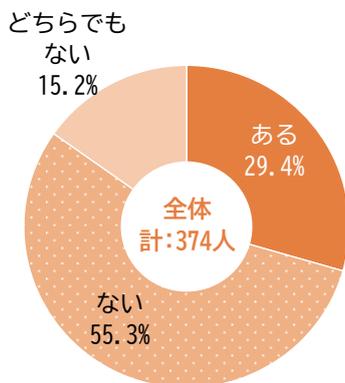
●学校に行きたくないと思ったことがありますか？



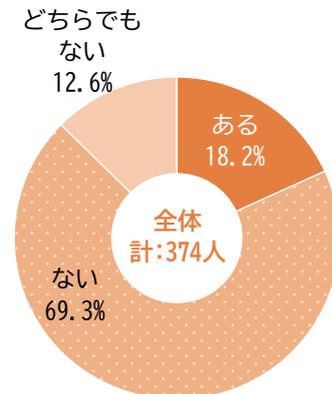
●学校で嫌なことをされたことがありますか？



●悩みなどを相談したいと思ったことはありますか？



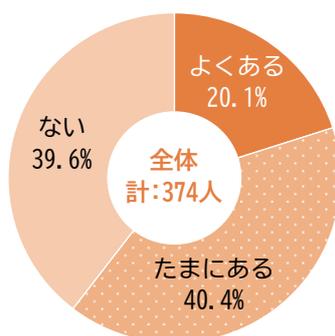
●困っていることはありますか？



「家のこと（お手伝いやきょうだいのお世話）で勉強する時間がとれなかったことがありますか」と尋ねたところ、「ある（「よくある」＋「たまにある」）」と回答した児童生徒の割合が60.5%となっています。

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーについては、早期に発見し、適切な支援につなげるため、関係機関と連携し、家庭の状況等に応じた必要な支援に取り組む必要があると考えます。

- 家のこと（お手伝いやきょうだいのお世話）で勉強する時間がとれなかったことがありますか？

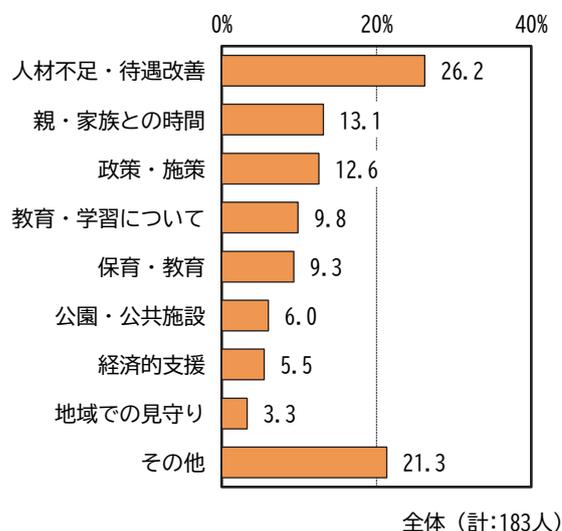


(3) 保育従事者・学校関係者の意見

2024（令和6）年8月に実施した「那覇市こども・若者意見募集」において、「こども達に係わること全般での意見」について尋ねたところ、「人材不足・待遇改善」と回答した保育従事者の割合が高くなっています。

事業所アンケートや事業所ヒアリングでも人材不足・待遇改善のテーマについて多くのご意見があり、こどもたちが安全安心な園生活を送ることができるよう、新規保育士の確保と離職防止に向けた処遇改善の検討が必要と考えます。

カテゴリ	件数
人材不足・待遇改善	48
親・家族との時間	24
政策・施策	23
教育・学習について	18
保育・教育	17
公園・公共施設	11
経済的支援	10
地域での見守り	6
その他	39
回答者数	183

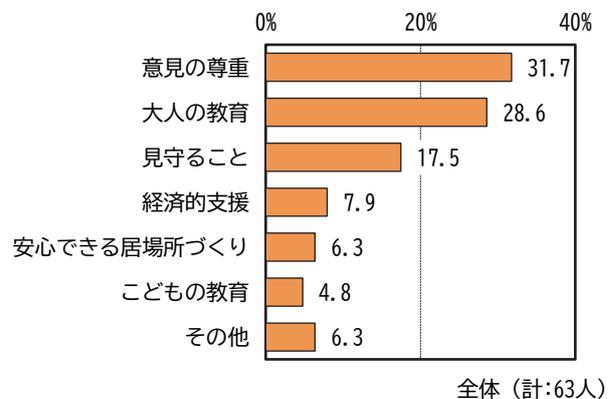


(4) 一般の意見

2024（令和6）年8月に実施した「那覇市こども・若者意見募集」において、「こどもの権利を守るために、大人は何かできると思いますか」と尋ねたところ、「こどもの意見の尊重」や「大人の教育」と回答した大人の割合が高くなっています。

こどもや若者が自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、大人は、こどもや若者の最善の利益を実現する観点からこどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重しなければなりません。意見表明・社会参画する上で欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う必要があると考えます。また、困難な状況に置かれたこどもや若者、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う必要があると考えます。

カテゴリ	件数
意見の尊重	20
大人の教育	18
見守ること	11
経済的支援	5
安心できる居場所づくり	4
こどもの教育	3
その他	4
回答者数	63



第3章 計画の基本的な考え方

本市のこども・若者を取り巻く現状と課題（第2章）を踏まえ、以下のとおり基本理念を掲げ、こども施策（第4章）に取り組みます。

1 本計画における目指すまちの姿

本市では、本市の最上位計画である「第5次那覇市総合計画」において「なはで暮らし、働き、育てよう！ 笑顔広がる元気なまち NAHA ～みんなでつなごう市民力～」をまちづくりの将来像として掲げ、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までを計画期間として取り組んでいるところです。

総合計画においては、まちづくりの将来像を具現化するため、5つの目指すまちの姿を示していますが、那覇市こども計画は、このうちの「多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまちNAHA」、「互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまちNAHA」、「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまちNAHA」という3つの目指すまちの姿に資する計画として策定するものです。

まちづくりはひとづくりと言われるように、これからの新しい時代を切り拓く人材こそが重要となります。次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるまちを目指します。

2 基本理念

2020（令和2）年3月に策定した「第2期那覇市子ども・子育て支援事業計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）」では、第5次那覇市総合計画における「なはで暮らし、働き、育てよう！ 笑顔広がる元気なまち NAHA ～みんなでつなごう市民力～」をまちづくりの将来像として、「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまちNAHA」を掲げました。

こうした中、「こども大綱」では、全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、全てのこども・若者を社会全体で支援していくことが求められます。

そこで、第3期子ども・子育て支援事業計画を包含し、市町村こども計画と位置付ける本計画では、こども大綱等を勘案し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、次のとおり基本理念を定めます。

**「安全安心で 全てのこども・若者がすこやかに成長し、
住みやすく 暮らしやすく 幸せを実感できる こどもまんなかNAHA」**

3 基本理念に込めた想い

幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、こどもや若者にとって「どのような存在でありたいか（どのような存在であり続けたいか）」と想いをめぐらせ、基本理念を考えました。基本理念には以下のような想いを込めています。

(1) こども・若者が「まんなか」の社会へ

こどもや若者が未来をつくる大切な存在であり、その成長や幸せを社会全体で支えることが必要で、「こども・若者を社会のまんなかに」という強い想いを込めています。

(2) 「安全・安心」は全ての土台

こどもや若者がすこやかに成長するためには、まず安全で安心して過ごせる環境が欠かせません。地域や社会全体で、暴力や差別、貧困などからこどもを守り、どんな家庭のこどもでも安心して育つことができる社会を目指しています。

(3) 「すこやかに成長する」ことの大切さ

ただ生きているだけではなく、心も身体もすこやかに成長できる環境をつくるのが大切です。教育や遊びの機会をしっかりと確保し、一人ひとりの個性や夢を伸ばせるようにしたい、という願いを込めています。

(4) 「住みやすく暮らしやすい」まちづくり

こどもや若者だけでなく、家族や地域の人たちにとっても暮らしやすい環境が必要です。子育てしやすい制度や、こどもがのびのび遊べる場所、相談できる場所などを整えていくことで、みんなが住みやすいまちを目指しています。

(5) 「幸せを実感できる」まちづくり

この理念の一番のポイントで、ただ物質的に豊かになるだけでなく、心の豊かさやつながりを感じられる社会にしたいという想いを込めています。「自分は大切にされている」「ここにいていいんだ」と思えることが、こどもや若者の幸せにつながるのではないかと考えています。

4 計画の数値目標

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を以下のとおり設定します。また、具体的に取り組むこども施策については第4章、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については第5章において設定します。

目標	現状値	目標値*11
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	15～39歳 22.8%	70%
「生活に満足している」と思う人の割合	小中学生 93.6% 15～39歳 63.1%	小中学生 現状維持 15～39歳 70%
「今の自分が好きだ」と思う人の割合 (自己肯定感の高さ)	3～5歳 95.5% 小中学生 70.2% 15～39歳 57.9%	3～5歳 現状維持 小中学生 現状維持 15～39歳 70%
社会的スキルを身に着けている人の割合*10	小中学生 81.3%	現状維持
「自分には自分らしさというものがある」と思う人の割合	小中学生 82.2% 15～39歳 70.6%	90%
「どこかに助けしてくれる人がいる」と思う人の割合	小中学生 87.5% 15～39歳 84.8%	97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う人の割合	小中学生 82.9% 15～39歳 77.4%	現状維持
「こども政策に関して自身の意見が聞いてもらえている」と思う人の割合	小中学生 32.4% 15～39歳 18.9%	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思う人の割合	小中学生 71.6% 15～39歳 53.9%	80%
「那覇市はこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだ」と思う人の割合	15～39歳 59.9%	70%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	15～39歳 24.3%	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	75.6%	90%

*10 「社会的スキルを身に着けているこどもの割合」は、関連する8項目の平均値とする。

*11 市の目標値は、市の現状値が国の目標値を超えている場合は「現状維持」とする。

第4章 こども施策に関する重要施策

1 ライフステージを通じた重要施策

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- ❖ 全てのこども・若者が、こども基本法、子どもの権利条約及び本計画の趣旨及び内容について理解を深めるための情報提供や普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知し、こども・若者の権利が守られる取組を推進します。(こども政策課)
- ❖ こどもの教育、養育の場において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとともに、市民全体に対して、こども基本法及び本計画の趣旨及び内容について広く情報発信を行うことにより、全てのこども・若者が権利の主体であることを市民全体に周知します。(こども政策課、こども教育保育課、こどもみらい課、学校教育課、市民生活安全課)
- ❖ こどもの権利を保護するため、福祉、健康、教育、文化などのあらゆる場面において等しくその権利を保障する「こどもの権利条例」の制定に向けた取組を推進します。(こども政策課)

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

① 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

- ❖ 遊びや体験活動がこども・若者の健やかな成長の原点であることから、年齢や発達の程度に応じた遊び・体験の機会や場を創出し、学校・地域等において自然体験や文化芸術体験など、多様な価値観のもとにこども一人一人の個性や可能性を伸ばせるような体験ができるように取組を推進します。(こども教育保育課、学校教育課、生涯学習課)
- ❖ 読書は言葉を学び、感性を磨き、幅広い知識を取得するなど生涯にわたる「生きる力」となることから、家庭・地域・学校等において読書環境の充実を図る取組を推進します。(学校教育課、中央図書館、教育保育課、生涯学習課)
- ❖ こどもたちの心身の健康の保持増進や体力向上に向け、「健やか親子なは」や「健康なは21(第3次)」とも連携しながら、こどもたちが規則正しい生活習慣を身につけるための取組を展開します。(地域保健課、健康増進課)

② こどもまんなかまちづくり

- ❖ こどもや子育て当事者が身近な場所で充実した活動ができるよう、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進します。(まちづくり協働推進課、公園管理課、こども教育保育課、生涯学習課)
- ❖ 子育て環境に対応した市営住宅の拡充や子育て世帯向けの制度活用を検討するなど、子育て世帯の居住の支援を推進します。(まちなみ整備課、市営住宅課)

③ 子ども・若者が活躍できる機会づくり

- ❖ グローバル化の進む現代社会においては、多様な文化、価値観を理解し、尊重することの重要性を学べる教育の推進に取り組みます。(生涯学習課、学校教育課)
- ❖ 経済のグローバル化、AIやIoT等の先端技術が急速に発展していく現代の社会において、経済をけん引できる人材の育成に向け、小学校からプログラミング教育や情報モラル教育を進め、情報活用能力の向上を推進するとともに、将来の産業を担うキャリア教育支援に取り組みます。(商工農水課、教育研究所)
- ❖ 現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組み、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会の構築に向け意識啓発を推進します。(企画調整課)
- ❖ 在留外国人の子どもや海外から帰国した子どもへの支援を推進します。(学校教育課)

④ 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

- ❖ 子ども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるようジェンダー平等や男女共同参画社会、人権の尊重、性の多様性の尊重に関する理解を促進するための施策や啓発活動、相談体制の整備等を推進します。(平和交流・男女参画課)
- ❖ 子どもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を持つことがないよう啓発活動や情報発信を推進します。(子ども教育保育課、平和交流・男女参画課、学校教育課)

(3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- ❖ 子ども家庭センターにおいて、全ての妊産婦、子育て当事者、子どもに対し、包括的な相談支援体制の強化を図るとともに、妊娠、出産、産後を通じて切れ目のない保健・医療体制の提供を推進します。(子どもえがお相談課、地域保健課)
- ❖ こどもの成長や発達段階に応じた性と健康に関する教育(プレコンセプションケア)を実施するとともに、女性やカップルが将来の妊娠を考えながら自分たちの生活や健康に向き合うことを促す取組を推進します。(地域保健課)
- ❖ 予期せぬ妊娠等、妊娠や出産に悩む若年女性(妊産婦)の不安や負担を緩和するため、相談窓口の充実や周知、日常生活の支援等に関係機関と連携しながら取り組みます。(子どもえがお相談課、地域保健課)
- ❖ 母子オンライン相談、親子健康手帳アプリの導入等による母子保健事業のデジタル化の促進等について、国の動向も踏まえながら推進します。(子どもえがお相談課、地域保健課)
- ❖ 全ての親と子が健やかでたくましく成長できる環境づくりに向けて、「健やか親子なは」を通じた普及啓発を促進します。(地域保健課)
- ❖ こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するために医療費助成等の支援を行います。(子育て応援課、地域保健課)

- ❖ こどもの疾病予防、早期発見のための健診・相談体制の充実を図り、乳幼児健診等の受診率や予防接種の接種率の向上に取り組んでいきます。また、学校の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置や治療の指示をするなど適切な措置を行います。(地域保健課、健康増進課、学校教育課)

(4) こどもの貧困対策

① こどもの貧困解消に向けて

- ❖ こどもの貧困は社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることの認識の下、企業や団体等との連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進し、貧困の解消に向けて取り組みます。(こども政策課)

② 教育の支援

- ❖ 全てのこども・若者が、生まれ育った環境に左右されることがないように、家庭の状況を把握し、それぞれの夢に挑戦できるように支援体制の継続に努めます。(こども政策課、生涯学習課、学務課、保護管理課、子育て応援課)
- ❖ 学校を、地域に開かれ、地域とつながるプラットフォームと位置付け、スクールソーシャルワーカー等が、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して地域における関係機関・団体と連携し、支援を要するこどもを早期に把握し、支援を充実させる体制を強化します。(教育相談課、こどもえがお相談課)
- ❖ 幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生や大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図ります。(こども政策課、こどもみらい課、学務課、生涯学習課)
- ❖ 高校中退後の継続的なサポートを強化するとともに、親からのネグレクト等により就学のための必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りします。(保護管理課、生涯学習課、教育相談課)

③ 生活の安定に資するための支援、経済的支援

- ❖ 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることないように、親の妊娠・出産期からの切れ目のない相談支援や居場所づくりなどの支援を充実させます。(子育て応援課、こども教育保育課、こどもえがお相談課、保護管理課、地域保健課)
- ❖ 専門的な個別支援を必要とするこどもに対応できる居場所を充実します。(保護管理課、学校教育課、教育相談課)
- ❖ 生活困窮家庭やひとり親家庭に対し、生活に関する相談や個々の状況に応じた支援に取り組みます。(保護管理課、子育て応援課)
- ❖ 企業等から提供された食料品等をこどもの居場所等へ提供することにより、こどもや困窮家庭に対する食の支援と居場所の確保に向けた継続的な活動を支援します。(保護管理課)
- ❖ 子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していきます。(こども政策課)

④ 保護者に対する就労の支援

- ❖ 保護者の経済基盤の安定を目指し、関係機関が連携した就労支援において職業生活の安定と向上のための支援を通して、子育て及び就労が安心して行える環境づくりを進めます。(商工農水課、保護管理課、子育て応援課)

⑤ ひとり親支援

- ❖ ひとり親家庭が貧困状態に陥りやすい状況に鑑み、ひとり親家庭に対する学習支援、子育て・生活支援、就労支援、経済支援等を充実させます。(子育て応援課)

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- ❖ 障がい児及びその家族が身近な地域で適切な支援が受けられるよう、障害児通所支援や発達に関する相談及び家族等支援の提供を行い、障がい児の健やかな育成の支援を推進します。(こども教育保育課、障がい福祉課、地域保健課)
- ❖ 「医療的ケア児等協議の場」において関係機関と連携し、医療的ケア児とその家族が直面する課題についての対応策を検討し、医療的ケア児が安定した地域生活を送れるよう支援します。(障がい福祉課、こどもみらい課、こども教育保育課、地域保健課、学校教育課)
- ❖ 障がい児及び医療的ケア児等の疾病の治療を促進するために医療費助成等の支援を行います。(地域保健課、子育て応援課)
- ❖ 障がい児、医療的ケア児が安心・安全な学習環境づくりの推進を図るとともに、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を推進します。(こども教育保育課、学校教育課)
- ❖ 障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげるため、乳幼児健診の受診率向上や健診内容の充実を図ることに加え、各種相談体制の充実を図ります。(こども教育保育課、地域保健課)
- ❖ 障がいのあるこどもに対して、早い段階からの適切な対応を図り、こども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。(学校教育課、生涯学習課)

(6) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援

① 児童虐待防止対策の更なる強化

- ❖ 子育てに困難を抱える世帯を早期に把握し、適切なサービスに繋げるとともに、子育て中の親の不安、負担、孤独を緩和するため、子育て当事者の交流の機会提供や育児に関する相談、それらに関する積極的な情報提供を行います。(こどもえがお相談課、地域保健課)
- ❖ 孤立した環境のなかで、予期せぬ妊娠に悩む女性又は男性からの相談を受ける取組を行い、日常生活の支援や関係機関との調整を通じた支援の強化に取り組むとともに、これらの取組が必要としている本人に届くよう周知を図ります。(こどもえがお相談課、地域保健課)
- ❖ こども家庭センターは、母子保健や児童福祉に関する様々な施策を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会と一体となって、児童虐待防止の取組を担い、子育てに支援を必要とする家庭を継続的に支える取組を推進します。(こどもえがお相談課、地域保健課)

- ❖ こども家庭センターのソーシャルワーカー等の資格取得や配置促進については、国の動向をみながら必要に応じて検討し、機能の強化を図るとともに、業務の効率化のためのICT化を推進します。(こどもえがお相談課)

② ヤングケアラーへの支援

- ❖ ヤングケアラーの問題は、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。(こどもえがお相談課)
- ❖ 家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。(こどもえがお相談課)

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

① こども・若者の自殺対策

- ❖ 自殺の要因分析や、SOSの出し方、受け止め方等の自殺予防教育、1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、きめ細やかな相談支援等に取り組みます。(地域保健課、学校教育課、教育相談課)

② こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

- ❖ こどもが主体的にインターネットを利用できる能力や情報リテラシーを習得するための支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。(こども教育保育課、教育研究所)

③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- ❖ こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認(日本版DBS)について、国や県の動向を注視しながら運用の仕組みを整理します。(こども政策課、こども教育保育課、学校教育課)
- ❖ 生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命(いのち)の安全教育を図ります。(こども教育保育課、学校教育課)
- ❖ こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実や継続的な啓発活動の実施を推進します。(こどもえがお相談課)

④ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

- ❖ こどもの生命と安全を守るため、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進めます。(市民生活安全課、防災危機管理課)

- 
- ❖ こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。(こども教育保育課、生涯学習課、学校教育課、中央公民館)

⑤ 非行防止と自立支援

- ❖ 学校や警察等地域の関係機関や民間団体との連携を図ることにより、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進するとともに、社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。(学校教育課、教育相談課)

2 ライフステージ別の取組

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- ❖ 不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。(地域保健課、こどもえがお相談課)
- ❖ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう那覇市母子生活支援センター「さくら」との連携を進めるとともに、NPOなどの民間団体と連携し、安定した生活基盤の構築並びに自立支援を進めていきます。(地域保健課、こどもえがお相談課、子育て応援課)

② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- ❖ こども園施設の空き状況を勘案した入所調整、ニーズに合わせた定員設定等の待機児童対策に取り組むとともに、保育士の確保や処遇改善を進めるため、教育保育施設・事業所ごとの経営情報や職員の処遇等に関する費用の使途の見える化について、国の動向を捉え推進します。(こども政策課、こどもみらい課)
- ❖ 親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実させます。(こども政策課、こどもみらい課、こども教育保育課)
- ❖ 必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていくとともに、病児保育の充実を図ります。(こども政策課、こども教育保育課、こどもみらい課)
- ❖ 幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児のほか外国籍家庭をはじめ様々な背景を持つこどもなど、特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。(こども政策課、こども教育保育課、こどもみらい課)
- ❖ 幼保こ小(幼稚園・保育園・こども園・小学校)の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な連携を図ります。(こども教育保育課、こどもみらい課、学校教育課)
- ❖ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減等、職員の処遇及び環境配置基準の改善に取り組めます。(こども政策課、こども教育保育課、こどもみらい課)

(2) 学童期・思春期

① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生（充実）等

- ❖ 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを推進し、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員がその力を存分に発揮できるよう取組を推進します。（学校教育課、教育研究所）
- ❖ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に進め、地域全体でこどもの学びと成長を支える、未来の創り手となる児童生徒の育成を推進します。（こども政策課、学校教育課、生涯学習課）
- ❖ 生徒が継続してスポーツ・文化芸術に親しむことができるように休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行（展開）に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。（学校教育課、市民スポーツ課）
- ❖ 社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進します。また、体育の授業の充実を図るなどこどもの体力の向上のための取組を推進します。（学校教育課）
- ❖ 養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進するとともに、学校給食の充実や、学校での食育の取組を推進します。また、学校給食無償化に向けて、県と連携して取り組んでいきます。（学校給食課、学校教育課）

② 居場所づくり

- ❖ こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などがこども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。（こども教育保育課、まちづくり協働推進課、保護管理課、生涯学習課、中央公民館、中央図書館）
- ❖ こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。（こども政策課、保護管理課、生涯学習課）
- ❖ 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学校施設の利用の促進を進めながら放課後児童クラブの受け皿整備を進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図ります。（こども政策課）

③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供

- ❖ こどもが安心して医療サービスを受けられるよう、那覇市立病院小児医療体制の維持・確保に努めます。（保健総務課）
- ❖ 成育過程である者に対して、医療、保健、福祉、教育等の連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。（障がい福祉課、地域保健課）

- ❖ 学校（教育委員会）、保健所、医療関係者等が連携、協力し、こども・若者に対して、性と健康に関する教育（プレコンセプションケア）や普及啓発・相談支援を進めるとともに、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進めます。（保健総務課、地域保健課、学校教育課）

④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

- ❖ こども・若者が社会のなかで自立し、他者と連携、協力、社会を生き抜き、社会の構成員として地域の課題の解決を図れる力を身に着けることができるよう、その発達の程度に応じて主権者教育を実施します。（学校教育課）
- ❖ こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し、行動ができるように消費者教育の推進を図ります。（学校教育課、市民生活安全課）
- ❖ 様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組んでいきます。（商工農水課）
- ❖ 職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動の取組を推進します。（学校教育課）

⑤ いじめ防止

- ❖ いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、市全体でこの問題に取り組むとともに、小学校・中学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図ります。（学校教育課）
- ❖ 教育活動において、「ネットいじめ」やいじめ防止に資する取組の実施や未然防止教育、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進を図ります。（学校教育課）
- ❖ いじめの実態や背景の把握、解決に向けた対応にあたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じます。（学校教育課、教育相談課）

⑥ 不登校のこどもへの支援

- ❖ 全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。（教育相談課、教育研究所）
- ❖ 不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行います。（教育相談課）

⑦ 校則の見直し

- ❖ 校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこど

もや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校に対してその旨を周知します。(学校教育課)

⑧ 体罰や不適切な指導の防止

- ❖ 体罰は学校教育法で禁止されており、また、生徒指導提要等においても教職員による体罰や不適切な指導については決して許されないと示されていることを踏まえ、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進します。(学校教育課)

⑨ 高校中退後の支援

- ❖ 中学卒業後の18歳までの高校進学を希望するこどもに、入試へ向けた学習相談や学習支援を行います。(教育相談課)
- ❖ なはし創業・就職サポートセンターやパーソナルサポートセンター等が実施する支援の内容について、高校を中退したこどもに情報提供を行うなどの取組の充実を図ります。(商工農水課、保護管理課)

(3) 青年期

① 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

- ❖ 民間団体等と連携するなどして出会いの機会・場の創出支援に取り組むとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。(こども政策課、企画調整課)

② 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

- ❖ ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。(地域保健課)
- ❖ こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報、悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等を学生を含むこども・若者に周知します。(地域保健課)

3 子育て当事者への支援に関する取組

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ❖ 幼児教育・保育の無償化など、幼児期における教育にかかる費用の負担軽減を実施します。(こどもみらい課)

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ❖ オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行うとともに、親としてこどもと関わりをもつための工夫や体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。(こども政策課、こどもみらい課、こども教育保育課、こどもえがお相談課、地域保健課)
- ❖ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進し、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。(こどもみらい課、こども教育保育課、こどもえがお相談課)

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ❖ 職場の文化・雰囲気を変革的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりの重要性を啓発し、その取組を支援します。(平和交流・男女参画課)
- ❖ 長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画を促進することにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育ての両立を目指す取組を支援します。(平和交流・男女参画課)

(4) ひとり親家庭への支援

- ❖ ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むとともに、こどもに届く生活・学習支援を進めます。(子育て応援課)
- ❖ 様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援や、相談に来ることを待つことのないプッシュ型の支援体制の構築・強化を図ります。(子育て応援課)
- ❖ 当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。(子育て応援課)
- ❖ こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取り決めの促進について強化を図ります。(子育て応援課)

4 こども・若者の社会参画・意見反映

(1) 市の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

- ❖ こどもや若者の社会参画、意見表明の機会、そして、それを行う場が必ずしも十分でないという現状を踏まえ、こどもや若者が自分の意見を形成し、これを表明しやすい環境を整備し、こどもや若者がその意見が尊重される機会を持つことができるよう大人の意識の改革、気運の醸成に取り組みます。
また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わるおとなのほか、広く社会に対しても、こどもや若者の意見を表明する権利について周知啓発します。(こども政策課)
- ❖ こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法で、情報にたどり着くまでの過程や内容の分かりやすさについて配慮し、こども施策に関する十分な情報提供を行います。(こども政策課)
- ❖ 市の附属機関においてその担当事務の内容がこども・若者にかかわるものについては、こども・若者を委員として委嘱することを推進します。(こども政策課、企画調整課)
- ❖ 様々な状況にあって声をあげにくいこどもや若者、低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者も、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。(こども政策課)

(2) 社会参画や意見反映を支える人材の活用

- ❖ こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり、意見を引き出すファシリテーターを積極的に活用するよう取り組みます。(こども政策課)

(3) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

- ❖ 地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、児童館、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携強化に取り組みます。(こども教育保育課、保護管理課、まちづくり協働推進課、生涯学習課、中央公民館、中央図書館)

(4) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

- ❖ こどもや若者の社会参画や意見反映に関する調査研究を推進します。(こども政策課)

5 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

① こども施策におけるEBPMの浸透に向けた仕組み・体制の整備

- ❖ 様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者から聴取した意見等の定性的なデータを活用し、事前の施策立案段階から施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していきます（EBPM：Evidence Based Policy Making）。データを取り扱う際には、個人情報の保護を適切に行います。（こども政策課）

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

- ❖ こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図るための取組を行います。（こども教育保育課）
- ❖ こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、市と民間団体との連携強化を図ります。（こども政策課）

(3) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- ❖ こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を図ります。（こども政策課）

(4) こども政策に関するDX化の推進

- ❖ こども政策に関するDX化を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化を図り、利便性向上や事務負担の軽減を図ります。（こども政策課）

第5章 こども施策の進捗状況を検証するための指標

1 ライフステージを通じた重要施策に関する指標

ライフステージを通じた重要施策の進捗状況を検証するため以下の指標を載せております。

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

項目	現状値	出典
こども政策に関して意見を聞いてもらえている（「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	小中学生 32.4% 15～39 歳 18.9%	子どもの生活状況調査 こども計画のための意識調査
「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの意見を聞いてもらえる会（場所）があったら参加したいと回答した人の割合	小中学生 21.9%	子どもの生活状況調査
こどもは権利の主体である（「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	15～39 歳 70.8%	こども計画のための意識調査

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

項目	現状値	出典
朝食を欠食する人の割合	小中学生 2.3%	子どもの生活状況調査
本や新聞を読むように勧めている子育て当事者の割合	68.6%	子どもの生活状況調査
自分には「自分らしさ」がある（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	小中学生 82.2% 15～39 歳 70.6%	子どもの生活状況調査 こども計画のための意識調査
社会生活や日常生活を円滑に送ることができている（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	小中学生 82.9% 15～39 歳 77.4%	子どもの生活状況調査 こども計画のための意識調査
妻の仕事の有無にかかわらず、夫は育児に積極的にかわるべきだ（「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	15～39 歳 90.9%	こども計画のための意識調査
こどもに対する父親・母親の役割を区別すべきでない（「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	15～39 歳 75.1%	こども計画のための意識調査

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

項目	現状値	出典
こどもを病院や歯医者に受診させなかったことがあると回答した子育て当事者の割合	9.0%	子どもの生活状況調査
生活に必要な費用のうち、「医療費」を負担と感じている人の割合	15～39歳 11.5%	こども計画のための意識調査

(4) こどもの貧困対策

項目	現状値	出典
貧困率（沖縄県の貧困線 127 万円未満の人の割合）	12.1%	子どもの生活状況調査
生活困窮世帯の割合（剥奪指標（必要な「食料」や「衣服」が購入できない、「電気料金」や「ガス料金」などの公共料金の支払いができない）の1つ以上に該当した人の割合）	34.8%	子どもの生活状況調査
ひとり親世帯の相対的貧困の割合（沖縄県の貧困線 127 万円未満の人の割合）	36.7%	子どもの生活状況調査
ふだん学校の授業以外で、「塾で勉強する」、「家庭教師に教えてもらう」、「地域の人などが行う無料の勉強会に参加する」、「家の人に教えてもらう」と回答した人の割合	小中学生 63.1%	子どもの生活状況調査
生活に必要な費用のうち、「小・中・高校にかかる費用（授業料、学用品費など）」、「大学にかかる費用（入学料、授業料、仕送りなど）」、「学校以外の教育費（塾、通信教材）」を負担と感じている人の割合	15～39歳 72.0%	こども計画のための意識調査
孤独を（さみしいと）感じている人の割合	小中学生 38.7% 15～39歳 39.8%	子どもの生活状況調査 こども計画のための意識調査
夏休みや冬休みなどの期間の昼食を欠食する人の割合（週1～2日、ほとんど食べないと回答した人の割合）	小中学生 1.1%	子どもの生活状況調査
ひとり親家庭のうち養育費について取り決めをしていると回答した子育て当事者の割合（母子世帯・父子世帯）	母子世帯 45.6% 父子世帯 30.0%	子どもの生活状況調査
ひとり親家庭のうち養育費を受け取っていると回答した子育て当事者の割合（母子世帯・父子世帯）	母子世帯 34.6% 父子世帯 30.0%	子どもの生活状況調査
現在の生活状況を「大変ゆとりがある」「ゆとりがある」「ふつう」と回答した人の割合	15～39歳 67.1%	こども計画のための意識調査
ひとり親家庭のうち、お金が足りなくて、食料や衣料が買えなかったことがあった（「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」）と回答した子育て当事者の割合	44.0%	子どもの生活状況調査

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

項目	現状値	出典
重症心身障害児を支援する施設の設置数	3箇所	なは障がい者プラン
医療的ケア児等に対応できるコーディネーターの配置	4人	なは障がい者プラン
総合的・専門的な相談支援の実施箇所	4箇所	なは障がい者プラン

(6) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援

項目	現状値	出典
子育て世帯訪問支援の実施世帯数	93世帯	第6章(99ページ)
困ったときに誰かに相談できる(「いつも、できている」「どちらかといえば、できている」と回答した人の割合)	小中学生 74.1% 15~39歳 73.0%	子どもの生活状況調査 こども計画のための意識調査
子育てに関する相談や重要な事項の相談について頼れる人がいると回答した子育て当事者の割合	81.4%	子どもの生活状況調査
家事や家族の世話で勉強する時間がとれなかった(「よくあった」「時々あった」と回答した人の割合)	小中学生 9.7%	子どもの生活状況調査

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

項目	現状値	出典
困ったときに誰かに相談できる(「いつも、できている」「どちらかといえば、できている」と回答した人の割合) 【再掲】	小中学生 74.1% 15~39歳 73.0%	子どもの生活状況調査 こども計画のための意識調査
安心できる場所(ほっとできる場所、居心地のよい場所)があると回答した人の割合	小中学生 97.7% 15~39歳 97.8%	子どもの生活状況調査 こども計画のための意識調査
孤独を(さみしいと)感じている人の割合【再掲】	小中学生 38.7% 15~39歳 39.8%	子どもの生活状況調査 こども計画のための意識調査
嫌がらせを受けたり、悪口を言われたことがあった(「よくあった」「時々あった」と回答した人の割合)	小中学生 30.5%	子どもの生活状況調査
テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている(「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」と回答した子育て当事者の割合)	77.0%	子どもの生活状況調査
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業における個別支援会議開催実績回数	109回	第6章(99ページ)

2 ライフステージ別の取組に関する指標

ライフステージ別の取組の進捗状況を検証するため以下の指標を載せております。

(1) こどもの誕生日前から幼児期まで

項目	現状値	出典
妊婦健康診査の受診者数（実人数）	3,823 人	第6章（96 ページ）
産後ケア事業の利用件数（延べ件数）	716 件	第6章（100 ページ）
妊婦等包括相談支援の利用件数	妊婦 2,327 件 産婦 2,151 件	第6章（94 ページ）
待機児童数	18 人	こども政策課
月曜日から金曜日に、幼稚園や保育園、こども園などのこどもを預かる施設やサービスを定期的に利用していると回答した子育て当事者の割合	84.5%	子ども・子育てニーズ調査
地域子育て支援拠点事業の設置か所数	17 か所	第6章（89 ページ）
地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数	59,143 人	第6章（89 ページ）
一時預かり実施か所数（一般型）	15 か所	第6章（91 ページ）
病児保育の実施か所数	4 か所	第6章（92 ページ）
保育関係者の充足状況について「足りている」と回答した事業所の割合	48.6%	子ども・子育てに関する事業所調査
今後5年以内に定員の拡大や縮小が必要だと回答した事業所の割合	拡大 28.6% 縮小 2.9%	子ども・子育てに関する事業所調査

(2) 学童期・思春期

項目	現状値	出典
学校に行きたくないと思った（「よくあった」「時々あった」）と回答した人の割合	小中学生 56.8%	子どもの生活状況調査
学校の授業がわからない（「教科によってはわからないことがある」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」）と回答した人の割合	小中学生 39.8%	子どもの生活状況調査
コミュニティースクール（学校運営協議会）の設置数	3か所	令和6年度
地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加している人の割合	小中学生 49.0%	子どもの生活状況調査
こどもの居場所の設置数	児童館 11館 居場所 73か所	令和6年3月末現在
こどもの居場所の利用者数	児童館 231,571人 居場所 103,477人	令和5年度実績 令和5年度延べ人数
放課後児童クラブ設置数	120か所	令和6年5月1日現在
放課後児童クラブ登録者数	5,690人	令和6年5月1日現在
こどもを病院や歯医者を受診させなかったことがあると回答した子育て当事者の割合【再掲】	9.0%	子どもの生活状況調査
将来の夢や目標を持っていると回答した人の割合	小中学生 83.0%	子どもの生活状況調査
日常生活において自分の意見を言えている（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）と回答した人の割合	小中学生 77.1%	子どもの生活状況調査
困ったときに誰かに相談できる（「いつも、できている」「どちらかといえば、できている」）と回答した人の割合【再掲】	小中学生 74.1%	子どもの生活状況調査
嫌がらせをうけたり、悪口を言われたことがあった（「よくあった」「時々あった」）と回答した人の割合【再掲】	小中学生 30.5%	子どもの生活状況調査
「将来、どの段階まで進学したいか」という質問に「大学またはそれ以上」と回答した人の割合	小中学生 47.7%	子どもの生活状況調査
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業における個別支援会議開催実績回数【再掲】	109回	第6章（99ページ）

(3) 青年期

項目	現状値	出典
結婚していると回答した人の割合	18～39 歳 40.6%	こども計画のための意識調査
独身と回答したうち、「結婚する気はない・生涯独身でいたい」と回答した人の割合	15～39 歳 32.0%	こども計画のための意識調査
結婚には喜びや希望を感じると回答した人の割合	15～39 歳 77.8%	こども計画のための意識調査
孤独と感じている（「たまにある」「時々ある」「常にある」）人の割合【再掲】	15～39 歳 39.8%	こども計画のための意識調査
困ったときに誰かに相談できる（「いつも、できている」「どちらかといえば、できている」と回答した人の割合【再掲】	15～39 歳 73.0%	こども計画のための意識調査
「どこかに助けってくれる人がいる」と思う人の割合【再掲】	15～39 歳 84.8%	こども計画のための意識調査

3 子育て当事者への取組に関する指標

子育て当事者への支援に関する取組の進捗状況を検証するため以下の指標を載せております。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

項目	現状値	出典
生活に必要な費用のうち、「保育所、幼稚園、こども園にかかる費用」を負担と感じている人の割合	15～39 歳 26.4%	こども計画のための意識調査

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

項目	現状値	出典
子育て世帯訪問支援の実施世帯数【再掲】	93 世帯	第6章 (99 ページ)
地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数【再掲】	59,143 人	第6章 (89 ページ)
家族に大事にされている（「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	小中学生 94.8%	子どもの生活状況調査
ファミリー・サポート・センターにおける子育て援助活動支援事業、一時預かり事業（一般型）、病児・緊急対応強化事業の延べ利用者数	5,002 人	令和5年度実績 第6章 (93 ページ)

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

項目	現状値	出典
こどもが生まれたときに育児休業を取得したと回答した子育て当事者の割合	母親 66.6% 父親 21.1%	子ども・子育てニーズ調査
育児休業取得後に職場に復帰したと回答した子育て当事者の割合	母親 72.2% 父親 91.9%	子ども・子育てニーズ調査
育児休業からの職場復帰時に短時間勤務制度を利用した（利用する必要がなかったを含む）と回答した子育て当事者の割合	母親 72.2% 父親 68.5%	子ども・子育てニーズ調査
妻の仕事の有無にかかわらず、夫は育児に積極的にかかわるべきだ（「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合【再掲】	15～39 歳 90.9%	こども計画のための意識調査
こどもに対する父親・母親の役割を区別すべきでない（「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合【再掲】	15～39 歳 75.1%	こども計画のための意識調査
男性の日常的な家事への参加割合（夫のみ、主に夫、夫と妻の両方と回答した人の割合）	15～39 歳 51.2%	こども計画のための意識調査

(4) ひとり親家庭への支援

項目	現状値	出典
ひとり親家庭のうち養育費について取り決めをしていると回答した子育て当事者の割合（母子世帯・父子世帯）【再掲】	母子世帯 45.6% 父子世帯 30.0%	子どもの生活状況調査
ひとり親家庭のうち養育費を受け取っていると回答した子育て当事者の割合（母子世帯・父子世帯）【再掲】	母子世帯 34.6% 父子世帯 30.0%	子どもの生活状況調査
ひとり親世帯の相対的貧困の割合（沖縄県の貧困線 127万円未満の人の割合）【再掲】	36.7%	子どもの生活状況調査
母子・父子自立支援員の対応件数	2,719 件	令和5年度実績
母子・父子福祉センターの相談件数	1,426 件	令和5年度事業実績報告書
ひとり親家庭日常生活支援事業の派遣件数	母子世帯 623 件 父子世帯 92 件 寡婦 12 件	令和5年度事業実績報告書
母子家庭等職業自立支援事業の相談件数	母子世帯 623 件 父子世帯 92 件 寡婦 12 件	令和5年度事業実績報告書
こどもの学習支援事業の利用実績	開所日数 236 日 延べ利用児童数 2,792 件	令和5年度事業実績報告書

第6章 子ども・子育て支援事業計画（第3期）

1 教育・保育提供区域の設定

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、国は、「地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てること」としています。

本市では、歴史的経緯から一定のつながりと特色及び教育・保育施設等が展開する広さのある地域ごととする第一期計画の考え方を踏まえ、行政区（4区域）を教育・保育提供区域として設定しました。

2 量の見込みの算出方法と認定区分

（1）算出の考え方

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、2023（令和5）年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、認定区分で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

（2）認定区分

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます。認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります。

3 将来人口推計

本計画の「量の見込み」を算出するにあたっては、推計児童数に基づき算出することになるため、計画期間における将来人口推計を実施しました。

推計にあたっては、過去3年間の本市住民基本台帳を基に、コーホート変化率法で年齢別に人口推計を行いました。

コーホート変化率法とは、ある年次の性別・年齢別人口を基準として、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法です。

推計児童数

単位（人）

		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
市全体	0歳	2,571	2,522	2,474	2,400	2,328
	1歳	2,210	2,574	2,526	2,476	2,402
	2歳	2,280	2,176	2,534	2,486	2,436
	3歳	2,475	2,261	2,159	2,517	2,469
	4歳	2,642	2,444	2,234	2,133	2,486
	5歳	2,627	2,608	2,411	2,203	2,105
	合計	14,805	14,585	14,338	14,215	14,226

		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
本庁地区	0歳	849	840	834	816	799
	1歳	614	828	820	814	796
	2歳	658	594	801	793	787
	3歳	751	658	594	801	793
	4歳	752	733	642	580	782
	5歳	745	746	727	636	575
	合計	4,369	4,399	4,418	4,440	4,532
真和志地区	0歳	825	805	785	760	734
	1歳	754	825	805	785	760
	2歳	769	740	811	791	771
	3歳	809	749	721	791	771
	4歳	864	797	738	711	780
	5歳	861	841	775	718	692
	合計	4,882	4,757	4,635	4,556	4,508
首里地区	0歳	398	387	374	358	344
	1歳	358	414	403	389	373
	2歳	372	364	421	410	396
	3歳	411	378	371	429	418
	4歳	491	418	385	377	436
	5歳	449	493	420	387	379
	合計	2,479	2,454	2,374	2,350	2,346
小祿地区	0歳	499	490	481	466	451
	1歳	484	507	498	488	473
	2歳	481	478	501	492	482
	3歳	504	476	473	496	487
	4歳	535	496	469	465	488
	5歳	572	528	489	462	459
	合計	3,075	2,975	2,911	2,869	2,840

4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 量の見込み及び確保の内容について

教育・保育の量の見込みと確保の内容

① 1号認定（教育標準時間認定）

■対象：児童が満3歳以上で、幼稚園やこども園での教育を希望される方

■利用先：幼稚園、認定こども園

■確保の実績値：1,223人(市全体) 2024(令和6)年4月現在

■量の見込みの算定根拠：

2024(令和6)年4月現在の実績値を踏まえ、認可外保育施設や私立幼稚園の利用状況、ニーズ調査に基づく保護者の意向及び無償化によるニーズを推計人口に反映させ算定しました。

■提供体制の考え方：

私立保育園のこども園移行や、公立幼稚園から移行した認定こども園の認可定員内での1号認定及び2号認定の定員調整を行い、必要な量を確保します。

なお、確保の見込みが、量の見込みを上回っている地区では、施設の在する地域毎のニーズに応じて認可定員または利用定員の減を行うなど必要に応じ園毎に調整を行います。

単位(人)

		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
市全体	A 量の見込み	1,251	1,179	1,099	1,107	1,139
	B 確保の見込み	1,745	1,745	1,670	1,720	1,795
	B-A	494	566	571	613	656
本庁地区	A 量の見込み	351	333	306	314	335
	B 確保の見込み	718	718	718	718	718
	B-A	367	385	412	404	383
真和志地区	A 量の見込み	402	378	354	351	356
	B 確保の見込み	502	502	502	502	502
	B-A	100	124	148	151	146
首里地区	A 量の見込み	196	187	171	174	179
	B 確保の見込み	200	225	175	225	300
	B-A	4	38	4	51	121
小禄地区	A 量の見込み	302	281	268	268	269
	B 確保の見込み	325	300	275	275	275
	B-A	23	19	7	7	6

② 2号認定（保育認定）

■対 象：児童が満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所やこども園での保育を希望される方

■利用先：保育所、認定こども園

■確保の実績値：6,505人(市全体) 2024(令和6)年4月現在

■量の見込みの算定根拠：

2024(令和6)年4月現在の実績値を踏まえ、認可外保育施設や私立幼稚園の利用状況、ニーズ調査に基づく保護者の意向及び無償化によるニーズを推計人口に反映させ算定しました。

■提供体制の考え方：

私立保育園のこども園移行や、公立幼稚園から移行した認定こども園の認可定員内での1号認定及び2号認定の定員調整を行い、必要な量を確保します。

なお、確保の見込みが、量の見込みを上回っている地区では、施設の在する地域毎のニーズに応じて認可定員または利用定員の減を行うなど必要に応じ園毎に調整を行います。

単位(人)

		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
市全体	A 量の見込み	6,258	5,939	5,522	5,563	5,731
	B 確保の見込み	6,870	6,895	6,670	6,795	6,845
	B-A	612	956	1,148	1,232	1,114
本庁地区	A 量の見込み	1,847	1,755	1,612	1,657	1,764
	B 確保の見込み	2,083	2,083	2,033	2,083	2,083
	B-A	236	328	421	426	319
真和志地区	A 量の見込み	2,083	1,965	1,836	1,826	1,844
	B 確保の見込み	2,387	2,387	2,387	2,387	2,387
	B-A	304	422	551	561	543
首里地区	A 量の見込み	1,106	1,056	964	978	1,010
	B 確保の見込み	1,124	1,074	974	1,074	1,074
	B-A	18	18	10	96	64
小祿地区	A 量の見込み	1,249	1,163	1,110	1,102	1,113
	B 確保の見込み	1,276	1,351	1,276	1,251	1,301
	B-A	27	188	166	149	188

③ 3号認定（保育認定）

■対象：児童が満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所、こども園、地域型保育事業所での保育を希望される方

■利用先：保育所、認定こども園、地域型保育事業所

■確保の実績値：0歳 705人(市全体)

1・2歳 3,929人(市全体) 2024（令和6）年4月現在

■量の見込みの算定根拠：

2024（令和6）年4月現在の実績値を踏まえ、ニーズ調査及び働く環境の変化に伴う育児休業の取得の拡充や認可外保育施設の状況などに加え、地区ごとの利用傾向等を推計人口に反映させて算定を行いました。

■提供体制の考え方：

3号認定については、2015（平成27）年3月に作成した子ども・子育て支援事業計画からの施設整備において、すでに市全体として量の見込みを確保しています。なお、0歳児については、地区によって量の見込みが確保の見込みを超えることもあるため、地区内で調整し確保していきますが、地区内で確保が困難な場合は他地区と調整し確保をしていきます。

■0歳の3号認定

単位（人）

		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
市全体	A 量の見込み	911	894	877	851	825
	B 確保の見込み	963	951	939	948	945
	B-A	52	57	62	97	120
本庁地区	A 量の見込み	293	290	288	281	276
	B 確保の見込み	293	290	290	290	290
	B-A	0	0	2	9	14
真和志地区	A 量の見込み	296	289	282	274	263
	B 確保の見込み	346	346	346	346	346
	B-A	50	57	64	72	83
首里地区	A 量の見込み	189	185	182	176	170
	B 確保の見込み	191	185	176	176	170
	B-A	2	0	△6	0	0
小禄地区	A 量の見込み	133	130	125	120	116
	B 確保の見込み	133	130	127	136	139
	B-A	0	0	2	16	23

■ 1歳の3号認定

単位（人）

		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
市全体	A 量の見込み	1,642	1,913	1,877	1,840	1,785
	B 確保の見込み	1,801	1,951	1,921	1,897	1,867
	B-A	159	38	44	57	82
本庁地区	A 量の見込み	471	632	627	623	608
	B 確保の見込み	553	637	631	625	613
	B-A	82	5	4	2	5
真和志地区	A 量の見込み	545	593	579	565	547
	B 確保の見込み	616	616	616	616	616
	B-A	71	23	37	51	69
首里地区	A 量の見込み	300	347	337	326	312
	B 確保の見込み	304	352	340	328	316
	B-A	4	5	3	2	4
小禄地区	A 量の見込み	326	341	334	326	318
	B 確保の見込み	328	346	334	328	322
	B-A	2	5	0	2	4

■ 2歳の3号認定

単位（人）

		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
市全体	A 量の見込み	1,798	1,716	1,999	1,961	1,921
	B 確保の見込み	2,035	1,903	2,029	2,011	1,999
	B-A	237	187	30	50	78
本庁地区	A 量の見込み	464	479	568	563	558
	B 確保の見込み	632	554	572	566	578
	B-A	168	75	4	3	20
真和志地区	A 量の見込み	611	559	647	632	616
	B 確保の見込み	669	669	669	669	669
	B-A	58	110	22	37	53
首里地区	A 量の見込み	315	292	357	347	335
	B 確保の見込み	322	292	358	352	340
	B-A	7	0	1	5	5
小禄地区	A 量の見込み	408	386	427	419	412
	B 確保の見込み	412	388	430	424	412
	B-A	4	2	3	5	0

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

① 延長保育事業（こどもみらい課）

■事業内容：

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

■確保の実績値(2023（令和5）年度）：児童数 5,017 人 施設数 125 園

■量の見込みの算定根拠：

第2期計画期間中における延長保育の利用実績の推移と、子ども・子育てニーズ調査と人口推計からの状況を踏まえ、量の見込みを算定しました。

■提供体制の考え方：

ほぼ全ての保育所等において延長保育に対応していることから、引き続き量の見込みに対応していきます。

単位（人）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
利用人数	A 量の見込み	5,878	5,673	5,469	5,334	5,275
	B 確保の見込み	5,878	5,673	5,469	5,334	5,275
	B-A	0	0	0	0	0
施設数	確保方策 (施設の実施率%)	98	98	99	99	100
	確保方策(か所)	155	154	154	154	154

② 放課後児童健全育成事業（こども政策課）

■事業内容：

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

■確保の実績値：低学年 4,567 人 高学年 1,123 人 全学年 5,690 人

2024（令和6）年5月現在

■量の見込みの算定根拠：

2024（令和6）年5月1日現在、71人の待機児童が発生していることや、子ども・子育てニーズ調査結果において小学校低学年の放課後の過ごし方として「放課後児童クラブ」が64.7%と最も高いことなどを踏まえ、1年生は5歳児の潜在的ニーズを含めた2号認定児数等を基礎に、2年生から6年生は進学及び進級に伴う減少率を乗じ、各学年の量の見込みを算定しました。

■提供体制の考え方：

量の見込みに対応するため、2025（令和7）年度～2027（令和9）年度は5クラブずつ開設を支援します。以降は、児童の自然減により、2028（令和10）年度は2クラブ、2029（令和11）年度は1クラブの開設を支援し、量の見込みに対応します。

第6章 子ども・子育て支援事業計画（第3期）

単位（人）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
1年生	A 量の見込み	1,713	1,768	1,840	1,779	1,680
	B 確保の見込み	1,714	1,772	1,843	1,784	1,682
	B-A	1	4	3	5	2
2年生	A 量の見込み	1,654	1,644	1,697	1,767	1,708
	B 確保の見込み	1,655	1,644	1,698	1,771	1,709
	B-A	1	0	1	4	1
3年生	A 量の見込み	1,268	1,373	1,365	1,409	1,466
	B 確保の見込み	1,272	1,376	1,365	1,414	1,467
	B-A	4	3	0	5	1
4年生	A 量の見込み	842	812	879	873	902
	B 確保の見込み	830	792	862	847	902
	B-A	△12	△20	△17	△26	0
5年生	A 量の見込み	351	438	422	457	454
	B 確保の見込み	330	408	390	420	454
	B-A	△21	△30	△32	△36	0
6年生	A 量の見込み	140	151	188	181	196
	B 確保の見込み	88	97	132	134	196
	B-A	△52	△54	△56	△47	0
全学年	A 量の見込み	5,968	6,186	6,391	6,466	6,406
	B 確保の見込み	5,890	6,090	6,290	6,370	6,410
	B-A	△78	△96	△101	△96	4
確保方策	公的施設利用(カ所)	32	32	32	32	33
	民間施設利用(カ所)	93	98	103	105	105
	合計	125	130	135	137	138

③ 短期入所生活援助事業（こどもえがお相談課）

■事業内容：

短期入所生活援助(ショートステイ)事業：保護者の病気などにより、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に那覇市母子生活支援センター「さくら」において、一定期間養育を行う事業です。

■確保の実績値(2023（令和5）年度）：利用延人数 843 人

■量の見込みの算定根拠：

利用希望把握調査結果において、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者の育児疲れや育児不安、病気など）により「利用したい」と回答した保護者が 20.8%おり、2019（令和元）年度から 2023（令和5）年度の利用実績における伸び率をもとに、4.5%の増を見込んで算定しました。

■提供体制の考え方：

那覇市母子生活支援センター「さくら」の施設における利用実績等を踏まえ、量の見込みに対応していきます。

単位（人）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
利用人数	A 量の見込み	920	961	1,005	1,050	1,097
	B 確保の見込み	920	961	1,005	1,050	1,097
	B-A	0	0	0	0	0
	確保方策 (施設数 か所)	1	1	1	1	1

④ 地域子育て支援拠点事業（こどもみらい課）

■事業内容：

地域において、子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和しこどもの健やかな育ちを支援する事業です。

■確保の実績値(2023（令和5）年度）：

延べ利用人数 59,143 人

地域子育て支援センター 8か所 39,803 人、つどいの広場事業 9か所 19,340 人

■量の見込みの算定根拠：

利用希望把握調査結果において地域子育て支援拠点を利用している保護者が 5.4%、今後利用を希望する保護者が 20.1%いることや、少子化及び認可保育所等への入所による利用者減を見込み、2023（令和5）年度の利用人数を基に、将来人口推計の減少率を乗じて算定しました。

■提供体制の考え方：

第2期計画期間中に支援拠点を新規に1か所設置済みです。

第3期計画においては、現在18か所の支援拠点を2029（令和11）年度までに25か所に増設する予定としております。その内訳として、2026（令和8）年度に支援センター1か所、2027

（令和9）年度に支援センター2か所、2028（令和10）年度に支援センター2か所、2029（令和11）年度に支援センター2か所の増設を計画しています。

各地区にある「地域子育て支援センター」及び「つどいのひろば」における利用実績等を踏まえ、今後の国の動向や市民のニーズに合わせ、柔軟に対応していきます。

単位（人）

		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度	
市全体	利用人数	A 量の見込み	96,511	95,815	95,023	94,639	94,675
		B 確保の見込み	64,350	69,350	79,350	89,350	99,350
		B-A	△32,161	△26,465	△15,673	△5,289	4,675
	施設数	A 量の見込み(か所)	25	25	25	25	25
		B 確保の見込み(か所)	18	19	21	23	25
		B-A	△7	△6	△4	△2	0
本庁地区	利用人数	A 量の見込み	32,016	32,112	32,172	32,244	32,532
		B 確保の見込み	22,150	22,150	27,150	27,150	32,150
		B-A	△9,866	△9,962	△5,022	△5,094	△382
	施設数	A 量の見込み(か所)	7	7	7	7	7
		B 確保の見込み(か所)	5	5	6	6	7
		B-A	△2	△2	△1	△1	0
真和志地区	利用人数	A 量の見込み	23,797	23,401	23,005	22,753	22,609
		B 確保の見込み	10,750	15,750	15,750	20,750	25,750
		B-A	△13,047	△7,651	△7,255	△2,003	3,141
	施設数	A 量の見込み(か所)	8	8	8	8	8
		B 確保の見込み(か所)	5	6	6	7	8
		B-A	△3	△2	△2	△1	0
首里地区	利用人数	A 量の見込み	16,489	16,405	16,153	16,081	16,069
		B 確保の見込み	12,150	12,150	12,150	17,150	17,150
		B-A	△4,339	△4,255	△4,003	1,069	1,081
	施設数	A 量の見込み(か所)	4	4	4	4	4
		B 確保の見込み(か所)	3	3	3	4	4
		B-A	△1	△1	△1	0	0
小禄地区	利用人数	A 量の見込み	24,209	23,897	23,693	23,561	23,465
		B 確保の見込み	19,300	19,300	24,300	24,300	24,300
		B-A	△4,909	△4,597	607	739	835
	施設数	A 量の見込み(か所)	6	6	6	6	6
		B 確保の見込み(か所)	5	5	6	6	6
		B-A	△1	△1	0	0	0

⑤ 一時預かり事業（幼稚園型）（こども教育保育課）

■事業内容：

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を預かり、必要な保護を行う事業のうち、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において預かる事業です。

■確保の実績値(2023（令和5）年度）：補助実績 交付対象 14 園 延利用者数 20,508 人

■量の見込みの算定根拠：

利用希望把握調査結果において、幼稚園等の預かり保育の利用を希望する保護者が 21.3% いることや、長期休業期間における教育・保育事業の利用について「利用したい」が 76.5% いることを踏まえつつ、2023（令和5）年度の一時預かり保育の利用率及び平均利用回数を、1号認定の将来人口推計に乘じ量の見込みを算定しました。

■提供体制の考え方：

全ての幼稚園及びこども園において一時預かりに対応していることから、引き続き量の見込みに対応していきます。

単位（人）

市全体		2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度	2027 （令和9）年度	2028 （令和10）年度	2029 （令和11）年度
利用人数	A 量の見込み	30,035	28,307	26,386	26,578	27,346
	B 確保の見込み	30,035	28,307	26,386	26,578	27,346
	B-A	0	0	0	0	0
施設数	確保方策 （施設の実施率%）	100	100	100	100	100
	確保方策（か所）	64	64	64	64	64

⑥ 一時預かり事業（一般型）（こども教育保育課）

■事業内容：

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所等を利用していない乳幼児を、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

※ファミリー・サポート・センター事業については別掲

■確保の実績値(2023（令和5）年度）：

保育所等における一時預かり実績 15 園で実施

【内訳】認可園 11 園 公立こども園 4 園 延利用者数 3,613 人

■量の見込みの算定根拠：

利用希望実態調査結果において、一時預かり保育を年間約 12 日程度利用したいと考えている保護者が約 50% いることを踏まえ、将来人口推計の減少率を乘じ、量の見込みを算定しました。

■提供体制の考え方：

実施可能な施設において事業が実施できるよう事業者と協力し保育士の確保を行いながら量の確保に努めます。

単位（人）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
利用人数	A 量の見込み	16,878	16,627	16,345	16,205	16,218
	B 確保の見込み	12,985	13,720	14,455	15,190	15,925
	B-A	△3,893	△2,907	△1,890	△1,015	△293
施設数	確保方策(か所)	15	16	17	18	19

⑦ 病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）（こどもみらい課）

■事業内容：

病児保育事業(病児対応型・病後児対応型)とは、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

■確保の実績値(2023(令和5)年度)：病児保育事業 2,703人(利用延べ人数)

■量の見込みの算定根拠：

子ども・子育てニーズ調査結果の利用割合及び人口推計から推測した需要人数に、潜在的なニーズとして、就学児童における病児保育を利用したいと思った人数の割合に乗じた人数を加え量の見込みとして算定しました。

■提供体制の考え方：

病児保育事業については、4行政区ごとに一カ所の設置を想定し、量の見込みに対応します。

単位（人）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
病児保育事業	A 量の見込み	6,116	5,933	5,782	5,581	5,428
	B 確保の見込み	10,950	10,950	10,950	10,950	10,950
	B-A	4,834	5,017	5,168	5,369	5,522
施設数	確保方策 (施設数 か所)	4	4	4	4	4

⑧ ファミリー・サポート・センターにおける子育て援助活動支援事業・一時預かり事業（一般型）、病児・緊急対応強化事業（こどもみらい課）

■事業内容：

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズに対応する事業です。

■確保の実績値(2023（令和5）年度）：利用延べ人数 5,002 人（基本事業 4,822 人、病児・緊急対応強化事業 180 人）

■量の見込みの算定根拠：

2023（令和5）年度のファミリー・サポート・センターの利用対象人口のうち、依頼会員として登録している割合と平均利用日数を将来人口推計に乗じて、量の見込みを算定しました。

■提供体制の考え方：

2019（令和元）年度から 2023（令和5）年度の利用実績の平均値を確保の見込みとし、量の見込みに対応します。

単位（人）

市全体		2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度	2027 （令和9）年度	2028 （令和10）年度	2029 （令和11）年度
利用人数	A 量の見込み	4,558	4,430	4,326	4,194	4,100
	B 確保の見込み	5,183	5,183	5,183	5,183	5,183
	B-A	625	753	857	989	1,083

⑨ 利用者支援事業（こどもえがお相談課）

■事業内容：

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう相談や情報提供、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

基本型は、主に教育・保育施設、地域子育て支援拠点等と連携し子育てに関する様々な相談に応じ、適切なアドバイスや情報提供を行い、出産後から就学前まで切れ目のない支援を実施します。

こども家庭センター型（母子保健機能）は、主に妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じるとともに母子保健サービスに関する情報提供を行うなど、関係機関と連携して支援します。

こども家庭センター型（児童福祉機能）は、こどもとその家庭に関する相談全般への対応、虐待リスクの高い世帯への支援、児童虐待相談・通告の受付、要保護児童対策地域協議会を活用した各関係機関との連携・調整等を行い、児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図ります。

妊婦等包括相談支援事業型は、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の

推進を図る事業です。

■確保の実績値(2023（令和5）年度）：

基本型 相談延件数 1,791 件（来所相談・電話相談・LINE相談）

母子保健機能 相談延件数 12,323 件（家庭訪問を除く、来所相談・電話相談・オンライン面談等）

児童福祉機能 相談延件数 980 件（電話相談、来所相談）

妊婦等包括相談支援事業型 【妊婦】親子健康手帳交付（2023（令和5）年度）2,327 件

【産婦】訪問対象世帯数（2023（令和5）年度）2,151 件

■量の見込みの算定根拠：

基本型の利用者件数は、2024（令和6）年度のこども家庭センター設置によって相談窓口が一本化されたことにより減少しています。また、2021（令和3）年度以降大幅な増減は見られないことから今後も一定数の量の見込みを算定しました。

母子保健機能は、2023（令和5）年度は新規事業の実施により特にオンライン面談による相談件数が増加しましたが、今後は家庭訪問を基本として対応するため、2023（令和5）年度の相談延件数を基本に0歳～4歳の推計児童数に占める割合を乗じて算定しました。

児童福祉機能は、年度毎に相談件数の増減はありますが、おおよそ900～1,100件の間で推移しており、前年度比の平均値を用いて算定しました。

妊婦等包括相談支援事業型の推定妊婦の数は、2023（令和5）年度の妊婦への親子手帳交付数と0歳児の推計児童数の割合を乗じ算出しました。また、推定産婦の数は、2023（令和5）年度の妊婦に対し産婦の占める割合（92%）を基準とし、2025（令和7）年度以降、妊婦の数に乘じて算出しました。

■提供体制の考え方：

来所、電話、SNS（LINE）等の相談手法別に応じ、基本型及び母子保健型で連携し適切に対応し、専門職による面談を実施することで、妊産婦が安心して妊娠、出産、育児期を過ごせるよう支援します。

単位（件）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
基本型	A 量の見込み	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006
	B 確保の見込み	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006
	確保方策 (施設数 か所)	1	1	1	1	1
母子保健機能	A 量の見込み	8,865	8,719	8,682	8,744	8,824
	B 確保の見込み	8,865	8,719	8,682	8,744	8,824
	確保方策 (施設数 か所)	1	1	1	1	1
児童福祉機能	A 量の見込み	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003
	B 確保の見込み	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003
	確保方策 (施設数 か所)	1	1	1	1	1
妊婦	A 量の見込み	2,185	2,144	2,103	2,040	1,979
	B 確保の見込み	2,185	2,144	2,103	2,040	1,979
	B-A	0	0	0	0	0
産婦	A 量の見込み	2,011	1,972	1,935	1,877	1,820
	B 確保の見込み	2,011	1,972	1,935	1,877	1,820
	B-A	0	0	0	0	0

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こどもえがお相談課）

■事業内容：

生後4か月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭を対象に訪問します。訪問は、専門職（助産師、保健師等）で実施します。訪問では、子育て状況をお伺いしながら不安や悩み等をお聞きし、子育て情報を紹介します。

■確保の実績値(2023（令和5）年度）：

訪問対象者 2,194人 訪問実施数 2,180人（訪問率99.4%）

■量の見込みの算定根拠：

量の見込みは、2023（令和5）年度訪問対象者を基準とし、推移としては、推計人口の減少率2%減で算定しました。

■提供体制の考え方：

確保の見込みについては、生後4か月までの赤ちゃんがいるご家庭に全戸訪問できるよう事業を実施します。

単位（人）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
利用人数	A 量の見込み	2,194	2,150	2,108	2,066	2,025
	B 確保の見込み	2,194	2,150	2,108	2,066	2,025
	B-A	0	0	0	0	0

⑪ 養育支援訪問事業（こどもえがお相談課）

■事業内容：

妊娠期から出産後を含め、保護者等の養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■確保の実績値(2023（令和5）年度)：93人（2024（令和6）年度より、育児支援家庭訪問事業から一部移行し開始した事業）

■量の見込みの算定根拠：

育児支援家庭訪問事業の2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの伸び率をもとに、3%の増を見込んで算定しました。

■提供体制の考え方：

当該事業の対象となる全ての家庭に対して、十分な対応ができるよう事業を実施します。

単位（人）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
利用人数	A 量の見込み	97	99	101	104	107
	B 確保の見込み	97	99	101	104	107
	B-A	0	0	0	0	0

⑫ 妊婦健康診査事業（こどもえがお相談課）

■事業内容：

親子（母子）健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦の健診に係る費用を助成し経済的負担の軽減を図ることによって、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するための事業です。

■確保の実績値(2023（令和5）年度)：受診者実績 3,823人（実人数） 受診率（1回目）99%

■量の見込みの算定根拠：

過去の妊婦健康診査受診実人数と0歳児の出生数との割合を基に、将来人口推計を乗じ算定しました。

なお、健診は10カ月間実施されるものであり、年度を跨いで受診することが多いことから、当該年度と翌年度の2年度でカウントされるため、出生数より多い人数となっています。

■提供体制の考え方：

確保の見込みとしては、健診機会の提供体制を整えることができ、今後も確保の見込みの維持を図ります。

単位（人）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
利用人数	A 量の見込み	4,114	4,035	3,958	3,840	3,725
	B 確保の見込み	4,114	4,035	3,958	3,840	3,725
	B-A	0	0	0	0	0

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（こどもみらい課）

■事業内容：

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園に対して保護者が支払うべき給食の提供を受けた場合において、保護者が支払う給食費の一部を補足給付することにより、これらの者の経済的な負担の軽減を図る事業です。

■確保の実績値(2023（令和5）年度）：34人(月平均)

■量の見込みの算定根拠：

2019（令和元）年10月より、事業対象が変更になったため、2023（令和5）年度の私立幼稚園の対象世帯で算定しました。

■提供体制の考え方：

全ての対象世帯を補足し、給付します。

単位（人／月）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
利用人数	A 量の見込み	37	37	37	37	37
	B 確保の見込み	37	37	37	37	37
	確保方策(%)	100	100	100	100	100
	B-A	0	0	0	0	0

※なお、実費徴収に係る補足給付を行う事業以外には、本市では2020（令和2）年度に低所得者層に向けた主食費の減免制度を導入します。

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（特別支援）（こどもみらい課）

■事業内容：

私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するための事業で、健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

補助事業の要件として、特別な支援が必要なこどもを受け入れており、かつ、そのこどもの教育・保育を担当する職員を加配していることが補助要件であり、加配職員の費用として1号認定こども1人に対し月々65,300円を補助します。なお、2号認定及び3号認定児（こども園・保育園等の利用児）に対しては、別の補助事業があります。

■確保の実績値(2023（令和5）年度）：25人／21園

■量の見込みの算定根拠：

量の見込みにおいては、私立認定こども園の2023（令和5）年度対象児童数を基本に支援を要する児童の増を踏まえるとともに、将来人口推計の減少率を乗じて算定しました。

■提供体制の考え方：

特別な支援を要する園児を受け入れる全ての施設において、事業者と協力し、加配する保育士を確保することで量の見込みに対応します。

単位（人）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
利用人数	A 量の見込み 【私立のみ】	31	31	31	31	31
	B 確保の見込み	31	31	31	31	31
	B-A	0	0	0	0	0
	確保方策 (対象施設 か所)	21	21	21	21	21

⑮ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（こどもえがお相談課）

■事業内容：

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

■確保の実績値(2023(令和5)年度)：個別支援会議開催実績 109回

■量の見込みの算定根拠：

2023(令和5)年度の個別支援会議及び関係機関による進行管理会議等の開催実績を基に、対象児童数が横ばいになることを見込んで算定しました。

■提供体制の考え方：

ケースの個別支援に応じて関係機関の参画を図り、当該事業を実施します。

単位(回)

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
開催数	A 量の見込み	120	120	120	120	120
	B 確保の見込み	120	120	120	120	120
	B-A	0	0	0	0	0

⑯ 子育て世帯訪問支援事業（こどもえがお相談課）

■事業内容：

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

■確保の実績値(2023(令和5)年度)：

93世帯(2024(令和6)年度より、育児支援家庭訪問事業から一部移行し開始した事業)

■量の見込みの算定根拠：

育児支援家庭訪問事業の2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの伸び率をもとに、3%の増を見込んで算定しました。

■提供体制の考え方：

那覇市社会福祉協議会での利用実績等を踏まえ、他の事業(支援対象児童等見守り強化事業^{※1}、ひとり親家庭等日常生活支援事業^{※2}、さくらキッズ事業^{※3}など)も活用し、委託先の拡充も検討しながら量の見込みに対応していきます。

※1 民間団体等がこどもの居宅を訪問して、食事の提供、学習支援等を行い状況を把握する事業

※2 就職活動や疾病、出産、事故、出張等により、一時的に生活援助・保育などのサービスが必要な母子世帯、父子世帯及び寡婦の家庭に対してヘルパーを派遣する事業

※3 ひとり親家庭以外の低所得者(非課税世帯)もしくは生活保護の子育て家庭を対象に、家庭による養育が一時的に困難になった時、その児童を一時的に支援する事業(県事業)

単位（人）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
利用人数	A 量の見込み	97	99	101	104	107
	B 確保の見込み	97	99	101	104	107
	B-A	0	0	0	0	0

⑰ 産後ケア事業（こどもえがお相談課）

■事業内容：

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

■確保の実績値(2023（令和5）年度）：利用延べ件数 716 件

■量の見込みの算定根拠：

国の示した産後ケア事業の算出方法を参考に算出しました。推計産婦数は2023（令和5）年度の産婦訪問対象者2,151人を基準とし、利用見込み産婦数は、2024（令和6）年度実績から1.1倍で経年増加すると見込み、1人あたりの利用回数は平均3.2回として算出しました。

■提供体制の考え方：

（2023（令和5）年度の実績をもとに、1か所当たり120件の対応が可能と見込み算出しました。現状の6か所から2025（令和7）年度には15か所、2029（令和11）年度には22か所に増やし市民のニーズに添えるよう、事業内容を充実していきます。

単位（件）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
利用件数	A 量の見込み	1,737	1,911	2,102	2,313	2,544
	B 確保の見込み	1,752	1,927	2,120	2,400	2,640
	B-A	15	16	18	87	96
	確保方策 (施設数 か所)	15 か所	16 か所	18 か所	20 か所	22 か所

こども誰でも通園制度（こども教育保育課）

こども誰でも通園制度とは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。2025（令和7）年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026（令和8）年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施されます。

■量の見込みの算定根拠：

0歳から2歳の人口推移から3号認定児を勘案の上、対象児の全てが利用する事を想定し算定しました。

■確保の見込みの算定根拠：

1園あたり保育士2人体制で保育する事を想定し算定しています。

■提供体制の考え方：

本市では、公立こども園2園で試行的に実施し、2026（令和8）年度からの本格的実施を見据えて準備を進めております。本格実施に向け課題整理を図りながら体制整備に努めていきます。

■0歳児～2歳児

単位（人）

市全体		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
0歳児	対象人数	227	222	218	210	205
	A 量の見込み	18	17	17	16	16
	B 確保の見込み	8	12	16	16	16
	B-A	△10	△5	△1	0	0
1歳児	対象人数	373	426	418	410	395
	A 量の見込み	29	33	32	32	30
	B 確保の見込み	12	12	12	18	24
	B-A	△10	△5	△1	0	0
2歳児	対象人数	209	154	237	233	229
	A 量の見込み	16	12	18	18	18
	B 確保の見込み	16	16	16	16	16
	B-A	0	4	△2	△2	△2
合計	対象人数	809	802	873	853	829
	A 量の見込み	63	62	67	66	64
	B 確保の見込み	36	40	44	56	62
	B-A	△27	△22	△23	△10	△2
	確保方策 (箇所数)	2	3	4	5	6

5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

（1）認定こども園の普及に係る基本的な考え方

子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では更なる普及を促進しているところです。

本市では、保護者ニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取組を進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行も視野に入れ、検討を進めます。

（2）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方と連携、推進

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を持つことを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、本市がその実施主体となり、こどもの健やかな育ちと「こどもの最善の利益」が実現される社会の実現を目指して、取組を推進すると共に、これらの事業を実施する関係機関が情報の共有と連携を図っていきます。

また、幼児期の教育から小学校教育へと環境が変わっても、こども一人一人が対応できるよう、就学前施設と小学校が相互理解を深め、小学校への円滑な接続に努めていきます。

6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

2019（令和元）年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うと共に、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、沖縄県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼すると共に、遅滞なく施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、沖縄県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、沖縄県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

第7章 次世代育成支援対策としての関連施策(行動計画)

本章においては、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく本市の行動計画として、本市の他の個別計画に定めるものの他必要な計画として、児童福祉施設（児童館、母子生活支援施設）に関する計画及びこども家庭センターに関する計画を定めるものとします。

1 こどもの健全育成にむけた児童館の活用の推進

児童館は、本市条例において「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、市民の福祉の向上及び地域住民の交流の活動拠点として提供する」ことを目的に設置しています。

児童館の機能については、2025(令和7)年4月に改正された「児童館ガイドライン」に基づき、児童館の活用・機能拡充について取り組み、児童館に関する計画及び子育て世帯への支援に関する計画を定めるものとします。

(1) 那覇市の児童館の現状と課題

① 現状

(ア) 設置・管理状況（児童館機能を併有する緑ヶ丘公園集会所を含める。）

直営：1館（壺屋児童館） 指定管理者：10館

区分 館名	所在地	建物構造	建物 面積(m ²)	開館 年月	2023(令和5)年度 利用人数(延べ)
久場川 児童館	首里久場川町 2丁目18番地	鉄筋コンクリート造 2階建て	324.54	1978(昭和 53)年5月	19,547人
若狭 児童館	若狭3丁目18 番1号(市営住 宅1階)	鉄筋コンクリート造	348.76	1979(昭和 54)年4月	16,013人
壺屋 児童館	壺屋1丁目5番 13号	鉄筋コンクリート造 4階建て	756.74	1983(昭和 58)年5月	16,176人
小祿 児童館	字小祿5丁目 4番地2	鉄筋コンクリート造 2階建て	457.42	1984(昭和 59)年5月	25,791人
識名 児童館	識名2丁目5番 5号	鉄筋コンクリート造	498.94	1985(昭和 60)年1月	21,474人
国場 児童館	字国場353番地	鉄筋コンクリート造	402.58	1986(昭和 61)年5月	16,166人
大名 児童館	首里大名町 2丁目75番地	鉄筋コンクリート木造 瓦葺き2階建て	559.86	1992(平成 4)年7月	22,165人
金城 児童館	金城3丁目 5番地4	那覇市総合福祉 センター内	358.00	1995(平成 7)年4月	34,284人

安謝 児童館	安謝2丁目 15番1号	安謝福祉複合 施設ふれあい プラザ内	618.42	1998(平成 10)年4月	32,080人
古波蔵 児童館	字国場1169番 地4	鉄筋コンクリート造 4階建1階部分	263.68	2003(平成 15)年4月	15,064人
緑ヶ丘公園 集会所(に じいろ館)	牧志1丁目6番 55号	鉄筋コンクリート造 1階建て	238.80	2018(平成 30)年7月	12,811人

(イ) 地区ごとの配置状況

概ね人口に比例した施設数となっており、一定程度の均衡ある配置となっています。

地区ごとの館数	本庁地区4館	首里地区2館	真和志地区3館	小禄地区2館
2024(令和6)年 4月現在の19歳 以下の人口	17,560人	11,065人	18,471人	12,240人

(ウ) 開館日時

開館日： 原則、祝日及び第三日曜日以外は開館

開館時間： 午前10時から午後6時

その他の時間： 地域の活動拠点として利用する場合は、午後10時まで利用料金等を支払い、館を使用できる規定となっています。

(エ) 年代別利用状況

2023(令和5)年度で延べ約23万人の利用があり、小学生が約58%、保護者等が約18%、乳幼児が10%、中学生及び高校生が14%となっています。

(オ) 職員体制

- ・最低条件として館長1名、児童厚生員2名
- ・繁忙期には補助員等の配置をします。

② 課題

(ア) 本市の児童館等は、11館中6館が築30年を経過しており、老朽化が進んでいることから、設備を含む建物全体の大規模修繕等、その対策が急がれています。

(イ) 児童館の市内の配置については、一定程度の均衡ある配置となっており、4地区の地域バランスは一定程度保たれているものの、小学生等が徒歩圏域での利用を想定した場合、利用しづらい地域もある状況となっています。

(ウ) 近年、ニーズは多様化しており、これまでに児童館が果たしてきた遊びを通して機能・役割に加え、貧困や児童虐待、不登校、いじめ等の問題を抱えたこどもの観点から、こどもの居場所としての利活用などが求められており、これらの対応に見合う人員配置の検討が求められています。

(エ) 児童福祉法に基づき、児童館には、児童厚生員等の有資格者を置かなければなりません
が、その有資格者の確保が厳しい状況となっています。

(オ) 児童厚生員等の給与等の処遇については、児童館の機能拡充に向けても、役割に相当する
適正な人件費の確保や日曜日対応の職員不足など勤務体制の見直し等が必要となっています。

(2) 施策の方向性

① 施設整備について

(ア) 本市では、市の保有する施設の整備、改修・更新、管理運営の在り方を示す「那覇市ファ
シリティマネジメント推進方針」(2015(平成27)年3月策定、2022(令和4)年1月改
定)の観点から、長期的な少子高齢化を踏まえ、新設は行わないものとします。

(イ) 11館(緑ヶ丘公園集会所を含む。)体制の維持を基本とし、老朽化した館については、
児童館機能を維持するために施設毎に点検や調査、修繕を実施し、個別施設計画等を踏ま
え、施設の長寿命化の推進に努めていきます。

② 機能役割について

(ア) 地域における子育て環境の充実に向け、放課後総合プランによる居場所づくりを推進す
るとともに、小学校地域連携室等の他の公共施設の活用し、児童厚生員を派遣し、児童館
を利用しづらい地域への対応を推進するとともに、本市小学校区まちづくり協議会等の活
動にもつながる事業に取り組むものとします。

(イ) 平日の利用のうち、中学生及び高校生については、下校時間から閉館時間までの間隔が
短く、十分な児童館の利用が確保できないことから、夕方の時間帯において、適正な帰宅
時間の確保を前提に、13歳から18歳対象の利用時間を検討するものとします。

(ウ) 児童虐待及び貧困対策等を含め、地域におけるこどもの健全育成の結節点として相談・
調整等の機能を維持しつつ、相談強化のための相談員の配置を検討します。

(エ) 指定管理者制度による運営については、機能の強化等を図るとともに、児童厚生員を確
保し安定した運営を行うため、適正な指定管理料の確保を図るものとします。

2 母子生活支援施設における児童の福祉の増進

母子生活支援施設は、児童福祉法第7条で規定する児童福祉施設の一つであり、同法第38条に基づき、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」です。

本市は、那覇市母子生活支援センター「さくら」を、本市条例において児童の福祉の増進を図ることを目的に設置しています。

(1) 那覇市母子生活支援施設の現状と課題

① 現状

(ア) 設置・管理状況

施設名	那覇市母子生活支援センター「さくら」
所在地	那覇市首里烏堀町4丁目99番
施設の概要	開所日 平成15年8月1日 施設の内容 土地総地積 1,890.06 m ² 、建物総面積 1803.10 m ² 、鉄筋コンクリート3階建母子室(20室)、集会室、保育室、事務室、学習室、調理場他
運営手法	指定管理(公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会：令和3年度～令和7年度)
所管部署	こどもみらい部 子育て応援課

(イ) 入所状況：201世帯(令和5年度 延べ入所世帯数)

② 課題

(ア) 施設は、築20年を経過しており、老朽化が進むことを踏まえ、計画的に設備を含む建物全体の大規模修繕等の対策の検討が必要になっています。

(イ) 近年、施設の機能については、多機能化・高機能化が求められています。

(2) 施策の方向性

① 施設整備について

施設機能を維持するために、定期的な点検や調査を実施し、個別施設計画等を踏まえ、施設の長寿命化の推進に努めていきます。

② 機能役割について

施設の多機能化・高機能化の取り組みとして、親子関係再構築支援、地域のひとり親家庭等への支援等の推進に努めていきます。

3 こども家庭センターなはの設置

令和4年児童福祉法改正により、市町村において「こども家庭センター」の設置が努力義務となったことに伴い、既に設置されていた子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点を統合し一体化した組織として、令和6年4月から「こどもえがお相談課」を新設し、「こども家庭センターなは」が設置されました。

「こども家庭センターなは」では、親子健康手帳の交付から産前産後における妊産婦の相談、その後の子育てやこども自身からの相談等、こどもに関わる全ての相談についてワンストップで対応できる窓口を設置し、サポートプランの作成等によって、母子保健と児童福祉の連携強化体制を整えるほか、地域での見守り体制を構築するなど、虐待を発生させない支援体制の充実を図っています。

(1) こども家庭センターなはの現状と課題

① 現状

(ア) 組織体制

正規の職員として保健師が6人、社会福祉士3人、保育士1人、栄養士1人、臨床心理士1人が配置されているほか、会計年度任用職員として伴走型・乳児訪問支援員や家庭相談員その他、専門知識を持つ職員が一人一人に寄り添いながら切れ目なく支援している。

(イ) 事業

「妊娠期」には、親子健康手帳交付、妊婦健康診査事業、妊婦歯科健康診査事業、妊産婦栄養相談など。「出産・産後期」には、産婦健康診査事業、若年妊産婦の居場所事業、出産・子育て応援事業、産後ケア事業、離乳食教室、こんにちは赤ちゃん訪問事業、母子保健型利用者支援事業など。「子育て期」には、基本型利用者支援事業、LINE相談、養育支援訪問事業、短期入所生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業など。その他全体に係る事業としては、要保護児童対策地域協議会、ヤングケアラー支援体制強化事業、支援対象児童等見守り強化事業、こども家庭センターDX事業、児童虐待防止対策等総合支援事業などを実施している。

② 課題

(ア) 既存事業の拡充や新たな事業の要望に対応できる組織体制の強化

(イ) 虐待通報における戸別訪問体制の充実等

(2) 施策の方向性

① 施設整備について

令和6年度に開所に伴う改修工事を終え、今のところ施設整備の予定はありませんが、組織体制の強化に伴い必要に応じ整備していきます。

② 機能役割について

ワンストップで、妊産婦、子育て世帯、こども等に関する全ての相談に一体的に対応できる、子育て支援の総合窓口として安心して暮らせる環境づくりをサポートし、また、市役所で行う各種手続きの合間にも相談を受け、必要な手続きにつなぐことのできる相談窓口として、関係課と連携し、プライバシーに配慮したこども連れでも安心して利用できる相談しやすい環境を整えています。さらに、深刻な虐待事例を発生させない仕組みづくりとして、母子保健と児童福祉の専門性を高め、連携強化を図ることなどが挙げられます。

第8章 計画の進行管理

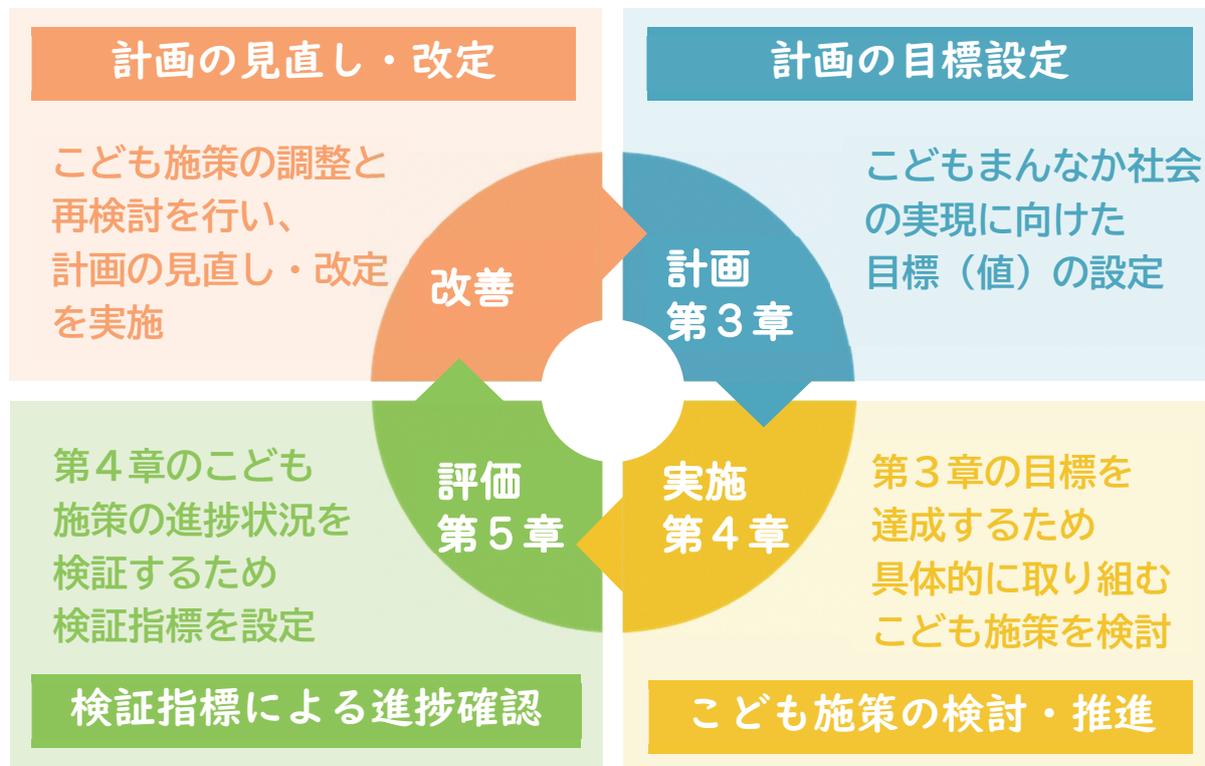
1 計画の推進に向けて

計画の点検・評価については、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:評価)、A(Action:改善)により計画の進行管理を行います。

「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標(第3章)、具体的なこども施策(第4章)及び施策の進捗状況を検証する指標(第5章)の関係は、以下のとおりです。

第3章では、「こどもまんなか社会」の実現に向けた目標と、それに対応する数値目標を設定しています。この目標を達成するための具体的なこども施策を第4章において記載しています。第5章では、第4章のこども施策に関連する指標を設定しております。さらに、施策の適切な進行を確認するため、第5章の指標のもとに中間見直しの検討や、次期計画策定の際に、実態調査等により状況を把握し、施策の調整や再検討を行い、より効果的な支援を実現していきます。

また、こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れることのないよう、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らせる環境を整えることが求められています。こうした考えの下、こども施策は「ライフステージを通じた重要施策」、「ライフステージ別の取組」、「子育て当事者への支援に関する取組」の3つの視点から構成しました。



2 計画の中間見直し及び次期計画の改訂について

計画の中間見直し及び計画の次期改訂にあたっては、学識経験者や、関係機関・関係団体の代表者、教育関係者、子育ての当事者、子ども・若者などから構成される「那覇市子ども政策審議会」において審議を行うとともに、庁内においても計画を策定するための「那覇市子ども計画検討会議」及び「那覇市子ども・子育て支援事業計画策定検討チーム」において、子どもみらい部及び関係各課の職員で計画の内容について協議を行います。

また、子どもや若者、子育て当事者等の状況やニーズを的確に把握し、より実効性ある計画とするため、各種ニーズ調査を実施するとともに、子ども・若者、子育て当事者からの意見聴取・意見募集を実施し、計画への反映に努めます。

1 那覇市こども政策審議会規則

平成19年9月28日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市こども政策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項の市町村こども計画に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の2第3項において準用する同令第174条の26第3項本文、第4項及び第5項前段の規定によりその権限に属させられた事項
- (5) その他本市のこども関連の施策に関する必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体に所属する者のうち、当該団体が推薦するもの
- (3) その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特別の事項の調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の合計の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第7条 特別の事項を調査審議するため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員及び臨時委員のうちから、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 前2条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。
- 4 部会長は、適宜その審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 5 審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こどもみらい部こども政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成23年11月21日において現に正委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

付 則(平成23年11月1日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年3月29日規則第45号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 那覇市障害児等早期療育委員会規則(昭和58年那覇市規則第33号)は、廃止する。

付 則(平成26年11月28日規則第55号)

(施行期日)

- 1 この規則中、第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。)附則第1条本文の施行の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正法附則第9条の規定により改正法の施行の前においても行うことができる行為に関する事項については、第2条の規定の施行の前においても、この規則の規定の例により、那覇市子ども政策審議会において調査審議することができる。

付 則(平成27年8月13日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和5年2月24日規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年10月28日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 那覇市子ども政策審議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属	正委員/臨時委員
1	てるや けんた 照屋 建太	沖縄キリスト教短期大学 教授	正委員 会長
2	おかはな きいちろう 岡花 祈一郎	琉球大学教育学部 准教授	正委員 副会長
3	あさと こうじ 安里 幸治	那覇市PTA連合会 会長	正委員
4	いは なりこ 伊波 就子	那覇市子ども会育成連絡協議会 副会長	正委員
5	うえはら のりこ 上原 周子	沖縄大学人文学部 教授	正委員
6	たから なみこ 高良 奈美子	那覇市民生委員児童委員連合会 副会長	正委員
7	なかま たかの 仲間 高乃	沖縄県中小企業家同友会 理事	正委員
8	みやくに さちこ 宮国 幸子	特定非営利活動法人おきなわCAPセンター 副代表	正委員
9	よこえ たかし 横江 崇	沖縄弁護士会 美ら島法律事務所	正委員
10	あざま ちはる 安座間 智美	那覇市母子寡婦福祉会	正委員
11	しまむら さとる 島村 聡	沖縄大学人文学部 教授	臨時委員
12	きんじょう たかかず 金城 隆一	沖縄青少年自立援助センター ちゅらゆい 代表理事	臨時委員
13	なかほど だいすけ 仲程 大輔	那覇市社会福祉協議会 地域福祉課長	臨時委員
14	うえさと ともこ 上里 とも子	沖縄県小児保健協会 副会長	臨時委員
15	とぐち すずか 渡久地 鈴香	那覇市立病院 小児科部長	臨時委員
16	やまざと なおこ 山里 直子	沖縄県労働者福祉基金協会 総合コーディネーター	臨時委員
17	しまぶくろ たかし 島袋 隆志	沖縄大学経法商学部 教授	臨時委員
18	まえざと みゆ 前里 美夢	琉球大学大学生	臨時委員

正委員 任期：2024(令和6)年10月21日～2026(令和8)年10月31日

臨時委員 任期：2024(令和6)年10月21日～2025(令和7)年3月31日

※18の委員 任期：2024(令和6)年11月13日～2025(令和7)年3月31日

3 那覇市こども計画策定経過

時期	内 容
2024（令和6）年2月5日 ～ 3月8日	子ども・子育てニーズ調査の実施 （2024（令和6）年2月5日～2月29日） 子どもの生活状況調査の実施 （2024（令和6）年2月13日～3月8日） こども計画のための意識調査の実施 （2024（令和6）年2月16日～3月8日） 子ども・子育てに関する事業所アンケート調査の実施 （2024（令和6）年2月22日～3月8日）
2024（令和6）年7月19日	2024（令和6）年度 第1回那覇市こども政策審議会
2024（令和6）年10月21日	2024（令和6）年度 第2回那覇市こども政策審議会 市長から那覇市こども政策審議会へ諮問
2024（令和6）年11月13日	2024（令和6）年度 第3回那覇市こども政策審議会
2024（令和6）年12月23日	2024（令和6）年度 第4回那覇市こども政策審議会
2025（令和7）年1月28日	2024（令和6）年度 第5回那覇市こども政策審議会
2025（令和7）年2月4日 ～ 3月3日	パブリックコメントの実施
2025（令和7）年3月19日	2024（令和6）年度 第6回那覇市こども政策審議会 那覇市こども政策審議会から市長へ答申
2025（令和7）年4月1日	那覇市こども計画公表

4 パブリックコメントの実施結果

■提出人数及び意見の数

提出人数	1人
意見件数	1件

■意見の内訳

意見分類	意見数
こども計画の重要施策に関する意見	1件

5 那覇市子育て支援ロードマップ

那覇市子育て支援ロードマップ ①

(令和7年4月1日時点)

支援	世帯・所得の要件	出生前	乳幼児期 (0歳～5歳)			学童期 (6歳～12歳)	思春期(13歳～18歳)		青年期 (19歳～29歳)	
			0歳		1歳～2歳		3歳～5歳	中学生		高校生
			0か月～5か月	6か月～12か月						
保育・教育に関する支援	世帯・所得に関する要件なし		<p>こども園や保育園に通えます(「保育の必要性の認定」が必要です。)</p> <p>3歳未満のこどもは月10時間こども園に通える「こども誰でも通園制度」申込が必要です。(令和7年度、公立は2園で実施します。)</p> <p>こども園や保育園に通っていないこどもを一時あずかって保育する「一時預かり保育事業」</p> <p>こども園や保育園に通っているこどもをいつもより長く保育する「延長保育事業」</p> <p>子育てをしている家族が集まる「地域子育て支援拠点事業」</p> <p>子育てを手助けしてくれる「ファミリー・サポート・センター」</p>			<p>教育の目的でこども園に通えます。</p> <p>こども園や保育園の利用は無償(月額の上限があります。)</p>	<p>学校給食費が半額になる「学校給食費支援事業」</p> <p>県外のスポーツ大会への派遣費用の支払を応援する「児童生徒のスポーツ県外派遣補助金」</p> <p>県外への派遣費用の支払を応援する「児童生徒の県外派遣旅費補助」</p> <p>放課後にみんなでスポーツや文化・芸能にふれる「放課後子ども教室」</p> <p>昼間、家に親がいないこどものための「放課後児童クラブ」</p>	<p>学校給食費が無償になる「学校給食費支援事業」</p> <p>不登校、登校しぶりのあるこどもや高校進学を希望する過卒生の学習を支援する「学習支援室」</p>		
		世帯・所得に関する要件	世帯の要件があるもの	<p>市民税非課税世帯のこどものこども園や保育園の利用は無償(月額の上限があります。)</p> <p>生活保護世帯、ひとり親世帯、在宅障がい者(児)のいる世帯のこども園や保育園の保育料を減額する「教育・保育施設保育料減額免除制度」</p>		<p>生活保護世帯、児童扶養手当世帯の放課後児童クラブの料金の支払を応援する「放課後児童クラブ利用料軽減事業」</p> <p>ひとり親家庭や養育者家庭のこどもの勉強を支援する「ひとり親家庭学習支援事業」</p> <p>生活保護世帯、就学援助世帯、児童扶養手当世帯の学習塾代の支払を応援する「まなびクーポン事業」</p>	<p>生活保護世帯や準要保護世帯のこどもの高校進学のための勉強を支援する「居場所型学習支援事業」</p>			
			所得の要件があるもの	<p>こどもが多い家庭のこども園や保育園の保育料を減額する「教育・保育施設保育料多子軽減制度」</p>	<p>こども園や保育園の給食費を減額する「教育・保育施設給食費減免制度」</p>					
			世帯・所得の要件があるもの			<p>生活保護世帯や市民税非課税世帯等のこどもたちの安心して楽しい学校生活のために学用品費や修学旅行費など必要な費用の一部を応援する「就学援助」</p>	<p>生活保護世帯等に属するこどもが県内大学に進学する際の学費を給付する「給付型奨学金」</p>			
保健・医療に関する支援	世帯・所得に関する要件なし	<p>不妊の治療をするための医療費の支払を応援する「先進医療不妊治療費助成事業(年齢要件あり)」</p> <p>妊婦の健康をまもるための「妊婦健康診査」</p> <p>妊婦の歯の健康をまもるための「妊婦歯科健康診査」</p>	<p>乳児や幼児の健康をまもるための「乳幼児健康診査」</p> <p>産婦の健康をまもるための「産婦健康診査」</p> <p>病気になったこどもや病気が治ったこどもをあずかる「病児保育・病後児保育」</p> <p>いろいろな種類の予防接種があります(予防接種の種類により接種の時期が定められています。)</p>							
		世帯・所得に関する要件	世帯の要件があるもの	<p>生活保護世帯、非課税世帯の妊婦は保健上の必要があれば助産施設に入り、出産できる「助産施設入所措置制度」</p>						
			所得により自己負担限度額に変動があるもの	<p>小さく産まれたり、予定より早く産まれたこどもの医療費の支払を応援する「未熟児養育医療費助成制度」</p> <p>こどもの医療費の支払を応援する「こども医療費助成制度」</p> <p>慢性的な特定疾病のあるこどもの医療費の支払を応援する「小児慢性特定疾病医療費助成制度」(継続治療が必要な場合は20歳の誕生日の前日まで申請ができます。)</p> <p>身体に障がいがあったり、治療をしないと将来的に障がいが残ると認められるこどもの医療費の支払を応援する「自立支援医療(育成医療)」</p>						
			世帯・所得の要件があるもの	<p>ひとり親家庭のこどもの医療費の支払を応援する「母子及び父子家庭医療費助成」(18歳到達後の最初の3月31日まで)</p>						

那覇市子育て支援ロードマップ ②

(令和7年4月1日時点)

支援	世帯・所得の要件	出生前	乳幼児期 (0歳～5歳)			学童期 (6歳～12歳)	思春期(13歳～18歳)		青年期 (19歳～29歳)	
			0歳		1歳～2歳		3歳～5歳	中学生		高校生
			0か月～5か月	6か月～12か月						
家計に関する支援	世帯・所得に関する要件なし	妊娠・出産時に経済的な支援をする「妊婦のための支援給付」	出産したときは各健康保険から「出産一時金」があります。			児童手当				
			児童手当							
	世帯・所得に関する要件	世帯の要件があるもの	出産する国保被保険者の保険料の一部について、産前産後期間の4か月分(多胎妊娠は6か月分)減額します。	国保に加入する未就学児にかかる国保料の均等割を減額します。						
		所得の要件があるもの		障害児福祉手当(20歳未満) 特別児童扶養手当(20歳未満 障がいの程度確認あり。)						
	世帯・所得の要件があるもの		児童扶養手当(対象児童に一定の障がいがある場合は20歳まで受給できます。)							
その他の支援	世帯・所得に関する要件なし		障がいのある療育を要する子どもが、児童発達支援等を利用できる「児童通所支援」(生活保護世帯と市民税非課税世帯は利用者負担がありません。)							
			絵本をプレゼントする「子育て支援ブックスタート事業」	障がいのある療育を要する子どもが、児童発達支援等を利用する際の利用者負担を無償にする「児童発達支援等の利用者負担無償化」			子どもを育てることが一時的に困難になったときに、子どもをあずかる「短期入所生活支援事業」(世帯や所得により料金が異なります。また、事由によっては利用できない場合があります。)			
	世帯・所得に関する要件	世帯の要件があるもの	育児、保健、学習等の相談事業を実施しています。							
		世帯・所得の要件があるもの	20歳未満の子どもがいる「ひとり親家庭等」の日常の家事を手伝う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」 保護や支援を必要とする母子家庭の生活の安定や自立を図るために「母子生活支援センターさくら」への入所 市営住宅の入居者の選考について「ひとり親家庭」「子どもが3人以上いる家庭」を優先する「定期入居優先選考」							



グラフの色について

- オレンジ色: お金に関する支援
- 緑色: お金以外の支援
- オレンジ色と緑色の両方: それぞれの施設で、受け入れる月齢や年齢に違いがあります。

裏表紙裏



那覇市のホームページアドレス及び QR コード
<https://www.city.naha.okinawa.jp/>



那覇市子ども計画
【編集・発行】

那覇市子どもみらい部 子ども政策課
TEL 098-861-2110 FAX 098-917-0106